



周。使<sub>レ</sub>蒲秋而吞<sub>レ</sub>卵。姜原而踐<sub>レ</sub>跡。則其生子。當<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>衰。奴以妖惑天下。奈何其有<sub>レ</sub>稷契<sub>一</sub>也。或曰。然則稷何以棄。無<sub>レ</sub>苗無<sub>レ</sub>害。或者姜原疑而棄<sub>レ</sub>之乎。鄭莊公寤生。驚<sub>レ</sub>姜氏。姜氏惡<sub>レ</sub>之。事固有<sub>レ</sub>然者<sub>一</sub>也。吾非<sub>レ</sub>惡<sub>レ</sub>夫異<sub>一</sub>也。惡<sub>レ</sub>夫遷之。以<sub>レ</sub>不祥<sub>一</sub>誣<sub>レ</sub>聖人<sub>上</sub>也。棄<sub>レ</sub>之而牛羊避。遷<sub>レ</sub>之而飛鳥覆。吾豈惡<sub>レ</sub>之哉。楚子文之生也。虎乳<sub>レ</sub>之。吾固不<sub>レ</sub>惡<sub>レ</sub>夫異<sub>一</sub>也。

其<sub>レ</sub>稷契有<sub>レ</sub>らんや。或<sub>レ</sub>は曰く、然らば則ち稷は何を以てか棄てらるると。曰く、稷の生るゝや、苗無く害無し、或は姜原疑つて之を棄てしか。鄭の莊公寤生して、姜氏を驚かす、姜氏之を惡むと。事固より然る者有り。吾は夫の異を惡むに非ざる也、夫の遷の不祥を以て聖人を誣ふるを惡む也。之を棄てゝ牛羊避け、之を遷して飛鳥覆ふと、吾豈之を惡まんや。楚の子文の生るゝや、虎之を乳せり。吾固より夫の異を惡まざる也。

● 謂の吐く沫 ● 西郷の一種といふ ● 周幽王の寵妃 ● 詩經生民篇に見ゆ、言は災に同じ ● 左傳に出づ、婦は妊なり、さかごなりと解する説最も從ふべきに似たり ● 左傳に出づ、鬬伯比鄧子の女に淫して子女を生む、鄧夫人之を雲夢の澤中に棄つ、虎之に乳す云々

管仲論

欠

# 欠

者。必此人也。郭汾陽見盧杞曰。此人得志。吾子孫無遺類一矣。自今而言之。其理固有可見者。以吾觀之。王衍之爲人。容貌言語。固有以欺世而盜名者。然不伎不求。與物浮沈。使晉無惠帝。僅得甲主。雖行百千。何從而亂天下乎。

ば吾族遺類無けんとな 人を傷はす怨を食らず 惠帝の如き暗庸の君主

盧杞之姦。固足以敗。然而不學無文。容貌不足。以動人。言語不足。以眩世。非德宗之鄙暗。亦何從而用之。由是言之。二公之料。子亦容有未必然也。今有人。口誦孔老

盧杞の姦は、固より以て國を敗るに足れり。然り而して不學無文、容貌以て人を動すに足らず、言語以て世を眩すに足らず。德宗の鄙暗に非ずんば、亦何に従つて之を用ひんや。是に由つて之を言へば、二公の二子を料る、亦容に未だ必ずしも然らざること有るべき也。今人有り、口に孔老の言を誦し、身に夷齊の行を履み、名を好むの士と、志を得ざるの人とを收召して、相與に言語を造作し、私に名字を立て、以て顔淵孟軻復出づと爲し、而して陰賊險狠、人と趣を異にす。是れ王衍盧杞合せて一人と爲る也、其禍豈言ふに勝ふべけんや。夫れ面垢づけば洗ふことを忘れず、衣垢づけば澣ぐことを忘れず、此れ人の至情也。今や然

之言。身履夷齊之行。收召好名之士。不得志之人。相與造作言語。私立名字。以爲顯淵孟軻復出。而陰賊險狠。與人異趣。是王衍盧杞合而爲一人也。其禍豈可勝言哉。夫面垢不忘洗。衣垢不忘澣。此人之至情也。今也不然。衣臣虜之衣。食犬彘之食。囚首喪面而

らず、臣虜の衣を衣、犬彘の食を食ひ、囚首喪面して詩書を談ず。此豈其情ならんや。凡そ事の人情に近からざる者は、大姦慝を爲さざる鮮し。豎刁・易牙・開方は是なり。世を蓋ふの名を以て、其の未だ形れざるの患を濟す。治を願ふの主、賢を好むの相有りと雖も、猶ほ將に擧げて之を用ひんとす。則ち其天下の患を爲すは必然にして、疑ふべき者無し、特に二子の比のみに非る也。孫子曰く、善く兵を用ふる者は、赫赫の功無しと。斯人をして用ひざらしめば、則ち吾が言過と爲して、斯人遇はざるの歎有らん、孰か禍の此に至るを知らんや。然らずば天下は將に其禍を被つて、吾知言の名を獲んとす。悲しいかな。

● 唐の德宗は庸王なりき ● 伯夷叔齊 ● はまれ評判を立て、 ● 陰に賊害の心を懷き、醜しくねぢけ片意地にして常人と其趣を異にす ● 賤人奴隷の著る如き者物を著 ● 犬や豚やの食ふ如き食物を食ひ ● 囚人の如く髪を梳らず、髮に居る如く汚れたる顔をして ● 世を蓋す程の不譽を盡みて未だ現れざる患を救はんとなす ● 王衍盧杞 ● 之に反して若し是等の人用ひられれば、吾不笑にして先見の譽を得ん、實に天下の爲に恥しむべしと也

談詩書此豈其情也哉。凡事之不近人情者。鮮不爲大姦慝。豎刁易牙開方是也。以蓋世之名而濟其未形之患。雖有願治之主。好賢之相。猶將擧而用之。則其爲天下患必然。而無疑者。非特二子之比也。孫子曰。善用兵者。無赫赫之功。使斯人而不用也。則吾言爲過。而斯人有不遇之歎。孰知禍之至於此哉。不然。天下將被其禍。而吾獲知言之名。悲夫。

# 卷之十七

## 審勢

治天下者。定所尙。所尙一定。至於千萬年。而不變。使民之耳目。純於一。而子孫有所守。易以爲治。故三代聖人。其後世遠者。至七八百年。夫豈惟其民之不忘。其功以至於。是。蓋其子孫

天下を治る者は尙ぶ所を定む、尙ぶ所一定すれば、千萬年に至るも變ぜず。民の耳目をして一に純にして、子孫をして守る所有らしむれば、以て治を爲し易し。故に三代の聖人、其後世遠き者、七八百年に至れるは、夫豈惟其民の其功を忘れずして以て是に至るのみならんや。蓋し其子孫、其祖宗の法を得て依據と爲し、以て永久なりしなるべし。夏の忠を尙び、商の質を尙び、周の文を尙ぶ、天下の宜しく尙ぶべき所を視て之を固執す。此を以て始め、此を以て終ふ。朝に文にして暮に質、以て自ら潰亂せず。故に聖人者出づれば、必ず先づ一代の尙ぶ所を定む。周の世は、蓋し周公有つて之が爲に禮を制して、而して天下遂に文を尙びぬ。後世賈誼といふ者有り、漢の文帝に説いて、亦先づ制度を定めんと欲せしが、

而も其説用ひらるゝを果さざりき。

- 何の術を尊ぶべきか
- 專一にして
- 夏殷周各々の始祖
- 忠信
- 質朴
- 文華
- 一定の主義を固く守る
- 漢文帝の臣、治安策を上りぬ

得其祖宗之法。而爲依據。可以永久。夏之尙忠。商之尙質。周之尙文。視天下之所宜尙。而固執之。以爲此而終。不朝文而暮質。以自潰亂。故聖人者出。必先定一代之所尙。周之世。蓋有周公爲之制禮。而天下遂尙文。後世有賈誼者。説漢文帝。亦欲先定制度。而

其説不果用。

今者天下幸方治安。子孫萬世帝王之計。不可不預定。於此時。然萬世帝王之計。常先定所尙。使其子孫可以安坐。而守其舊。至於

今は天下幸に方に治安なり、子孫萬世帝王の計、預め此時に定めずばあるべからず。然れども萬世帝王の計は、常に先づ尙ぶ所を定め、其子孫をして以て安坐して其舊を守るべからしめ、政弊るゝに至つて、然して後に其小節を變ずるも、而も其大體は卒に革易すべからず。故に世を享くること長遠にして、民苟簡せず。今や之を朝野の間に考へて、以て國家の尙ぶ所の者を觀るに、而も愚猶ほ惑ふこと有り。何となれば則ち天下の勢強弱有り、聖人其勢を審にして、之に應

政弊。然後變其小節。而其大體卒不可革。故享世長遠而民不荀。今也考之於朝野之間。以觀國家之所向者。而愚猶有惑也。何則。天下之勢有強弱。聖人審其勢而應之以權。勢強矣。強甚而不已。則折。勢弱矣。弱甚而不已。則屈。聖人權之而使其甚不至於

するに權を以てす。勢強し、強きこと甚しうして已まざれば則ち折る。勢弱し、弱きこと甚しうして已まざれば則ち屈す。聖人之を權して、其をして甚だ折と屈とに至らざらしむる者は、威と惠と也。夫れ強甚しき者は威竭きて振はず、弱甚しき者は惠褻れて下以て徳と爲さず。故に弱に處する者は威を用ふるに利ありて、強に處する者は惠を用ふるに利あり。強の威に乗じて以て惠を行へば則ち惠尊く、弱の惠に乗じて、以て威を養へば、則ち威發して天下震慄す。故に威と惠とは、天下強弱の勢を裁節する所以也。然り而して強弱の勢を知らざる者は、人を殺すの威有るも下懼れず、人を生ずの惠有るも下喜ばず。何となれば、威竭きて惠褻るゝが故也。故に天下を有つ者は、必ず先づ天下の勢を審知して、而る後に與に威惠を用ふるを言ふべし。先づ其勢を審知せずして、徒に我能く威を用ひ、我能く惠を用ふと曰ふ者は、未し。

● 改め變ふる能はず ● 苟且にし謀略にする事なし ● 我猶ほ不善に極へず ● 應機應變の策略 ● 權

術を取る ● 強き者折れず弱き者屈せざるやりにす ● 上の威應應くれば下其威に恐れず ● 惠に押れて惠を思はず ● 程よく制裁加減す

折與屈者。威與惠也。夫強甚者。威竭而不振。弱甚者。惠褻而下不以為徳。故處弱者利用威。而處強者利用惠。乘二強之威以行惠。則惠尊。乘二弱之惠以養威。而天下震慄。故威與惠者。所以裁節天下強弱之勢也。然而不知二強弱之勢者。有二殺人之威。而下不懼。有二生人之惠。而下不喜。何者。威竭而惠褻故也。故有二天下者。必先審知天下之勢。而後可與言用威惠。不先審知其勢。而徒曰我能用威。我能用惠者。未也。

故有強而益之以威。弱而益之以惠。以至於折與屈者。是可悼也。譬之一人之身。將欲飲藥。餌石以養其生。必先審觀其性之爲陰。

故に強にして之を益すに威を以てし、弱にして之を益すに惠を以てし、以て折と屈とに至る者有るは、是れ悼むべき也。之を一人の身に譬ふるに、將に藥を飲み石を餌し、以て其生を養はんと欲せんとするや、必ず先づ審かに其性の陰たり、其性の陽たるを觀て、之に投ずるに藥石を以てす。藥石の陽にして而も之に投ずるに陰を以てし、藥石の陰にして而も之に投ずるに陽を以てす。故に陰濁るゝに至らずして、陽も亢するに至らず。苟も先づ審かに己の陰たると、己

其性之爲陽。而投之以藥石。藥石之陽而投之以陰。藥石之陰而投之以陽。故陰不至於涸。而陽不至於充。苟不能先審觀己之爲陰。與己之爲陽。而以陰攻陰。以陽攻陽。則陰者固死於陰。而陽者固死於陽。不可救也。是以善養身者。先審其陰陽。而善制之。下者先審其強弱。以爲之謀。

昔者周有天下。諸侯大盛。當其盛時。大者已有地五百里。而畿內反不過二十里。

の陽たるを能はずして、陰を以て陰を攻め、陽を以て陽を攻めば、則ち陰者固より陰に死し、陽者固より陽に死し、救ふべからざらん。是を以て善く身を養ふ者は、先づ其陰陽を審かにし、善く天下を制する者は、先づ其強弱を審かにし、以て之が謀を爲す。

- 痛飲すべし
- 丹砂石脂の類を食ふ事
- 陽性の藥石を陰性の病に用ふるの謂なり
- 尤進するに至らば即ち陸地調節して極端に走らざると也

昔は周天下を有つて、諸侯大いに盛なり。其盛時に當つては、大なる者已に地を有つこと五百里、而も畿内は反つて千里に過ぎず。其勢弱と爲す。秦天下を有つや、散じて郡縣と爲し、聚めて京師と爲す。守令に大權柄無く、伸縮進退、我に在らざる無し。其勢強と爲す。然れども其成康の上に在るに方つては、諸侯小

其勢爲弱。秦有二天下。散爲郡縣。聚爲二京師。守令無大權柄。伸縮進退。無不在我。其勢爲強。然方其成康在上。諸侯無小大。莫不臣伏。弱之勢未見於外。及其後世。失德而諸侯禽奔。獸逐。各固其國。以相侵伐。而其上之人卒不悟。區區守姑息之道。而望其能以制服強國。是謂以三弱政一濟中弱勢。故周之天下卒斃於弱。秦自孝公。其勢固已嚴嚴焉。日趨於彊大。及其子孫。已并天下。而亦不悟。專任法制。以斬

大と無く、臣伏せざる莫く、弱の勢未だ外に見られず。其後世徳を失ふに及びて諸侯禽奔獸逐し、各々其國を固うし、以て相侵伐し、而して其上の人卒に悟らず、區區として姑息の道を守つて、其能く以て強國を制服せんことを望む。是を弱政を以て弱勢を濟ふと謂ふ。故に周の天下は卒に弱に斃れき。秦は孝公より、其勢固より已に嚴嚴焉として、日に彊大に趨き、其子孫已に天下を并するに及んで而も亦悟らず、専ら法制に任じて以て平民を斬斃しぬ。是を強政を以て彊勢を濟ふと謂ふ。故に秦の天下は卒に強に斃れぬ。周は恵に拘りて權を知らず、秦は威に勇にして本を知らず、二者皆天下の勢を審かにせざる也。

- 天子直轄の地
- 大權柄
- 總ての權限みな我に在り
- 周の成王康王の如き賢王
- 禽の如く走り獸の如く逃遁す
- 自己の領地を固守す
- 小事に拘泥する貌
- 盛に進出する貌
- 斬り殺つ、虐待せざるをいふ

捷平民。是謂以二疆政。濟中疆勢。故秦之天下卒斃於強。周拘於惠而不知權。秦勇於威而不  
知本。二者皆不善二天下之勢也。

吾宋制治。有二縣令。有二郡守。有二轉運使。以有大系。小。絲牽繩。總。總。合。於。上。雖。其。地。在。二萬里外。方。數千里。擁。兵。百。萬。而。天。子。一。呼。於。殿。階。開。三。尺。豎。子。馳。傳。捧。詔。召。而歸。之。京。師。則解。印。趨。走。惟恐。不。及。如。此之。勢。秦。之。所。特。以。強。之。勢也。勢強矣。然天下之病常病於弱。噫。有可強之勢。如秦。而反陷於弱者。何也。習於惠而怯於威也。惠太甚。而威不勝也。夫其所以習於惠而惠太甚者。實數而加於無功也。怯於威而威不勝者。刑弛而兵不振也。由賞與刑與兵之不得其道。是以有弱

して舉らざるも、敗官の罰、嚴を加へざる也。多く贖ひ數々赦し、罪有るを問はずして、典刑の禁、行ふ能はざる也。冗兵驕狂、力を負み賞を幸ふ、而も維持姑息の恩、敢て節せざる也。將帥軍を覆して匹馬返らず、而も軍を敗るの責、重きを加へざる也。羌胡強盛、中國を凌壓して、金繒を邀め幣帛を増すの恥も、怒ることを爲さざる也。此の類の若き者は、太だ弱きの實也。久しうして治めずんば、則ち又將に此より大にして、遂に浸微浸消、釋然として潰え、以て救止すべからざるに至る者有つて、之に乗せんとす。

- 各路の財政を監司する官なり
- 絹を添き踵を踏めるが如く親一あるを謂ふ
- たとひの字を入れて表ふ
- 七八才の小兒
- 驛車を馳せて命を傳ふ
- 役の印證、其官を去りて京に
- 走せ置くをいふ
- 以上を總括す
- 弱勢の結實
- 情りある
- 虚を空しうする謂
- 贖罪金恩
- 敵令等によりて有罪をも赦す
- 法律制令の禁條
- 無用の兵士
- 人器を擁護せんとする間に合せの恩
- 惠
- 敗亡の結果一馬だに返らざるとなり
- 西夏契丹
- 金幣
- 漸々微かに消え行くを謂ふ
- 上述の如き處につけ入らんとす



之實。著於外焉。何謂弱之實。曰。官吏曠惰。職廢不舉。而敗官之罰不加。數救。不問有罪。而典刑之禁不能行也。冗兵驕狂。負力幸賞。而維持姑息之恩不致。節一也。將帥覆軍。匹馬不返。而敗軍之責不加。重也。羌胡強盛。凌壓中國。而遺金幣。增幣帛之恥。不爲怒也。若此類者。太弱之實也。久而不治。則又將有大於此。而遂浸微。浸消。釋然而潰。以至於不可救止者。上乘之矣。

然愚以爲。弱在於政。不在於勢。是謂以二弱政一敗中強勢。今夫一與薪之火。衆人之所憚而不敢犯者也。擊而投之。河則何熱之能爲。是以負強秦之勢。而溺於二弱周之弊。而天

然して愚以爲らく、弱は政に在つて、勢に在らずと。是を弱政を以て強勢を敗ると謂ふ。今夫れ一輿薪の火は、衆人の憚つて敢て犯さざる所の者也。擧げて之を河に投せば、則ち何の熱をか之能く爲さん。是を以て強秦の勢を負みて、弱周の弊に溺れ、而して天下其強を知らざる者は此を以て也。然りと雖も政の弱は、勢弱の治め難きが若きに非ず。借如弱周の勢なりせば、必ず其諸侯を變易して、而る後に強能くすべき也。天下の諸侯、固より未だ變易し易からず、此又一日の故に非る也。若し夫れ弱政は、則ち威を用ひんのみ。以て朝に改めて夕に定むべき也。夫れ齊は古の強國なり。而して威王は又齊の賢王也、

下不知其強焉者。以此也。雖然政之弱。非若勢弱之難治也。借如弱周之勢。必變易其諸侯。而後強可能也。天下之諸侯。固未易二變易。此又非二一日之故也。若夫弱政。則用威而已矣。可二以朝改而夕定一也。夫齊。古之強國也。而威王。又齊之賢王也。當其即位。委政不治。諸侯竝侵。而人不知其國之爲強國也。一旦發怒。裂二萬家。封二即墨大夫。召烹阿大夫。與常譽阿大夫者。而發兵擊二趙魏。衛趙魏衛盡走。請和。而齊國人人震懼。不致飾非者。彼誠知其政之弱。而能用其威。以濟其弱也。

其位に即くに當つては、政を委して治めず。諸侯竝び侵して、人其國の強國たるを知らざりし也。一旦怒を發して、萬家を裂き即墨の大夫を封じ、召して阿の大夫と、常て阿の大夫を譽めし者とを烹て、兵を發して趙魏衛を撃ちしに、趙魏衛盡く走つて和を請ひ、齊國人人震懼し、敢て非を飾らざりし者は、彼誠に其政の弱を知つて、能く其威を用ひ、以て其弱を濟ひたれば也。

- 一車に積む程の薪のもゆる火
- どれ程に熱を出し得んや
- 諸侯の領地を變更移易す
- 容易には行はれ難き事也
- 事の行ひ易きを謂ふ
- 委任し一放棄す
- 債を渡して
- 近臣のモシリし即墨の大夫に萬家を封じ、近臣の稱せし阿の大夫を譽めせし故事
- 率先して和を請ふ

況今以天子

況んや今、天子の尊を以て郡縣の勢に藉り、言口より脱して四方響應す。其威を

之尊。藉郡縣之勢。言脫於口。而四方響應。其所以用威之資。固以完具。且有天下者。患不為焉。有為焉而不可者。今誠能一留意於用威。一賞罰一號令。一舉動。無不一切出於威。嚴用刑法。而不赦有罪。力行果斷。而不牽衆人之是非。用不測之刑。用不測之賞。而

用ふる所以の資、固より以て完具す。且つ天下を有つ者は爲さざるを患ふ。焉んぞ爲して可ならざる者有らんや。今誠に能く一たび意を威を用ふるに留め、一賞罰一號令、一舉動、一切威に出でざるなく、嚴に刑法を用ひて有罪を赦さず、力行果斷にして衆人の是非に牽かれず、不測の刑を用ひ、不測の賞を用ひて、天下の人をして之を視ると風雨雷電の如く、遽然として至り、截然として下り、其の從つて發する所を知らずして、逃遁すべからざらしめん。朝廷此の如くにして、然る後平民益々檢慎を務め、奸民猾吏も亦常に恐恐然として、刑法の其身に及ばんを懼れ、其手足を斂めて、敢て輒く法を犯さざらん。此之を強政と謂ふ。政強し。之を爲すと數年ならば、天下の勢以て復強うすべし。愚故に曰く、弱の恵に乗じて以て威を養はば、則ち威發して天下震慄せん。然らば則ち當今の勢を以て、所謂萬世帝王と爲つて、其大體卒に革易すべからざる者を求むるに、其の威を尙ばんのみ。或は曰く、當今の世、事誠に威を尙ふより便なる者無からん。然れども孰

使天下之人。視之如風雨雷電。遽然而至。截然而下。不知其所從發。而不可逃遁。朝廷如此。然後平民益務檢慎。而奸民猾吏亦常恐恐然懼刑法之及其身。而斂其手足。不敢輒犯法。此之謂強政。強政矣。爲之數年。而天下之勢。可復強。愚故曰。乘弱之惠。以發威。則威發。而天下震慄。然則以當今之勢。求所謂萬世帝王。而其大體卒不可革易者。其尙威而已矣。或曰。當今之事。誠無二便於尙威者。然孰知夫萬世之間。其政之不變。而必曰威耶。愚應之曰。威者。君之所恃以爲君也。一日而無威。是無君也。久而政弊。變其小節。而參之以惠。使不至若秦之甚可也。舉而棄之過矣。

或者又曰。王

或者又曰く、王者は德に任じて刑に任せず、刑に任ずるは霸者の事のみ、言ふべ

か夫の萬世の間、其政の變ぜずして、必ず威を曰ふを知らんやと。愚之に應へて曰く、威は君の恃んで以て君たる所也。一日も威無くんば、是れ君無き也。久しうして政弊えば、其小節を變じて、之を參ふるに惠を以てし、秦の甚しきが若きに至らざらしめんは可也。舉げて之を棄てんは過てりと。

- 自己の權力下のものとして之による意
- 天子の言出づれば天下等の如く應ず
- 耳を傾けず
- 思ひかけざる言動、豫め他の推測を許さざる言動をいふ
- 煥然といふに同じ
- 雷電の下る勢の鋭くして逃遁すべからざるを形容す
- 身を檢束し謹慎す
- 形勢
- 立國の大本
- 政治に弊害の生じたる場合
- 威にのみ任せたるが如き極端
- 威を悉く棄て去るは不可なり

者任德不任刑。任刑。謂者之事。非所宜言。此又非所謂知理者也。夫湯武皆王也。桓文皆霸也。武王乘紂之暴。出民於地。炮烙斬別之。荀又遂多殺。人。多刑。人以為治。則民之心去矣。故其治一出於禮義。彼湯則不然。桀之惡固無以異於紂。然其刑不若紂暴之甚也。

き所に非ずと。此れ又所謂理を知る者に非る也。夫れ湯武は皆王也、桓文は皆霸なり。武王は紂の暴に乗じて、民を炮烙斬別の地より出せり。荀も又遂に多く人を殺し、多く人を刑して、以て治を爲さば、則ち民の心去らん。故に其治は一に禮義に出でたり。彼湯は則ち然らず、桀の悪は固より以て紂に異なる無かりしも、然れども其刑は紂の暴の甚しきが若くならず、而も天下の民其風に化し、淫情法度を事とせず。書に曰く、有衆率る忘りて協はずと。而して又諸侯昆吾氏首として亂を爲せり。是に於て其強梗恣情不法の人を誅戮して、以て紛亂を定めき。故に記に曰く、商人は罰を先として賞を後にすと。桓文の事に至つては、則ち又皆刑に任せしに非る也。桓公は管仲を用ふ。管仲の書好んで刑を言へり。故に桓公の治は常に刑に任せり。文公は長者なり、其佐狐趙先魏、皆説くに刑法を以てせず、其治も亦未だ嘗て刑を以て本と爲さず。而も號は亦霸たりき。湯は王に非ずして文は霸に非ずと謂ふこと、得んや。故に刑を用ふるも必ずしも

而天下之民化其風。淫情不事法度。書曰。有衆率怠弗協。而又諸侯昆吾氏首爲亂。於是誅其強梗。意情不法之人。以定紛亂。故記曰。商人先罰而後賞。至於桓文之事。則又非皆任刑也。桓公用管仲。管仲之書好言刑。故桓公之治常任刑。文公長者。其佐狐趙先魏。皆不説以刑法。其治亦未嘗以刑爲本。而號亦爲霸。而謂湯非王。而文非霸也。得手。故用刑不必罰。而用德不必王。各觀其勢之何所宜用而已。然則今之勢。何爲不可用刑。用刑何爲不曰王道。彼不先審天下之勢。而欲應天下之務。難矣。

覇たらず、徳を用ふるも必ずしも王たらず、各其勢の何か宜しく用ふべき所なるかを觀んのみ。然らば則ち今の勢、何すれど刑を用ふべからざらん。刑を用ふる、何すれど王道と曰はざらん。彼先づ天下の勢を審にせずして、而して天下の務に應せんと欲するは難いかな。

- 專一 ● 殷祖四祖 ● 齊桓管文共比類たり ● 殷の紂王 ● 火あぶりや首きり足きりの刑罰 ● 教
- ひ出す ● 夏の桀王 ● 晉經湯誓の語、人民相親うて怒り情け一致協力することなしとの義 ● 殷の本紀
- に昆吾氏亂を爲すと出でたり ● 強情不良 ● 禮記表記篇 ● 齊の功臣管仲、管子は其者と稱せらる
- 寛厚仁義の人 ● 狐偃・趙衰・先穀・魏棼など

審 敵

於桓文之事。則又非皆任刑也。桓公用管仲。管仲之書好言刑。故桓公之治常任刑。文公長者。其佐狐趙先魏。皆不説以刑法。其治亦未嘗以刑爲本。而號亦爲霸。而謂湯非王。而文非霸也。得手。故用刑不必罰。而用德不必王。各觀其勢之何所宜用而已。然則今之勢。何爲不可用刑。用刑何爲不曰王道。彼不先審天下之勢。而欲應天下之務。難矣。

中國内也。四夷外也。憂在内者。本也。憂在外者。末也。夫天下無二內憂。必有二外懼。本既固矣。蓋釋其末以息肩乎。曰未也。古者夷狄憂在外。今者夷狄憂在内。釋其末可也。而愚不識方今夷狄之憂爲末也。古者夷狄之勢大弱。則臣小弱。則通大盛。則掠。吾小盛。則掠。吾

中國は内也、四夷は外也。憂の内<sup>うち</sup>に在る者は本也、憂の外<sup>そと</sup>に在る者は末也。夫れ天下内憂なくんば必ず外懼有り。本既に固し。蓋ぞ其末を釋て、以て肩を息めざるぞ。曰く未し。古は夷狄の憂外に在りき、今は夷狄の憂内に在り。其末を釋て、可なるも、而も愚は方今夷狄の憂の末たるを識らざる也。古は夷狄の勢大いに弱ければ則ち臣となり、小しく弱ければ則ち通れ、大いに盛なれば則ち侵し、小しく盛なれば則ち掠む。吾兵良にして食足り、將賢にして士勇なれば、則ち患中原に在らず。是の如くにして外憂と曰ふは可也。今の蠻夷は、姑く其臣と通とを望むこと無く、其志の侵掠に止らんことを求むとも得べからざる也。北胡の驕恣、日たるや久し。歳に金縢を邀むること、數十萬を以て計ふ。昔は吾に西羌の變有りしを、幸として、不遜の語を出し、以て中國を撼せり。天子邊民をして重ねて鋒鏑に困ましむるに忍びず。是を以て虜日に益々驕つて賄日に益々増す。今に迫んで凡そ數十百萬、而も猶ほ憊然として未だ其欲に満たず。

兵良而食足。將賢而士勇。則患不在。中原如是而曰。外憂可也。今之蠻夷。姑無望其臣與通。求其志止於不侵掠。而不可得也。北胡驕恣。爲日久矣。識遊金縢。以數十萬計。昔者幸吾有四羌之變。出不遜語。以撼中國。天子不忍使邊民重困於鋒鏑。是以虜日益驕。而賄日益增。迨今凡數十百萬。而猶憊然未滿其欲。視中國如外府。然則其勢又將不止數十百萬也。夫賄益多。則賦斂不得重。賦斂重。則民不得。不殘。故雖名爲息民。而其實愛其死。而殘其生也。名爲外憂。而其實憂在内也。

中國を視ること外府の如く然り。則ち其勢又將に數十百萬に止らざらんとす。夫れ賄益々多ければ、則ち賦斂重からざるを得ず、賦斂重ければ、則ち民殘せられざるを得ず。故に名は民を息ふと爲すと雖も、而れども其實は其死を愛みて其生を殘する也。名は外憂たるも、而も其實は憂内に在る也。

● 人民の肩をやすませざるか ● 未だ然らず ● 夷狄の中國に對する態度 ● 契丹 ● 弱からざるを指す ● 少盛ならざるを謂ふ ● 精元昊の亂 ● 宋より金幣を贈るを賦と稱すべしと謂へる類 ● 眞宗皇帝 ● 不満足の貌 ● 外國に在る府庫 ● 殘害せらるゝなり

外憂の去らざる、聖人猶ほ且之を恥づ。内憂にして之が計を爲さずんば、愚天下の久安にして變する無き所以を知らざる也。古は匈奴の強きも、冒頓に過ぎず。

爲<sub>二</sub>之計<sub>一</sub>。愚不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>天下之所<sub>一</sub>以久安而無<sub>レ</sub>變也。古者<sub>レ</sub>匈奴之強。不過<sub>二</sub>冒頓<sub>一</sub>。當<sub>二</sub>暴秦刻剝<sub>一</sub>。劉項戰奪之後。中國渣然矣。以<sub>レ</sub>今度<sub>レ</sub>之。彼宜<sub>レ</sub>遂入踐<sub>二</sub>中原<sub>一</sub>。如<sub>レ</sub>決<sub>二</sub>大河<sub>一</sub>。潰<sub>レ</sub>蟻壤。然卒不能<sub>レ</sub>越<sub>二</sub>其疆<sub>一</sub>。以有<sub>レ</sub>吾尺寸之地。何則。中原之疆。固皆百<sub>二</sub>倍於<sub>一</sub>匈奴。雖<sub>レ</sub>積衰新造。而猶足以制<sub>レ</sub>之也。

暴秦の刻剝、劉項戰奪の後に當つて、中國渣然たり。今を以て之を度るに、彼宜しく遂に入つて中原を踐むこと、大河を決し蟻壤を潰すが如くなるべし。然るに卒に其疆を越えて以て吾尺寸の地を有すること能はざりき。何となれば則ち中原の疆は、固より皆匈奴に百倍せり。積衰して新に造ると雖も、而れども猶ほ以て之を制するに足れり。五代の際、中原君無し。晉唐一時の利を苟もして、子行を以て匈奴に事へ、幽燕の地を割いて、以て其強大を資く。孺子繼いで立ち、大臣外に叛き、匈奴境を掃つて來寇するや、兵刃に血ぬらすして、京師守らず、天下其禍を被り、匈奴はより始めて中原を輕んずるの心有り。以爲らく、得て取るべしと。吾が宋の景德中に及んで、大舉して來り寇す。章聖皇帝一戰して之を却け、遂に之と盟つて以て和したり。夫れ人の情、勝つときは則ち狃れ、狃るれば則ち敗る。敗るれば則ち懲り、懲るれば則ち勝つ。匈奴石晉の勝に狃れて、而して景德の敗有り。景德の敗に懲る、愚未だ其の勝ちし所を知らず、甚だ懼るべき也。

● 匈奴の君主の名 ● 魏略なる政治 ● 漢の高祖劉邦と楚王項羽と ● 物の置き果つる貌 ● 曠野 ● 境域 ● 襄收の後新造せる國家 ● 唐と宋との間五十餘年五帝の君迭に興るをいふ ● 石敬瑭後晉と稱す ● 子の父に事ふる禮 ● 幽州高州等十六州の地 ● 敬瑭の後、出帝の時、大臣杜威契丹に降る、契丹汗に入り、帝を執へ去る ● 眞宗帝の尊號 ● 澶淵の役をいふ

五代之際。中原無<sub>レ</sub>君。晉唐苟<sub>二</sub>一時之利<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>子行<sub>一</sub>事<sub>二</sub>匈奴<sub>一</sub>。割<sub>二</sub>幽燕<sub>一</sub>之地。以<sub>レ</sub>資<sub>二</sub>其強大<sub>一</sub>。孺子繼立。大臣外叛。匈奴掃<sub>レ</sub>境來寇。兵不<sub>レ</sub>血刃。而京師不<sub>レ</sub>守。天下被<sub>二</sub>其禍<sub>一</sub>。匈奴自<sub>レ</sub>是始有<sub>レ</sub>輕<sub>二</sub>中原<sub>一</sub>之心。以爲可<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>而取<sub>レ</sub>矣。及<sub>二</sub>吾宋景德中<sub>一</sub>。大舉來寇。章聖皇帝一戰而却<sub>レ</sub>之。遂與<sub>レ</sub>之盟。以和。夫人之情。勝則狃。狃則敗。敗則懲。懲則勝。匈奴狃<sub>二</sub>石晉之勝<sub>一</sub>。而有<sub>二</sub>景德之敗<sub>一</sub>。而愚未<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>其所<sub>一</sub>勝。甚可<sub>レ</sub>懼也。

雖<sub>レ</sub>然數十年之間。能以無<sub>二</sub>大變<sub>一</sub>者何也。匈奴之謀。必曰。我百戰而勝<sub>レ</sub>人。人雖<sub>レ</sub>屈而我亦勞。馳<sub>二</sub>一介<sub>一</sub>入<sub>二</sub>中國<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>形凌<sub>レ</sub>之。以<sub>レ</sub>

然りと雖も數十年の間、能く以て大變無き者は何ぞや。匈奴の謀、必ず曰はん、我百戰して人に勝つ、人屈すと雖も我も亦勞す。一介を馳せて中國に入り、形を以て之を凌ぎ、勢を以て之を邀へ、歳に金錢數十百萬を得ること、此の如きこと數十歳にして、我數百千萬を益して、中國數百千萬を損し、吾日に以て富み、中國日に以て貧しく、然して後に以て爲す有るに足らんと。天北狄を生ず、之を犬戎と謂ふ。骨を地に投ずるに、信然として争ふ者は、犬の常也。今は則ち然

勢遼之。識得二金錢數十百萬。如此數十歲。我益二數百千萬。而中國損二數百千萬。吾日以富。中國日以貧。然後足以有爲也。天生二北狄。謂二之犬戎。投二骨於地。猶然而爭者。犬之常也。今則不然。邊境之上。豈無可乘之釁。使之來寇。大足以奪二郡。小亦足以殺二掠數千人。而彼不三以動二其心者。此其志非二小也。將二以蓄二其銳。而伺二吾隙。以伸二其所大欲。故不忍二以二小利而敗二其遠謀。古人有言曰。爲二虺弗摧。爲二蛇奈何。

匈奴之勢。日長。炎。今也柔而養之。以

らす。邊境の上、豈乗すべきの釁無からんや。之をして來寇せしめば、大は以て一郡を奪ふに足り、小は亦以て數千人を殺掠するに足らん。而も彼以て其心を動かさざる者は、此れ其志小なるに非る也。將に以て其銳を蓄へて吾隙を伺ひ、以て其大いに欲する所を伸べんとす。故に小利を以て其遠謀を敗るに忍びざるのみ。古人言有り、曰く虺たるるとき摧せずんば、蛇となれるを奈何と。

● 一人の使 ● 形勢を示して臨つけにする也 ● 意の欲するまゝに行はんとするなり ● 契丹も北狄の一種 ● 犬の吠へずよ親 ● 閑隙 ● 虺は小蛇なり、小さきうちに殺さずば成長の後々如何せんとの義、國語異語に出づ

匈奴の勢、日に長じて炎炎たり。今や柔にして之を養ひ、以て其卒に大變無きを冀ふも、其れ亦惑へるかな。且つ今中國の、生民の力を竭し、以て其の欲する所

冀三其卒無二大變。其亦惑矣。且今中國之。所下以竭二生民之力。以奉二其所二欲。而猶恐二恐焉。惟一物之不稱二其意者。非二謂二中國之力。不足三以支二其怒一耶。然以二愚度二之。當今中國。雖二萬無二有下如二石晉可二乘之勢一者。匈奴之力。雖二足以犯二邊。然今十數年間。吾可三以必無二犯二邊之憂一何也。非二畏二吾也。其志不三止二犯二邊也。其志不三止二犯二邊也。而力又未三足三以成二其所二欲。爲

を奉じて、而も猶ほ恐恐焉として一物の其意に稱はざらんを懼るゝ所以の者は、中國の力、以て其怒を支ふるに足らずと謂ふには非るか。然れども愚を以て之を度るに、當今中國、萬に石晉乗すべきの勢の如き者有ること無しと雖も、匈奴の力、以て邊を犯すに足ると雖も、然れども今十數年間、吾以て必ず邊を犯すの憂無かるべしとす。何ぞや。吾を畏るゝに非ずして、其志邊を犯すのみに止らざれば也。其志邊を犯すに止らずして、而して力又未だ以て其の爲さんと欲する所を成すに足らずんば、則ち其心、惟吾の一旦其好を絶ち、以て吾の厚略を失はんことを恐るゝ也。然り而して驕傲肯て少しも屈せざる者は何ぞや。其意に曰く、之を邀へて而る後に固しと。

● 盛大光明の貌 ● 柔に待遇す ● 契丹の勢を支へ防ぐだけの力なし ● 萬に一つも ● 勢を示して強要し而る後に固く得べしとすとなり

則其心惟恐吾之一且絕其好。以失吾之厚路也。然而驕傲不肖少風者何也。其意曰。遊

驚鳥將擊。必匿其形。昔者冒頓欲以攻漢。漢使至。輒匿其壯士健馬。故兵法曰。辭卑者進也。辭強者退也。今匈奴之君臣。莫不張形勢以夸我。此其志不欲戰明矣。闔閭之入楚也。因唐蔡。句踐之入吳也。因齊晉。

驚鳥の將に撃たんとするや、必ず其形を匿す。昔は冒頓以て漢を攻めんと欲す。漢の使至るや、輒ち其壯士健馬を匿しぬ。故に兵法に曰く、辭卑き者は進む也、辭強き者は退く也と。今匈奴の君臣、形勢を張つて以て我に夸らざるは莫し。此れ其志戰を欲せざることを明けし。闔閭の楚に入るや、唐蔡に因り、句踐の吳に入るや、齊晉に因れり。匈奴誠に吾と戰はんと欲せんか、曩には西に元昊の叛有り、河朔に王則の變有り、嶺南に智高の亂有り、此れ亦乘すべきの勢なりき。然るに終に以て動かざりしは、則ち其志の戰を欲せざるや又明けし。吁、彼戰を欲せずして、我遂に與に戰はずんば、則ち彼既に其志を得ん。兵法に曰く、其の欲する所を用ひ、其の能くする所を行ひ、其の能くせざる所を廢す。敵に於ては是に反すと。今乃ち此と異なること無からんや。且つ匈奴の力、既に未だ以て其の大いに

匈奴誠欲與吾戰耶。曩者陝西有元昊之叛。河朔有王則之變。嶺南有智高之亂。此亦可乘之勢矣。然終以不動。則其志之不欲戰。又明矣。吁。彼不欲戰。而我遂不與戰。則彼既得其志矣。兵法曰。用其所不能。敵反是。今無乃與此異乎。且匈奴之力。既未足以伸其所大欲。而奪一郡。殺掠數千人。之利。彼又不以動其心。則我勿路而已。勿路而彼以爲辭。則對曰。爾無功於吾。歲欲吾路。吾有戰而已。路不可得也。雖然。天下之人必曰。此愚人

欲する所を伸ぶるに足らず、而も一郡を奪ひ、數千人を殺掠するの利、彼又以て其心を動かさざるときは、則ち我路する勿からんのみ。路する勿くして彼以て辭と爲さば、則ち對へて曰はん、爾吾に功無し、歲に吾路を欲す。吾は戰ふ有らんのみ、路は得べからざるなりと。然りと雖も、天下の人必ず曰はん、此れ愚人の計也、天下孰か路するの害と爲つて、路する勿きの利たるを知らざらんや。願ふに勢不可なるのみと。

- 強き鳥、肉食鳥の類
- 本卷の石昌言が北使と歸りしを送る引を参照す
- 孫子行軍篇
- 吳王の名、唐蔡二國と共に楚を伐つ
- 句踐は越王、吳兵が齊晉の役に勝きたるを計つて伐つ
- 趙元昊
- 慶曆七年貝州の王則叛す
- 皇祐四年廣源州の蠻智高反す
- 反對にすべしとの義
- 言ひぐさす

愚以爲不然。當今夷狄之勢如漢七國之勢。昔者高祖急於滅項籍。故舉數千里之地以王諸將。項籍死。天下定。而諸將之地。因遂不可削。當是時。非劉氏而王者八國。高祖懼其且爲變。故大封吳楚齊趙同姓之國。以制之。既而信越布。皆誅死。而吳楚齊趙之

愚以爲らく然らず、當今夷狄の勢は、漢の七國の勢の如し。昔は高祖項籍を滅するに急なり、故に數千里の地を擧げて以て諸將を王とせり。項籍死し、天下定つて、諸將の地、因つて遂に削るべからず。是時に當つて、劉氏に非ずして王たる者八國あり。高祖其の且に變を爲さんとするを懼る。故に大いに吳楚齊趙同姓の國を封じて以て之を制しぬ。既にして信越布皆誅死せられて、吳楚齊趙の強、反つて以て制すること無し。是時に當つて、諸侯王名は臣たりと雖も、而も其實は帝制の心有らざるは莫し。膠東・膠西・濟南・又従つて之に和す。是に於て、擅に人を爵し、死罪を赦し、黃屋を戴く。刺客公行し、七首京師に交る。罪至て彰れ、勢至つて通れり。然るに當時の人、猶ほ且徇佯容與、慮るに足らざるが若く、月に歳を圖らず、朝に夕を計らず、循循として之を摩し、煦煦として之を吹くのみ。幸にして大變無く、以て孝景の世に及びぬ。

● 吳・楚・齊・趙・膠西・膠東・濟南 ● 項羽に同じ ● 楚王韓信・梁王彭越・韓王信・長沙王吳芮・淮南王黥布

強。反無以制。當是時。諸侯王雖名爲臣。而其實莫不有帝制之心。膠東膠西濟南。又從而和之。於是擅爵人。赦死罪。戴黃屋。刺客公行。七首交於京師。罪至彰也。勢至逼也。然當時之人。猶且徇佯容與。若不足慮。月不闕歲。朝不計夕。循循而摩之。煦煦而吹之。幸而無大變。以及於孝景之世。

王叔業・趙王彭越・梁王彭越  
● 天子の事は黃屋を以て爵の裏とす故に曰ふ、以上擅に人を爵し、死罪を赦し、黃屋の車に乗るは、即ち帝制を何す所以なり ● 刺客の多きをいふ ● 徇佯容與の義、盛々閑々として也 ● 其日暮しの謂なり、月は月に満まして年計を過ぎ、朝は朝に満まして夕の計を立てずと也 ● 氣息を吹きかけて温むるなり、結息の安を爲すの義

有謀臣曰。愚錯始議下諸侯。地以損其權。天下皆曰。諸侯必且反。錯曰。固也。削亦反。不削亦反。削之則反。疾而禍小。不削則反。遲而

謀臣錯と曰ふもの有り、始めて諸侯の地を削り、以て其權を損せんことを議す。天下皆曰く、諸侯必ず且に反せんとすと。錯曰く固より也。削るも亦反し、削らざるも亦反す。之を削るときは則ち反疾くして禍小なり、削らざるときは則ち反遅くして禍大なり。吾其の今に及んで反せざるを懼ると。天下皆曰く、愚錯は愚なりと。吁、七國の禍、免れざるを則す、其の遠に發して禍大ならんよりは、近に發して禍小なるに若かじ。小禍を以て大禍に易ふ。三尺の童子と雖も、皆其當然



禍大。吾懼其不及。今反也。天下皆曰。錯。愚。吁。七國之禍。期於不免。與其發於遠。而禍大。不若發於近。而禍小。以二小禍。易二大禍。雖三尺童子。皆知其當然。而其所以不與錯者。彼皆不知其勢。將有遠禍。而度己不及。見謂可。以。寄之後人。以苟免。吾身。上者。也。然則錯爲一身一謀。則愚。而爲二天下。一謀。則智。人君又安可。捨二天下之謀。而用。一身之謀。哉。

なるを知らん。而も其の錯に與せざる所以の者は、彼皆其勢將に遠禍有らんとするを知らざると、其勢將に遠禍有らんとするを知るも、而も己が見るに及ばざるを度り、以て之を後人に寄せて以て、苟も吾身を免るべしと謂ふ者と也。然らば則ち錯は、一身の爲に謀るは則ち愚にして、天下の爲に謀るは則ち智なり。人君又安んぞ天下の謀を捨て、一身の謀を用ふべけんや。

● 聖る今の内に早く反せざるが心配なり ● どの道見ざる能はざる事に定まれり ● 二歳半を一尺とす即ち八才の稱なり ● 自己の生涯の中には其禍亂の起るべきを度なり ● 責任は後々の人に著す

今者匈奴之強。不減於七國。而天下之

今は匈奴の強、七國に減せずして、天下の人、又當時の議を用ひ、因循維持して、以て今に至る。方に且つ以て事無しと爲す。愚以爲らく、天下の大計は、略す

人。又用當時之計。因循維持。以至於今。方且以爲無事。而愚以爲天下之大計。不如勿略。勿略則變疾而禍小。略之則變遲。而禍大。畏其疾也。不若畏其大也。樂其遲也。不若樂其小也。天下之勢。如下坐。弊船之中。駁駁乎。將入於深淵。不及其尙淺也。舍之。而求所以自生。

る勿きに如かず、略する勿きときは則ち變疾くして禍小なり、之に略するときは則ち變遅くして禍大なり。其疾を畏れんは、其大を畏るゝに若かじ、其遲を樂まんは、其小を樂むに若かじ。天下の勢は、弊船の中に坐し、駁駁乎として將に深淵に入らんとするが如し。其尙ほ淺きに及んで、之を捨て、自ら生くる所以の道を求めず、而も足を濡すを以て解を爲す者は、是れ固より夫の覆溺の道也。聖人は患を未だ萌さざるに除き、然る後に能く禍を轉じて福と爲す。今や不幸にして之を養つて以て此に至れり。而して近憂小患も、又憚つて決せずば、則ち是れ遠憂大患も、終に去るべからざる也。赤壁の戦は、惟周瑜呂蒙のみ其勝を知り、吳を伐つの役は、惟羊祜張華のみ以て是と爲せり。然らば則ち宏遠深切の謀は、固より庸人の意に合ふこと能はず。此れ量錯の愚たる所以也。然りと雖も錯の謀は、猶ほ遺憾有り。何となれば錯七國の必ず反するを知つて、而も反に備ふるの計を爲さず。山東變起つて、關内騷動せり。今は匈奴の禍、又七國の制し難き

之道而以誦足爲解者。是固夫覆溺之道也。聖人除患於未萌。然後能轉禍而爲福。今也不幸養之以至此。而近憂小患。又憚而不決。則是遠憂大患。終不可去也。赤壁之戰。惟周瑜呂蒙知其勝。伐吳之役。惟羊祜張華以爲是。然則宏遠深切之謀。固不能合庸人之意。此最錯所以爲愚也。雖然。錯之謀。猶有二遺憾。何者。錯知七國必反。而不爲備。反之計。山東變起。而關內騷動。今者匈奴之禍。又不若七國之難制。七國反。中原半爲敵國。匈奴叛。中國以全制其後。此又易爲謀也。

然則謀之奈何。曰。匈奴之計。不過三。一曰聲。二曰形。三曰實。匈奴

に若かず。七國の反は、中原半は敵國と爲りしが、匈奴の叛は、中國全を以て其後を制すべし、此れ又謀を爲し易き也。

● 漢景帝時代の議 ● 改善する所なくしてそのまゝ、ぐゞぐと持續す ● やぶれたるぼろ船 ● 舟を捨て、は足を濡らすからといふ位の事を以て言譚の辭とするなり ● 曹操吳に入るや、吳臣皆和を請す、周瑜呂蒙圍り主城説を持ち、終に赤壁の下に大勝せり ● 晉の成軍中、吳を伐つ、當時の晉人皆羊祜等の議を危ぶめり ● 長安の地をいふ

然らば則ち之を謀ること奈何。曰く、匈奴の計は三つに過ぎず。一に曰く聲、二に曰く形、三に曰く實。匈奴は中國怯ると謂ふこと久し。吾を以て終に敢て之と抗せずと爲し、且つ其心常に前好を固くして厚賂を得、以て其力を養はんと欲す。今や邊に之を絶たば、彼必ず曰はん、戰つて勝つは、坐して賂を得るの利たるに如かず。華人怯る、吾先聲を以て之を勝すべし、彼將に復我に賂せんとすと。是に於て遠近に宣言すらく、我將に某日を以て某所を圍み、某日を以て某所を攻めんとすと。此の如くする之を聲と謂ふ。邊郡に命じ士卒を休せしめ、旗鼓を偃せ、寂然其聲を聞かざるが若くす。聲既に動す能はざれば、則ち彼の計、將に形に出でんとす。道を除ひ棘を剪り、多く疑兵を爲して以て吾城に臨まん。此の如くする之を形と謂ふ。溝を深くし壘を固うし、野を清めて以て待ち、寂然として其形を見ざるが若くす。形又動す能はずんば、則ち技は此に止る。將に遂に兵を練り馬に秣ひ、以て實に出でんとす。實にして之と戦はば、之れを破らんこと易きのみ。

謂中國怯久矣。以吾爲終不敢與之抗。且其心常欲固前好而得厚賂。以養其力。今也邊絶之。彼必曰。戰而勝。不如坐而得賂之爲利也。華人怯。吾可下先聲。臨之。彼將復言於遠近。我將以某日圍某所。以某日攻某所。如此謂之聲。命邊郡休士卒。俟

● 下文言之を説けり ● 從前よりの好を堅固にして賂物を求む ● 風説を先に立て、 ● 聲は同じ ● 行陣の邪風物を掃除す ● 敵を惑はす爲めの虚偽の軍兵 ● 聲作の物を刈取りて

旗鼓寂然若不聞其聲。聲既不能動。則彼之將。出於形。除道翦棘。多爲疑兵。以臨吾城。如此謂之形。深溝固壘。清野以待。寂然若不見其形。形又不能動。則技止此矣。將遂練兵。秣馬以出於實。實而與之戰。破之易耳。

彼之計。必先出於聲與形。而後出於實。者。出於聲與形。期於我懼。而以重賂。請和也。出於實。不待已而與我戰。以幸一時之勝也。夫勇者。可以施之於怯。不可施之於智。今夫叫呼跳躍。以氣先者。世

彼の計は、必ず先づ聲と形とに出で、而る後に實に出でん者なり。聲と形とに出づるは、我が懼れて重賂を以て和を請はんを期する也。實に出づるは、已むを得ずして我と戦ひ、以て一時の勝を幸するのみ。夫れ勇なる者は以て之を怯に施すべきも、以て之を智に施すべからず。今夫れ叫呼跳躍、氣を以て先んずる者は、世の所謂善く闘ふ者也。然りと雖も、全力を蓄へて以て之を待つときは、則ち未だ始より勝たずんばあらず。彼の叫呼する者は聲也、跳躍する者は形也、以て之を待つこと無くんば、則ち聲と形とは、亦以て人に卒に乗するに足らん。然らずば、徒に自ら其力を無用の地に弊して、是を以て勝つ能はざらん。韓許公宣武軍に節度たり、李師古、公の嚴整なるを忌み、來り告げしめて曰く、吾將に

之所謂善闘者也。雖然。若全力以待之。則未始不勝。彼叫呼者聲也。跳躍者形也。無以待之。則聲與形者。亦足以乘人於卒。不然。徒自弊其力於無用之地。是以不能勝也。韓許公節度宣武軍。李師古忌公嚴整。使來告曰。吾將假道伐滑。公曰。爾能越吾界爲盜耶。有以相待。無爲虛言。

● 聲を蓄へて以て之を待つこと無くんば、則ち聲と形とは、亦以て人に卒に乗するに足らん。● 韓許公宣武軍に節度たり、李師古、公の嚴整なるを忌み、來り告げしめて曰く、吾將に

道を假りて滑を伐たんとすと。公曰く、爾能く吾界を越えて盜を爲すか。以て相待つこと有り、虚言を爲す無かれと。

滑師告急。公使謂曰。吾在此。公安無恐。或告除道翦棘。兵且至矣。公曰。兵來不除道也。師古詐窮。遷延以遁。愚故曰。彼

滑の師急を告ぐ。公謂はしめて曰く、吾此に在り、公安んじて恐るゝ無かれと。或ひと道を除ひ棘を翦り兵且に至らんとすと告ぐ。公曰く、兵の來るは道を除はずと。師古詐窮り、遷延して以て遁れぬ。愚故に曰く、彼が計、聲と形とに出で、而も動す能はずんば、則ち技此に止らん。之と戦つて之を破るは易きのみと。方今匈奴の君、内難有つて新に立つ。意ふに其れ必ず與し易からん。鄰國の難

計出於聲與形而不能動。則技止此矣。與之戰。破之。易耳。方今匈奴之君。有內難。新立。意其必易與。鄰國之難。霸王之資也。且天與不取。將受其弊。賈誼曰。大國之王。幼弱未壯。漢之所置。傅相。方握其事。數年之後。大抵皆冠。血氣方剛。漢之傅相。以病而賜罷。當是之時。而欲爲安。雖幾舜不能。嗚呼。是七國之勢也。

は霸王の資也、且つ天の與ふる取らずんば、將に其弊を受けんとす。賈誼曰く、大國の王、幼弱未だ壯ならず。漢の置く所の傅相、方に其事を握る。數年の後は、大抵皆冠して、血氣方に剛に、漢の傅相、病を以て罷を賜はらん。是の時に當つて、安を爲さんと欲するは、堯舜と雖も能はずと。嗚呼、是れ七國の勢也。

- 遼通して遼通す ● 仁宗至和二年契丹主與宗浚し于洪基立つ ● 蜀王の業を定むる好資料 ● 范蠡の語
- 國語通語に出づ ● 漢の賢臣 ● 漢の宗室より附け置きし輔佐の臣 ● 成年元服をいふ ● 暇を賜うに官を罷むるに至らん ● 天下の安寧

任 相 (衡論の一)

古之善觀人相何如人而

古の善く人の國を觀る者は、其相の何如なる人かを觀るのみ。議者常に曰く、將と相と均しと。將は特に一大有司のみ、相の伴に非る也。國に征伐有つ

已。議者常曰。將與相均。將特一大有司耳。非相伴也。國有征伐。而後將權重。有征伐。無征伐。相皆不可。一曰。輕相賢耶。則羣有司皆賢。而將亦賢矣。將賢耶。相雖不賢。將不可易也。故曰。將持一大有司耳。非相伴也。任相之道。與任將不同。爲將者。大概多才。而或頑鈍無恥。非皆節廉好禮。不可犯者也。故不必優以體貌。而其有不羈不法之事。則亦不可以常法。御之。何則。豪縱不羈。約束者。亦將之常態也。

て、而して後に將の權重し。征伐有るも、相は皆一日も輕かるべからず。相賢ならんか、則ち羣有司皆賢にして、而して將も亦賢なり。將賢ならんか、相賢ならずと雖も、將は易ふべからざる也。故に曰く、將は特に一大有司のみ、相の伴に非ずと。相に任ずるの道は、將に任ずると同じからず。將たる者は大概多才、而して或は頑鈍無恥、皆節廉禮を好み、犯すべからざる者のみに非る也。故に必ずしも優するに體貌を以てせず、而して其の不羈不法の事有るも、則ち亦常法を以て御すべからず。何となれば則ち豪縱にして約束に趨かざる者は、亦將の常態なれば也。

- 役人 ● 比類に非ず ● 將は相を易ふること能はず ● 頑固無恥 ● 節度あり隱恥心あり ● 優遇 ● 容を以て禮する ● 規則に従はず法令に背く類

武帝親大將軍。往往往。而李廣利破大宛。殺士卒之罪。則殺而不問。此任將之道也。若夫相。必節廉好禮者爲也。又非豪縱不趨約束者爲也。故接之以禮而重責之。古者相見於天子。天子爲之離席起立。在道爲之下。與有病相問。不幸而死。親弔待之。如此

武帝の大將軍を視るや、往往往に詣す。而して李廣利が大宛を破り、士卒を殺せし罪は、則ち寢いて問はざりき。此れ將に任ずるの道也。若し夫れ相は、必ず節廉禮を好む者の爲なり。又豪縱約束に趨かざる者の爲に非ざる也。故に之に接するに禮を以てして重く之を責む。古は相の天子に見ゆるや、天子之が爲に席を離れて起立し、道に在つては之が爲に輿を下り、病有れば相問ひ、不幸にして死すれば親ら弔す。之を待つこと此の如く其れ厚し。然れども其の罪有るや亦私せざる也。天地の大變、天下の大過にして、而して相不起を以て聞す。相任に勝へざれば、策書至つて、布衣府を出で、免す。相他の失あつて、棧車牝馬、歸つて以て過を思ふ。夫れ之に接するに禮を以てして、然る後に以て其責を重うして、怨言無からしむべし。之を責むること重し、然して後に之に接するに禮を以てして過と爲さじ。禮薄うして責重ければ、彼將に曰はんとす、主上我を遇するに何の禮を以てし、我を重うするに此責を以てす、甚しいか

其厚。然其有罪亦不私也。天地大變。天下大過。而相以不起一聞矣。相不勝任。策書至。而布衣出府免矣。相有他失。而棧車牝馬。歸以思過矣。夫接之以禮。然後可以重其責。而使之無怨言。責之重。然後接之。以禮而不爲過。禮薄而責重。彼將曰。主上遇我以何禮。而我以此責之也。甚矣。責輕而禮重。彼將遂弛然。不肯自飭。故禮以維其心。而重責以勉其意。而後爲相者。莫不盡忠於朝廷。而不恤其私。

な、責輕うして禮重きこと。彼將に遂に弛然として肯て自ら飭せざらんとす。故に禮以て其心を維ぎ、重責以て其意を勉めて、而して後に相たる者、忠を朝廷に盡さざるは莫くして、其私を恤へず。

● 漢の武帝、衛青將軍を視るとき、則に居せしことあり ● 李廣利大宛を伐つや、將軍死して士を愛せざして却つて言ふ者を殺せり ● 責任を重大にする也 ● 私に容免することをせず ● 過を自己に引き歸氣にて出仕不可能なりと奏す ● 詔命書 ● 宰相の衣冠を去り、賤服なりて相府を退き免官となる ● 竹木製の相木なる車を牝馬に引かしむ ● 氣を緩むる貌 ● 戒備 ● 私事を心配することなし

吾觀賈誼書。至所謂長太息者。常反覆。讀不能已。以

吾賈誼の書を觀て、所謂長太息すといふ者に至りて、常に反覆して讀んで已むと能はず。以爲らく誼は文帝の時に生る。文帝の將相大臣を遇するや、禮無しと

爲誼生文帝時。文帝遇將相大臣。不爲無禮。獨周勃一下獄。誼遂發此。使誼生於近世。見其所三以過宰相者。則當復何如也。夫湯武之德。三尺豎子。皆知其爲聖人。而猶有伊尹太公者。爲師友。非賢於湯武也。而二聖人者。特不願以師友之明。有尊也。

爲す。獨り周勃一たび獄に下るも、誼遂に此れを發せり。誼をして近世に生れ、其の宰相を遇する所以の者を見しめば、則ち常に復何如かすべき。夫れ湯武の徳は、三尺の豎子も、皆其の聖人たるを知る。而も猶ほ伊尹太公といふ者有りて、師友と爲れり。伊尹太公湯武より賢なるには非る也。而も二聖人者、特に願みずして以て之れを師友とす。尊有るを明にする也。噫近世の君、姑く此に責むること勿れ。天子の御坐、宰相を見て起つ者之れ有りや、無し。輿に在つて下る者之れ有りや、亦無し。天子殿上に坐すれば、宰相と百官と下に趨走す。掌儀の官名いひて之れを呼ぶこと、郡守が胥吏を召ぶか若きのみ。臣子此を爲す、亦然るに過ぎずと雖も、尊を尊び貴を貴ぶの道は、是の若く褻れざる也。

● 賈誼の治安策に長大愚才べきもの六ありと謂へるを指す ● 漢朝並以來の功臣 ● 殷の湯王周の武王 ● 伊尹は湯を輔け、太公望は武王を輔く ● 禮はざるなり ● 天子の側も尊ぶ所あるを明示するなり ● 以上の例は姑く措けとの義 ● 朝廷の禮儀を尊ぶ者 ● 小役人 ● 臣子の分としては以上の如くする外に致方なけれどとの意

噫近世之君。姑勿責於此。天子御坐。見宰相而起者。有之乎。無矣。在輿而下者。有之乎。亦無矣。天子坐殿上。宰相與百官趨走於下。掌儀之官。名而呼之。若郡守召胥吏耳。雖臣子爲此。亦不爲然。尊貴貴之道。不若是褻也。

夫既不能待之以禮。則其罪之也。吾法將亦不得用。何者。不果於用禮。而果於用刑。則其心不服。故法曰。有某罪。而加以某刑。及以其免相也。既曰有某罪。而刑不加焉。不爲過。削之一官。而出中之大藩。鎮此其弊。皆

夫れ既に之を待つに禮を以てする能はずんば、則ち其の之を罪するや、吾法將に亦用ふるを得ざらんとす。何となれば、禮を用ふるに果さずして、刑を用ふるに果すときは、則ち其心服せず。故に法に曰く、某罪有つて之に加ふるに某刑を以てすと。其の相を免するに及んでは、既に某罪有りと曰ふも、而も刑は加へず。之が一官を削つて、之を大藩鎮に出すに過ぎず。此れ其弊、皆之が禮を爲さざるに始る。賈誼曰く、中罪にして自ら弛め、大罪にして自ら裁すと。夫れ人我を誅せず、安んぞ其身を棄つるに忍びんや。此れ必ず大いに其君に愧づる有ればなり。故に人君は、必ず以て其臣を愧ぢしむる有れば、則ち其臣爲さざる所有り。武帝嘗て冠せざるを以て平津侯を見る。故に天下事有り、朝廷憂懼の際に當つて、石慶をし

始於不爲之禮。賈誼曰。中罪而自弛。大罪而自裁。夫人不我誅。而安忍棄其身。此必有二大愧。於其君。故人君者。必有以愧其臣。則其臣有所不爲。武帝嘗以不冠見。平津侯。故當天下有事。朝廷憂懼之際。使石慶得容於其闈。而無怪焉。然則必其待之如禮。而後可。

て其間に容るゝを得しめて、而して怪むこと無し。然らば則ち必ず其の之を待つこと禮の如くして、而して後に以て之を責むるに法の如くすべき也。且つ吾之を聞く、待つに禮を以てするも、彼自ら效して以て其上に報ぜず、其責を重くするも、彼自ら勉めて以て其身を全うし、其祿位に安んじ、其功名を成さざる者は、天下有ること無しと。彼人主、上に傲然として、宰相を禮せず、以て自ら尊大なる者は、宰相をして自ら效して、以て其上に報ぜしむるの利たるに孰若ぞや。宰相其君の責めざるを利として、其私を豊にする者は、自ら勉めて以て其身を全うし、其祿位に安んじ、其功名を成すの福たるに孰若ぞや。吾又未だ利を去つて害に就き、福を遠けて禍を求むる者を見ざる也。

- 十分立ちざる詞也
- 法律の規定する所
- 地方の七官
- 宰相を評する能はざる弊害
- 中罪なれば自ら官を廢し大罪なれば自害す
- 禮遇を厚うするなり
- 隱居する所あり
- 丞相公孫弘
- 武帝元

謂中に相となりしも、禮讓の吏にして相の能力なかりし人物

以責之如法也。且吾聞之。待以禮而彼不自效。以報其上。重其責而彼不自勉。以全其身。安其祿位。成其功名。天下無有也。彼人主。傲於上。不禮宰相。以自尊大者。孰若使宰相自效。以報其上。之爲利。宰相利其君之不責。而豐其私者。孰若自勉。以全其身。安其祿位。成其功名。之爲福。吾又未見去利而就害。遠福而求禍者一也。

御將（術論の一）

人君御臣。相易而將難。將有二。有賢將。有才將。而御才將尤難。御將以禮。御將以術。御賢將以術。御信。御才將以信。御智。不以禮。不以信。是不爲也。不以術。不以智。是不能。

人君の臣を御する、相は易うして將は難し。將に二有り、賢將有り、才將有り。而して才將を御するは尤も難し。相を御するは禮を以てし、將を御するは術を以てす。賢將を御するの術は信を以てし、才將を御するの術は智を以てす。禮を以てせず信を以てせざるは、是れ爲さざる也。術を以てせず智を以てせざるは、是能はざる也。故に曰く、將を御するは難うして、才將を御するは尤も難しと。六畜は其初め皆獸也。彼虎豹は能く搏ち能く噬む、而して馬も亦能く蹄し、牛も亦能く觸る。先王能く搏ち能く噬む者は、人力を以て制すべからざるを知る。故に之を殺せり。之を殺すこと能はざれば、之を驅つて後に已む。





先王之所<sub>三</sub>以御<sub>二</sub>才將<sub>一</sub>者也。近之論者或曰。將之所<sub>下</sub>以畢<sub>レ</sub>志竭<sub>レ</sub>力。犯<sub>二</sub>霜露。蹈<sub>二</sub>白刃。而不辭者。冀<sub>レ</sub>賞耳。爲<sub>二</sub>國家<sub>一</sub>者。不<sub>レ</sub>如<sub>三</sub>勿<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>賞以邀<sub>二</sub>其成功<sub>一</sub>。或曰。賞所<sub>二</sub>以使人<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>賞。人不<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>我用<sub>一</sub>。是皆一隅之說。非<sub>二</sub>通論<sub>一</sub>也。

將之才。固有<sub>二</sub>小大<sub>一</sub>。傑然於庸將之中者。才小者也。傑然於才將之中者。才大者也。才小志亦小。才大志亦大。人君當<sub>レ</sub>觀<sub>二</sub>其才之小大<sub>一</sub>。而爲<sub>二</sub>制御之術<sub>一</sub>。以稱<sub>二</sub>其志<sub>一</sub>。一隅之說。不<sub>レ</sub>可用也。夫養<sub>二</sub>驥驥<sub>一</sub>者。豐其

將之才、固より小大有り。庸將の中に傑然たる者は、才小なる者也。才將の中に傑然たる者は、才大なる者也。才小なれば志も亦小、才大なれば志も亦大、人君當に其才の小大を觀て、制御の術を爲して、以て其志に稱はしむべし。一隅の説は用ふべからざる也。夫れ驥驥を養ふ者は、其芻粒を豊にし、其糶絡を潔くし、之を新閑に居き、之を清泉に浴せしめ、而して後に之に千里を責む。彼驥驥なる者は、其志常に千里に在る也。夫れ豈一飽を以てして其志を廢せんや。鷹を養ふに至つては則ち然らず、一雉を獲れば、飼ふに一雀を以てし、一兔を獲れば、飼ふに一鼠を以てす。彼力を擊搏に盡さずんば、則ち其勢食を得る所無きを知る。故に然して後に我用を爲すなり。才大なる者は驥驥也。先づ之を賞

芻粒。溲<sub>二</sub>其糶絡<sub>一</sub>。居<sub>二</sub>之新閑<sub>一</sub>。浴<sub>二</sub>之清泉<sub>一</sub>。而後責<sub>二</sub>之千里<sub>一</sub>。彼驥驥者。其志常在<sub>二</sub>千里<sub>一</sub>也。夫豈以<sub>二</sub>一飽<sub>一</sub>而廢<sub>二</sub>其志<sub>一</sub>哉。至於<sub>レ</sub>養<sub>二</sub>鷹<sub>一</sub>。則不<sub>レ</sub>然。獲<sub>二</sub>一雉<sub>一</sub>。飼<sub>二</sub>以一鼠<sub>一</sub>。彼知<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>盡<sub>二</sub>力於<sub>二</sub>擊搏<sub>一</sub>。則其勢無<sub>レ</sub>所得<sub>レ</sub>食。故然後爲<sub>二</sub>我用<sub>一</sub>。才大者驥驥也。不<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>賞<sub>二</sub>之<sub>一</sub>。是養<sub>二</sub>驥驥<sub>一</sub>者。饑<sub>レ</sub>之。而責<sub>二</sub>其千里<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>可得也。才小者鷹也。先<sub>レ</sub>賞<sub>二</sub>之<sub>一</sub>。是養<sub>レ</sub>鷹者。飽<sub>レ</sub>之。而求<sub>二</sub>其擊搏<sub>一</sub>。亦不<sub>レ</sub>可得也。

せざるは、是れ驥驥を養ふ者之を饑して、其千里なるを責むるなり、得べからざる也。才小なる者は鷹也。先づ之を賞するは、是れ鷹を養ふ者之を飽かしめて、其擊搏を求むるなり、亦得べからざる也。

● 特立の觀 ● 其志驥驥を満足せさせずべし ● 芻米の類 ● ちんがいかもぐち ● 新しき糶 ● 一度食に飽きたりとして其志を廢するが如き城なし ● 事情が食に飽くを許さざるを知る ● 其如く飽きに應じて食を與ふるやうにして始めて我が役に立つと也

是故先賞之說。可<sub>レ</sub>施<sub>二</sub>之才大者<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>賞<sub>二</sub>之才小者<sub>一</sub>。兼而用<sub>レ</sub>之可也。昔

是故に先づ賞するの説は、之を才大なる者に施すべく、先づ賞せざるの説は、之を才小なる者に施すべく、兼ねて之を用ひて可ならん。昔は漢高帝、一たび韓信を見て、授くるに上將を以てし、衣を解きて之に衣せ、食を推して之に哺はしむ。一たび黥布を見て、以て淮南王となし、供具飲食王者の如くせしめ、一

者漢高帝。一見韓信。而授以二上將。解衣衣之。推食哺之。一見蘇布。而以爲淮南王。供具飲食如王者。一見彭越。而以爲相國。當是時。三人者未嘗有功於漢也。厥後追項籍垓下。與信越期。而不至。捐數千里之地。以界之。如棄弊屣。項氏未滅。天下未定。而三人者已極富貴矣。何則。高帝知三人者之志大。不極於富貴。則不爲我用。雖極於富貴。而不滅項氏。不定天下。則其志不也。

至於樊噲。滕公灌嬰之徒。

たび彭越を見て、以て相國と爲せり。是の時に當つて、三人の者未だ漢に功あらざる也。厥の後項籍を垓下に追ひしとき、信越と期したるに而も至らず、數千里の地を捐て、以て之に界ふることに、弊屣を棄つるが如かりき。項氏未だ滅せず、天下未だ定らざるに、三人の者は已に富貴を極めたり。何となれば、則ち高帝は、三人の者の志、大にして、富貴を極めずんば、則ち我用を爲さず、富貴を極むと雖も、而も項氏を滅せず、天下を定めずんば、則ち其志、已まざるを知りたれば也。

● 大將軍 ● 譯る ● 調度 ● 韓は彭越と約束せしに兩人に其約束の時に至らず ● 破れたる何物、少しの借氣もなく打捨てたるを形容していふ也

樊噲、滕公灌嬰が徒に至つては、則ち然らず。一城を抜き、一陣を陥れて、而

則不然。拔一城。陷一陣。而後增數級之爵。否則終歲不遷也。項氏已滅。天下已定。樊噲、滕公灌嬰之徒。計二百戰之功。而後爵之通侯。夫豈高帝至此而爵哉。知其才小而志小。雖不先賞。不怨。而先賞之。則彼將泰然自滿。不復以立功爲事。故也。噲、方韓信之立於齊。關通武涉之說。未去也。當是之時。而奪之王。漢其殆哉。夫人豈不欲二三

して後に數級の爵を増す。否らずんば則ち終歲遷さざる也。項氏已に滅び、天下に定まるや、樊噲、滕公灌嬰の徒は、百戰の功を計つて、而して後に之を通侯に爵せり。夫れ豈高帝此に至つて盡まんや。其才小にして志小、先づ賞せずと雖も怨みず、而も先づ之を賞すれば、則ち彼將に泰然自滿して、復功を立つるを以て事と爲さざらんとするを知るが故也。噲、韓信の齊に立つに方つては、關通武涉の説未だ去らざる也。是の時に當つて之が王を奪はば、漢其れ殆いかな。夫人豈天下を三分して自立するを欲せざる者あらんや。而も彼則ち曰く、漢王我が齊を奪はじと。故に齊捐てずんば、則ち韓信懐かず、韓信懐かずんば、則ち天下は漢の右に非ず。嗚呼高帝は大計を知ると謂ふべきなり。

● 歎服級 ● 歎功なき時は一年に一度も昇進せず ● 列侯 ● 安心満足す ● 韓信に自立を勧めし人々 ● 漢と楚とに並び自立す、即ち天下三分也



以揖讓於其間。則未必失。容何哉。才難強而道易勉也。吾觀世之用。人之好以下。可勉強之。道與德。而加下之。不可勉強之。才之上。而曰。我貴賢。賤能。是以道與德。未足以化人。而才有遺焉。然而爲此者。亦有由矣。有才而不能爲。衆人所勉。強者上耳。何則。奇傑之士。常好

未だ以て人を化するに足らずして、才に遺有るなり。然り而して此れを爲す者亦由有り。才有る者にして、衆人の勉強する所の者を爲す能はざるのみ。何となれば則ち奇傑の士、常に自負を好み、疎蒿傲誕、繩檢を事とせず、往往にして法律を冒し、刑禁に觸れ、叫號驩呼し、以て其一時の樂を發して其禍を顧みず、利を嗜み酒に醺し、氣を使ひ物に傲り、志氣一たび發すれば、則ち偶然遠く去つて、羈束するに禮法を以てすべからず。然れども其一旦翻然として悟り、節を折つて此を爲さず、以て意を嚮の所謂道と徳との勉強すべき者に留るに及んでは、則ち何ぞ至らざるを病へん。奈何ぞ樸樸たる小道を以て、諸を其上に加へんや。夫れ其の背て規規として以て禮法を事とするをせずして、必ず自ら縦にして以て此を爲す者は、乃ち上の人の過也。

- 行儀作法 ● 強ひて進歩せしむると能はず ● 材能才藝 ● 遺棄 ● 自慢し才氣を賣ふ ● 世事を放下し大言壯言す ● 正しき法式 ● 狂ふ ● 氣勢に任ず ● 高く擧り去る貌 ● 瑣細枝節の小道徳 ● 才人を律すべけんや ● 規則に拘泥する貌

自負。疎蒿傲誕。不事繩檢。往往冒法律。觸刑禁。叫號驩呼。以發其一時之樂。而不顧其禍。嗜利醺酒。使氣傲物。志氣一發。則偶然遠去。不可羈束。以禮法。然及其一旦翻然而悟。折節而不爲此。以留於所謂道與徳。可勉強者。則何病不至。奈何以樸樸小道。加諸其上哉。夫其不肯規規以事禮法。而必自縱以爲此者。乃上之人之過也。

古之養奇傑也。任之以爵。厚之以祿。重之以恩。責之以措。置天下之務。而易其平。居自縱之心。而聲色耳目之欲。又已。曠於外。故不待。樂。今則不然。奇傑無二尺寸之柄。位一命

古の奇傑を養ふや、之に任するに權を以てし、之を尊ぶに爵を以てし、之を厚するに祿を以てし、之を重んずるに恩を以てし、之を責むるに天下を措置するの務を以てして、其平居自ら縦にするの心を易はしめ、聲色耳目の欲、又已に外に極る。故に恣を待つて後に樂しと爲さず。今は則ち然らず、奇傑尺寸の柄無くして、一命の爵に位し、斗升の祿を食む者半に過ぐ。彼又安んぞ法を越え禮を踰えて自ら快とせざるを得んや。我又安んぞ之を急にするに法を以てし、泰然自ら縦にするを得ざらしむべけんや。今我之を繩すに法を以てするは、亦已に急なり。之を急にして已まず、之に隨ふに刑を以てせば、則ち彼は北して胡に走り、南して越に走る有らんのみ。噫無事の時既に養ふ能はず、其不

以揖讓於其間。則未必失。容何哉。才難強而道易勉也。吾觀世之用人。好以下可。勉強之。道與可。勉強之。才不。可。勉強之。才。之。上。而。曰。我。貴。賢。賤。能。是。以。道。與。德。未。足。以。化。人。而。才。有。遺。焉。然。而。爲。此。者。亦。有。由。矣。有。才。者。而。不。能。爲。衆。人。所。勉。強。者。上。耳。何。則。奇。傑。之。士。常。好。

未だ以て人を化するに足らずして、才に遺有らなり。然り而して此れを爲す者亦由有り。才有る者にして、衆人の勉強する所の者を爲す能はざるのみ。何となれば則ち奇傑の士、常に自負を好み、疎雋傲誕、繩檢を事とせず、往往にして法律を冒し、刑禁に觸れ、叫號驩呼し、以て其一時の樂を發して其禍を顧みず、利を嗜み酒に醺し、氣を使ひ物に傲り、志氣一たび發すれば、則ち偶然遠く去つて、羈束するに禮法を以てすべからず。然れども其一旦翻然として悟り、節を折つて此を爲さず、以て意を驚の所謂道と徳との勉強すべき者に留るに及んでは、則ち何ぞ至らざるを病へん。奈何ぞ撲擲たる小道を以て、諸を其上に加へんや。夫れ其の背て規規として以て禮法を事とするをせずして、必ず自ら縦にして以て此を爲す者は、乃ち上の人の過也。

- 行儀作法 ● 強ひて進歩せしむるを能はず ● 材能才藝 ● 遺漏 ● 自慢し才氣を貢ふ ● 世學を放下し大言壯言す ● 正しき法式 ● 狂ふ ● 氣勢に任ず ● 高く揚り去る貌 ● 瑣細枝節の小道徳 ● 才人を律すべけんや ● 規則に拘泥す貌

自負疎雋傲誕、不事繩檢、往往冒法律、觸刑禁、叫號驩呼、以發其一時之樂、而不顧其禍。嗜利醺酒、使氣傲物、志氣一發、則偶然遠去、不可羈束、以禮法。然及其一旦翻然而悟、折節而不爲此、以留於所謂道與徳、可勉強者、則何病不至。奈何以撲擲小道、加諸其上哉。夫其不肯規規以事禮法、而必自縱以爲此者、乃上之人之過也。

古之養奇傑也。任之以權。尊之以爵。厚之以祿。重之以恩。責之以下。措置天下之務。而另其平居自縱之心。而聲色耳目之欲。又已極於外。故不待於恣而後爲樂。今則不然。奇傑無尺寸之柄。位一命。

古の奇傑を養ふや、之に任するに權を以てし、之を尊ぶに爵を以てし、之を厚するに祿を以てし、之を重んずるに恩を以てし、之を責むるに天下を措置するの務を以てして、其平居自ら縦にするの心を易へしめ、聲色耳目の欲、又已に外に極る。故に恣を待つて後に樂しと爲さず。今は則ち然らず、奇傑尺寸の柄無くして、一命の爵に位し、斗升の祿を食む者半に過ぐ。彼又安んぞ法を越え禮を踏えて自ら快とせざるを得んや。我又安んぞ之を急にするに法を以てし、泰然自ら縦にするを得ざらしむべけんや。今我之を繩すに法にするは、亦已に急なり。之を急にして已まず、之に隨ふに刑を以てせば、則ち彼は北して胡に走り、南して越に走る有らんのみ。噫無事の時既に養ふ能はず、其不

之爵。食斗升之祿者過半。彼又安得不自快耶。我又安可急之。以法使不得然自縱耶。今

我繩之以法。亦已急矣。急之而不已。而隨之以刑。則彼有北走。南走。越耳。噫。無事之時。既不能安。及其不幸。一旦有邊境之患。繁亂難治之事。而後優詔以召之。豐爵重祿以結之。則彼已憾矣。夫彼固非純忠者也。又安肯默然於窮困無用之地而已耶。

周公之時。天下號爲至治。四夷已臣服。卿大夫士已稱職。當是時。雖有奇傑。無所復用。而其

幸にして一旦邊境の患、繁雜治め難きの事有るに及んで、而る後に優詔して以て之を召し、豐爵重祿以て之を結ばんとすとも、則ち彼已に憾む。夫れ彼固より純忠の者に非ず、又安ぞ肯て窮困無用の地に默然たるのみならんや。

- 我儆放塔
- 少しばかりの權勢
- 禮に一命して士と爲るとあり、始めて士となりたる低き爵位をいふ
- 慶急に迫る
- 中國に居る能はざる也

周公の時、天下號して至治と爲す。四夷已に臣服し、卿大夫士已に職に稱ふ。是時に當つて、奇傑有りと雖も、復用ふる所無し。而して其禮法風俗、尤も復細密、朝廷と四海との人を舉げて、躓踏せざるは無し。而も其八議の中、猶ほ議能と曰ふ者有りき。況んや當今天下未だ甚だ至治ならず、四夷未だ盡く臣服せず、

欠

# 欠

服。服始於衰。而至於總麻。而至於無服。無服則親盡。親盡則情盡。情盡則喜不慶。愛不弔。喜不慶。憂不弔。則塗人也。吾所與相視如塗人者。其初兄弟也。兄弟其初一人之身也。悲夫。一人之身分而至於塗人。吾譜之所以作也。其意曰分至於塗人者。勢也。勢吾無

す憂も弔せざれば、則ち塗人のみ。吾の與に相視て塗人の如くなる所の者は、其初は兄弟也、兄弟は其初め一人の身也。悲しいかな、一人の身、分れて塗人たるに至る。吾譜の作る所以なり。其意に曰く、分れて塗人に至る者は、勢也、勢は吾之れを如何ともする無し。幸に其未だ塗人に至らざるや、其をして忽にし忘るゝに至る無からしめば可也。嗚呼、吾の譜を觀る者は、孝悌の心以て油然として生ずべし。之を系するに詩を以てす。曰く、

吾父の子、今吾兄たり。吾疾身に在れば、兄呻して寧せず。數世の後、何人か  
を知らず。彼死して生るゝも、戚欣を爲さず。兄弟の情は、足と手との如し。  
其れ能く幾何ぞ、彼相能くせざる。彼獨り何の心ぞや。

- 盛んに生出する貌
- 情は親縁の厚薄によりて現る
- 親の厚薄は喪服の等差によりて現る
- 斬衰・齊衰・大功・小功・緇麻を五等の喪服となす、而して服期は總麻の三月より斬衰の三年に至る也
- 路上の他人
- 自然のなり行き
- 僅く
- 我に病あれば兄呻吟して安神せず
- 悲感喜欣
- 世人の兄弟不和なるを指す也

如之何也。幸其未至於二蠻人也。使無至於二忽忘焉。可也。嗚呼。觀吾之詩者。孝悌之心。可以油然而生。系之以詩曰。吾父之子。今爲吾兄。吾疾在身。兄呻不寧。數世之後。不知何人。彼死而生。不爲戚欣。兄弟之情。如足與手。其能幾何。彼不相能。彼獨何心。

張益州畫像の記

至和元年秋。蜀人傳言有寇至。邊軍夜呼。野無人居。妖言流聞。京師震驚。方命擇帥。天子曰。毋養亂。毋助變。衆言朋興。朕志自定。外亂不作。變且中起。不可。以文令。又不可。

至和元年の秋、蜀人傳言すらく、寇有り至ると。邊軍夜呼し、野に居人無し。妖言流聞して、京師震驚し、方に命じて帥を擇ぶ。天子曰く。亂を養ふ毋れ、變を助くる毋れ、衆言朋興し、朕が志自ら定る。外亂作らず、變且つ中起す。文を以て令すべからず、又武を以て競ふべからず。惟朕が一二の大吏、孰か能く茲の文武の間に處することを爲す。其れ命ぜん、往いて朕が師を撫せよと。乃ち惟曰く、張公方平は其人なりと。天子曰く然りと。公親を以て辭すれども、可かれず。遂に行く。冬十一月、蜀に至る。至るの日、屯軍を歸し守備を撤し、郡縣に謂はしむ、寇來るも吾に在り、爾勞苦すること無かれと。明年正月朔旦、蜀人相

以武鼓。惟朕一二大吏。孰爲能處。茲文武之間。其命往撫。朕師乃惟曰。張公方平其人。天子曰然。公以親辭。不可。遂行。冬十一月。至對。至之日。歸屯軍。撤守備。使謂郡縣。寇來在吾。無爾勞苦。明年正月朔旦。蜀人相慶。加他日。遂以無事。又明年正月。相告留公像於淨衆寺。公不能禁。

慶すること他日の如く、遂に以て事無し。又明年正月、相告けて公の像を淨衆寺に留めんとす。公禁すること能はず。

- 仁宗の年號
- 言ひよらず
- 邊境高麗に屬せんとすとの風説
- 邊境を守る軍兵夜中に騒ぐ
- 流言虚語の起する也
- 同中起らんとす
- 將相
- 邊境の人物に也
- 親あるを以て辭す
- 駐屯せる軍隊
- 防禦の策吾胸中にあり
- 平日の如く

眉陽蘇洵言於衆曰。未亂易治也。既亂易治也。有亂之萌。無亂之形。是謂將亂。不可。以有亂急。

眉陽の蘇洵衆に言つて曰く、未だ亂れざるは治め易き也、既に亂れたるも治め易き也。亂の萌有つて亂の形無き、是を將に亂れんとすと謂ふ。將に亂れんとするは治め難し、亂有るを以て急にすべからず、亦亂無きを以て弛ぶべからず。是れ惟れ元年の秋は、器の歛つて未だ地に墜ちざるが如し。惟れ爾が張公、其旁に安坐し、顔色變ぜず、徐に起ちて之を正せり。既に正して、油然として



亦不可二以無亂弛。是惟元年之秋。如器之款。未嘗廢於地。惟爾張公。安坐於其旁。顏色不變。徐起而正之。既正。油然而退。無矜容。爲天子牧小民。不倦。惟爾張公。爾髮以生。惟爾父母。且公嘗爲我言。民無常性。惟上所待。人皆曰。蜀人多變。於是待之。以下待盜賊之意。而

退き、（一）矜れる容無く、天子の爲に小民を牧して倦まず。惟爾が張公、爾髮以て生く、惟れ爾が父母なりと。且つ公嘗て我が爲に言ふ、民に常性無し、惟上の待つ所のみ。人皆曰く、蜀人は變多しと。是に於て之を待つに盜賊を待つのを以てし、之を繩すに盜賊を繩すの法を以てし、足を重ね、息を屏するの民にして、而も張公を以て令す。是に於て、民始めて忍びて、其父母妻子の仰賴する所の身を以てして、之を盜賊に棄つ、故に毎大いに亂るゝなり。夫れ之を約するに禮を以てし、之を驅るに法を以てせんは、惟蜀人のみ易と爲さん。之を急にして變を生ずるに至らしめん、齊魯と雖も亦然らん。吾齊魯を以て蜀人を待たば、蜀人も亦自ら齊魯の人を以て其身を待たん。若し夫れ意を法律の外に肆にし、威を以て齊の民を劫（二）さんは、吾爲すに忍びざる也と。嗚呼、蜀人を愛するの深き、蜀人を待つ（三）の厚き、公よりして前、吾未だ始より見ざる也と。皆再拜稽首して曰く然りと。

● 將に亂れんとするを形容していふ也 ● 傾ける器物を整へて腰ちざらしむるが如く、辭を以て將に亂れんとする至難の際を鎮めたりと也 ● 泰然と落ちつく貌 ● 其功をはこるが如く傲然たる態度なし ● 下民を治む ● 汝等皆其御臨によりて生きたり。「鬚」の字本集「鬚」に作る ● 民に一定の性なし、上位の人によりて善にも惡にも變ず ● 恐怖の狀態 ● 斬首城と頸切斧 ● 盜の萃に入る ● 取扱い易し ● 齊魯は共に禮義に厚き國 ● 齊魯 ● 公の如き人物未曾有なり

繩之以下繩盜賊之法。重足屏息之民。而以碣斧一令。於是民始忍以下其父母妻子之所仰賴之。身而棄之於盜賊。故每每大亂。夫約之以禮。驅之以法。惟蜀人爲易。至於急之而生變。雖齊魯亦然。吾以齊魯待蜀人。而蜀人亦自以齊魯之人。待其身。若夫肆意於法律之外。以威劫齊民。吾不忍爲也。嗚呼。愛蜀人之深。待蜀人之厚。自公而前。吾未始見也。皆再拜稽首曰然。

蘇洵又曰。公之恩在爾心。爾死在爾子。孫其功業在史官。無以像爲也。且公意不欲如何。皆曰。公則何事。

蘇洵又曰く、公の恩爾が心に在り、爾死せば爾が子孫に在り、其功業史官に在り、像を以て爲すこと無かれ、且つ公の意欲せず、如何と。皆曰く、公は則ち何ぞ斯に事をせん。然りと雖も、我心に於て釋焉たらざる有り。今夫れ平居一善を聞けば、必ず其人の姓名と、其郷里の在る所とを問ひ、以て其長短大小美惡の狀に至る。甚しき者は或は其平生嗜好する所を詰り、以て其の人と爲りを想

於斯。雖。然。於。我。心。有。不。釋。焉。今。夫。平。居。聞。一。善。必。問。其。人。之。姓。名。與。其。鄉。里。之。所。在。以。至。於。其。長。短。大。小。美。惡。之。狀。甚。者。或。詰。其。平生。所。看。好。以。想。見。其。爲。入。而。史。官。亦。書。之。於。其。傳。意。使。天下。之。人。思。之。於。心。則。存。之。於。目。存。之。於。目。故。其。思。之。於。心。也。固。由。此。觀。之。

見す。而して史官も亦之を其傳に書す。意ふに天下の人をして、之を心に思ひて則ち之を目に存せしむ。之を目に存するが故に、其の之を心に思ふや固し。此れに由つて之を觀れば、像も亦助け無しを爲すと。蘇洵以て詰る無く、遂に之れが記を爲る。公は南京の人、人と爲り慷慨にして大節有り、度量を以て天下に雄たり。天下大事有れば、公屬すべし。之を系するに詩を以てす。曰く、天子祚に在り、歲甲午に在り。西人傳言す、寇有り垣に在りと。庭に武臣有り、謀夫雲の如し。天子曰く嘻、我張公に命ずと。公東より來る。旗纛舒舒、西人聚り觀る。巷に塗に、公を暨暨たりと謂ふ。公來つて于于たり。公西人に謂ふ、爾が室家を安んじ、敢て訛或る無かれ。訛言は不祥、往いて爾が常に即け。春は爾桑に條し、秋は爾場を濼へと。西人稽首す。公は我父兄。公西固に在ねば、草木駢駢たり。公其僚と宴すれば、鼓を伐つこと淵淵たり。西人來り觀て、公を祝ること萬年。女有り娟娟、閨閣閑閑たり。童有り哇哇、亦既

像亦不爲無助。蘇洵無以詰。遂爲之記。公南京人、爲人慷慨有二大節。以二度量二維二天下。大有二大事。公可屬。系之以詩。曰。天子在祚。歲在甲午。西人傳言。有寇在垣。庭有武臣。謀夫如雲。天子曰嘻。命我張公。公來自東。旗纛舒舒。西人聚觀。于巷于塗。謂公暨暨。公來于于。公謂西人。安爾室家。無敢或訛。訛言不祥。往即爾常。春爾條桑。秋爾濼場。西人稽首。公我父兄。公在西固。草木駢駢。公宴其僚。伐鼓淵淵。西人來觀。祝公萬年。有女娟娟。閨閣閑閑。有童哇哇。亦既能言。昔公未來。期汝棄捐。禾麻芄芄。倉庚崇崇。嗟我婦子。樂此歲豐。公在朝廷。天子股肱。天子曰歸。公敢不

に能く言ふ。昔公未だ來らざるや、汝を棄捐に期しぬ。禾麻芄芄、倉庚崇崇たり。嗟我が婦子、此歲豐を樂め。公朝廷に在り、天子の股肱たり。天子歸れと曰ふ、公敢て承けざらんや。堂を作る嚴嚴たり、廡有り庭有り。公の像中に在り、朝服冠纓す。西人相告げて、敢て逸荒する無かれ、公京師に歸れど、公の像は堂に在りと。

- 歷史官の記録 ● 斯の事を作すにも及ぶまじ ● 氣のすまざる義 ● 公の徳を記念する好資料 ● 大いに守る所あるなり ● 委任せらるべき資格あり ● 位に在り ● 城下 ● 朝廷 ● 旗幟堂々たる貌
- 山路大造 ● 威嚴ありと謂ふ ● 寛々たり ● 動に同じ、うごく ● この説は偏なり ● 枝葉を伐りて葉を採る ● 農事畢つて場地を洗ふ ● 井列の貌 ● 鼓聲 ● 美好の貌 ● 亂人の人なくして閨の戸も靜平なり ● 小兒の聲の形容 ● 亂來らんに女子供を驚てんと覺悟せり ● 嚴肅雙殖成長す ● 大小の倉庫を退す ● 安逸荒忽

承。作堂殿殿。有廡有庭。公像在中。朝服冠纓。四人相告。無敢逸荒。公歸京師。公像在堂。

木假山記

木之生。或蘖而傷。或拱而夭。幸而至於任。爲棟梁。則伐。不幸而爲風之所拔。水之所漂。或破折。或腐。幸而得。不。破。折。不。腐。則爲二人之所材。而有斧斤之患。其最幸者。漂沉汨沒於湍沙之間。不知其幾

木の生ずる、或は蘖にして傷し、或は拱にして夭す。幸にして棟梁たるに任ふるに至れば、則ち伐らる。不幸にして風の抜く所、水の漂す所と爲り、或は破折し或は腐す。幸にして破折せず腐せざるを得れば、則ち人の材とする所と爲りて、斧斤の患有り。其最幸なる者は、湍沙の間に漂沉汨沒して、其幾百年なるかを知らず、其激射齧食の餘、或は山に髣髴たる者は、則ち好事者の爲に取去せられ、之を強ひて以て山と爲す。然して後に以て泥沙を脱して斧斤に遠かるべし。而して荒江の濱、此の如き者幾何ぞや。好事者の見る所と爲らずして、樵夫野人の薪とする所と爲る者、何ぞ數ふるに勝ふべけんや。則ち其最も幸なる者の中、又不幸なる者有り。

- ① ひこばえ 木の切株に生ずる萌芽
- ② 早死
- ③ 兩手もて、圓柱位の大きい
- ④ 天命にあらざるを天死とす
- ⑤ 斧はまさかり、斤はをの、斬りたよさる、をいふ
- ⑥ 湍瀾の沙場など
- ⑦ 浮沈埋没
- ⑧ 波浪に打たれかまれたる木

百年。而其激射齧食之餘。或髣髴於山者。則爲好事者。取去。強之。以爲山。然後可。以脫泥沙。而遠斧斤。而荒江之濱。如此者幾何。不爲好事者所見。而爲樵夫野人所薪者。何可勝數。則其最幸者之中。又有不幸者焉。

予家有三峰。予每思之。則疑其有數存乎。其間且其蘖而不傷。拱而不夭。任爲棟梁。而不伐。風拔水漂。而不破。折不腐。不。破。折。不。腐。而。不。爲。人。所。材。以。及。於。斧

予が家に三峰有り、予之を思ふ毎に、則ち其數の其間に存する有るかを疑ふ。且つ其蘖にして傷せず、拱にして夭せず、棟梁たるに任へて伐られず、風抜き水漂するも、而も破折せず腐せず、破折せず腐せずして、人の爲に材とせられて以て斧斤に及ばず、湍沙の間より出で、樵夫野人の薪とする所と爲らず、而して後に此に至るを得しは、則ち其理偶然ならざるに似たり。然れども予の之を愛するは、則ち徒に其の山に似たるを愛するのみに非ず、而も又感ずる所有り。徒に之を愛するのみに非ず、而も又敬する所有り。予中峰の魁岸斷肆、意氣端重な



是水也。而風實起之。蓬蓬然而發乎天。空。不終日而行乎四方。蕩乎其無形。飄乎其遠來。既往而不知其迹之所存者。是風也。而水實形之。今夫風水之相遺

乎大澤之陵也。紆餘委蛇。婉凝淪漣。安而相推。怒而相陵。舒而如雲。蹙而如鱗。疾而如馳。徐而如御。揖讓旋辟。相顧而不前。其繁如毅。其亂如霧。紛紜擾擾。百里若一。泊乎順流。至乎滄海之濱。滂洶洶。號怒相軋。交橫網緼。放乎空虛。掉乎無垠。橫流逆折。潰旋傾側。宛轉膠房。回者如輪。榮者如帶。直者如燧。奔者如濤。跳者如鷲。投者如鯉。殊狀異態。而風水之極。假備矣。故曰風行水上。渙此亦天下之至文也。

然而此二物

く、直なる者は燧の如く、奔る者は鷲の如く、跳る者は鯉の如く、投する者は鯉の如く、殊状異態、風水の極観備る。故に曰く、風水上を行くは渙と。此れ亦天下の至文也。

- 風濤卦第四爻 ① 乾なり大徳の人はよく小人の事を欺して下の大合同を成就す故に大吉なり ② 解き脱して平げんと欲するところ ③ 水の流る、脱 ④ 水の上どむ脱 ⑤ 止りて淵を巻き深廣なる脱。「淵」は「淵」に作るべし ⑥ 風の吹き起る形容 ⑦ 形に現す ⑧ 淵水の根下 ⑨ 廻りうねる脱 ⑩ 細波のうねりとする脱 ⑪ 會舞しつゝ、退非ず、波のゆるくとして進まざる形容 ⑫ 充ち涌きあがる状 ⑬ 縦横に重り合ふ脱 ⑭ 大空 ⑮ 無限の大洋 ⑯ 渦まき崩る、脱 ⑰ 廻りくはる有様 ⑱ 浪體ノロレノ類 ⑲ 馬橋卦の爻辭、風に漚うて水の洩散する也

然り而して此二物の者、豈文に求むる有らんや。相求むるに意無くして、期せず

者豈有求乎乎文哉。無意乎乎相求。不期而相遺。而文生焉。是其爲文也。非水之文也。非風之文也。二物者非二能爲文。而不爲文也。物之相使而文出於其間也。故曰。此天下之至文也。今夫玉。非不温然美一矣。而不得以爲文。刻鏤組繡。非不文矣。而不可與論乎自然。故夫天下之無形而文生之者。唯水與風而已。昔者君子之處於世。不求有功。不得已而功成。則天下以爲賢。不求有言。不得已而言出。

して相遺うて文生ず。是れ其の文たるや。水の文に非ず、風の文に非る也。二物の者能く文を爲すに非ずして、文を爲さざる能はざる也。物の相使めて文其間に

- 求めて文を成すにあらず、自然に遺ひて文生ずる也 ② 物と物との間にせめられて其間に文出づ ③ ゆたかにふつくりとして ④ 彫刻彫繡 ⑤ これ人爲にして以て自然を論ずべからず ⑥ 常にそれを口に話し措かざる言葉 ⑦ 再兄とのみ語るべき話なり

則天下以爲口實。嗚呼。此不可與他人道之。唯吾兄可也。

二子に名づくるの説

輪輻蓋軫。皆  
有職乎車。而  
軾獨若無所  
爲者。雖然。去  
軾則吾未見  
其爲完車也。  
軾手吾懼汝  
之不飾也。  
天下之車。莫  
不由轍。而言  
車之功。轍不  
與焉。雖然。車  
仆馬斃而患  
不及轍。是轍  
者禍福之間  
也。轍乎。吾  
知免矣。

輪輻蓋軾は、皆車に職とするところ有り、軾獨り爲す所無き者の若し。然  
り。雖も、軾を去れば則ち吾未だ其完車たるを見ざる也。軾か、吾汝の  
外飾せざるを懼る。天下の車は轍に由らざる莫し、而も車の功を言へば、  
轍與らず。然りと雖も、車仆れ馬斃るも患轍に及ばず、是れ轍は禍福の間  
か。轍か、吾免れんことを知る。

- 車の輪と軸に集る者とはもと車後の横木と
- 車前の横木にて借りて以て式敷する所のもの
- 完全の車
- 才を外に飾らざる爲めに世に憎まれんとす
- 車迹
- 禍福の中間に存す

與焉。雖然。車仆馬斃而患不及轍。是轍者禍福之間也。轍乎吾知免矣。

卷之十八

蘇軾子瞻著

學校貢舉を議する劄子

準教講求學  
校貢舉利害  
今臣等各具  
議狀聞奏者  
右臣伏以得  
人之道在於  
知人。知人之  
法在於責實。  
使君相有知  
人之才。朝廷  
有責實之政。  
則胥吏皂隸  
未嘗無人。而

敎に準じて學校と貢舉との利害を講求す。今臣等各々議狀を具して聞奏す  
る者なり。右臣伏して以みるに、人を得るの道は人を知るに在り、人を知るの法  
は實を責むるに在りと。君相をして人を知るの才有り、朝廷をして實を責むるの  
政有らしめば、則ち胥吏皂隸すら、未だ嘗て人無くんばあらず。而るを況んや學  
校と貢舉とに於てをや。今の法に因ると雖も、臣以て餘有りと爲す。君相をし  
て人を知るの才無く、朝廷をして實を責むるの政無からしめば、則ち公卿侍從も  
猶ほ人無きを患ふ、況んや學校貢舉をや。古の制に復すと雖も、臣以て足らずと  
爲すなり。夫れ時に可否有り、物に廢興有り。其の安んずる所に方つては、暴君と

況於二學校。實舉二乎。雖因二今之法。臣以爲有。使。使。相。無。知。人。之。才。朝。廷。無。實。實。之。政。則。公。卿。侍。從。猶。患。無。人。況。學。校。實。舉。乎。雖。復。古。之。制。臣。以。爲。不。足。矣。夫。時。有。可。否。物。有。二。廢。興。方。其。所。安。雖。二。君。不。能。廢。及。其。既。廢。雖。二。聖。人。不。能。復。故。風。俗。之。變。法。制。隨。之。譬。如。江。河。之。徙。移。順。二。其。所。欲。行。而。治。之。則。易。爲。功。雖。二。其。所。不。欲。而。復。之。則。難。爲。力。使。三。代。聖。人。復。生。於。今。其。選。舉。養。才。亦。必。有。道。矣。何。必。由。學。

且天下固嘗立學矣。慶歷之開。以爲太

雖も廢する能はず。其既に厭ふに及んでは、聖人と雖も復する能はじ。故に風俗の變は、法制之に隨ふ。譬へば江河の徙移するが如し、其の行かんと欲する所に順つて之を治めば、則ち功を爲し易からん。其の欲せざる所を強ひて之を復するときは、則ち力を爲し難からん。三代の聖人をして復今に生れしめば、其選舉と才を養ふとは、亦必ず道有らん、何ぞ必ずしも學に由らん。

- 聖人 諸州より出て、禮部に試に應ずること
- 小役人や僕隸
- 行ふべき時
- 行へばかゝる時
- 廢とあり
- 遷
- 水道の轉移移動するを指す
- 無理にもとに引き戻さんとする時は
- 手を寄せ難く、如何ともなし難からん

且つ天下固より嘗て學を立つ。慶歷の間、以爲らく太平待つべしと。今日に至つては、惟空名の僅に存する有るのみ。今陛下必ず德行道藝の士を求めて、九年大

平可待。至於今日。惟有二空名。僅存。今陛下必欲求二德行。道藝。之。士。責。九。年。大。成。之。業。則。將。變。二今。之。禮。易。二今。之。俗。又。當。發。二民。力。以。治。二宮。室。發。二民。財。以。養。二游。士。百。里。之。內。置。二官。立。二師。獄。訟。聽。於。是。軍。旅。謀。於。是。又。當。以。時。簡。二不。率。教。者。屏。二之。遠。方。終。身。不。齒。則。無。乃。徒。爲。二紛。亂。

成の業を責めんと欲せば、則ち將に今の禮を變じて、今の俗を易へんとす。又當に民力を發して以て宮室を治め、民財を斂めて以て游士を養ひ、百里の内、官を置き師を立て、獄訟是に聽き、軍旅是に謀るべし。又當に時を以て教に率はざる者を簡び、之を遠方に屏け、終身齒せざるべし。則ち乃ち徒に紛亂を爲して、以て天下を患苦する無からんか。若し乃ち大いに變改する無うして、時に益有るを望まば、則ち慶歷の際と何ぞ異らん。故に臣以謂らく、今の學者、特に舊制に因循すべし、先王の舊物をして吾世に廢せざらしめば足らんと。貢舉の法に至つては、之を行ふこと百年、治亂盛衰、初め此に由らす。陛下祖宗の世を視るに、貢舉の法を今と孰か精と爲し、言語文章、今と孰か優ると爲し、得る所の文章、長才、今と孰か多しと爲し、天下の士、今と孰か辯と爲す。此四者を較べて、而して短長の議決せん。今議者の變改する所、數端に過ぎず。或は曰く、郷は德行を舉げて文章を略にせん。或は曰く、専ら策論を取つて詩賦を罷

以患苦天下。耶。若乃無二大變改而望有。益於時。則與二慶歷之際。何異。故臣以謂今之學者。特可因循舊制。使先王之舊物不廢於吾世。足矣。至於二貢舉之法。行之百年。治亂盛衰。初不由此。陛下視二祖宗之世。貢舉之法。與今孰爲精。言語文章。與今孰爲優。所得文章。長才。與今孰爲多。天下之士。與今孰爲辯。較此四者。而短長之議決矣。今議者所二變改。不過二賦。端或曰。鄉舉二德行。而略二文章。或曰。專取二策論。而絕二詩賦。或欲下舉二唐室故事。兼探二學。望而罷封。彌或欲下絕二經生。朴學。不用二貼墨。而考中二大義。此數者。皆知其一。不知其二者也。臣請歷言之二。

めんと。或は唐室の故事を擧げて、兼ねて譽望を採りて封彌を罷めんと欲し、或は經生朴學を罷め、貼墨を用ひずして大義を考へんと欲すと。此數者は、皆其一を知つて、其二を知らざる者也。臣請ふ之を歴言せん。

● 仁宗の年號なり、吉州學記參者 ● 慶記慶記篇に、九年にして類を知りて通達し、強立して反ちず、之を大成と謂ふ云々 ● 對手にせざる事 ● 因り從ふ義 ● 唯今の時代 ● 宋天下を統一してより凡そ一百年 ● 歐ケ條 ● 無術試驗のみによらず其身に名ある者を探る事 ● 眞宗の時に始まりたる制にて、封名といふ、試験の不公平を防ぐ爲め受験者の姓名を密封し暗號を以てする也 ● 經生專帖の質朴なる學問 ● 經書の一行を示して其前後の文言の記誦を試むる試験

夫欲興二德行。

夫れ德行を興さんと欲するは、人に君たる者、身を修めて以て物を格し、好惡を

在於君人者。修身以格物。審好惡以表。俗。孟子所謂。君仁莫不仁。君義莫不義。君之所向。天下趨焉。若欲設科立名以取之。則是教天下相率而爲也。上以孝取人。則勇者割股。怯者應墓。一以廉取人。則弊車贏馬。惡衣菲食。凡可以中上意。無所不至矣。德行之

審にして以て俗に表たるに在り。孟子の所謂、君仁なれば仁ならざる莫く、君義なれば義ならざる莫きなり。君の向ふ所は、天下趨く。若し科を設け名を立て、以て之を取らんと欲せば、則ち是天下をして相率めて偽を爲さしむる也。上、孝を以て人を取らば、則ち勇者は股を割き、怯者は墓上に廬せん。廉を以て人を取らば、則ち弊車贏馬、惡衣菲食、凡そ以て上の意に中つべきこと、至らざる所無けん。德行の弊は、一に此に至る。且つ文章よりして之を言へば、則ち策論は用有りと爲し、詩賦は益無しと爲すも、政事より之を言はば、則ち詩賦策論、均しく無用たり、其の用無きを知ると雖も、然れども祖宗より以來、之を廢する無き者は以爲らく、法を設けて士を取る、此の如きに過ぎざれば也。豈獨り吾祖宗のみならんや、古より堯舜も亦然りき。書に曰く、敷き奏むるに言を以てし、明かに試むるに功を以てすと。古より堯舜以來、人を進むる何ぞ嘗て言を以てせざらん、人を試むる何ぞ嘗て功を以てせざらんや。議者必ず策論を以て賢愚能否



弊。一至於此。且自文章一而  
言。之。則策論  
爲有用。詩賦  
爲無益。自政  
事言之。則詩  
賦策論。均爲  
無用。矣。雖知  
其無用。然自  
祖宗以來。莫  
之廢者。以爲  
設法取士。不  
過如此也。豈  
獨吾祖宗。自  
古堯舜亦然。  
書曰。敷奏以言。明試以功。自古堯舜以來。進人何嘗不以功乎。議者必  
欲以策論定賢愚。能否。臣請有以質之。近世士大夫。文章華靡者。莫如楊億。使  
楊億尚在。則忠清鯁亮之士也。豈得下以華靡少之。通經學古。莫如孫復。石介。使  
孫復石介尚在。則迂闊矯誕之士也。又可施之於政事之間乎。

を定めんと欲せば、臣請ふ以て之に質すこと有らん。近世士大夫、文章華靡なる  
者は、楊億に如くは莫し。楊億をして尙ほ在らしめば、則ち忠清鯁亮の士なら  
ん、華靡を以て之を少とするを得んや。經に通じ古を學ぶは、孫復石介に如く  
は莫し、孫復石介をして尙ほ在らしめば、則ち迂闊矯誕の士たらん、又之を政事  
の間に施すべけんや。

- 正すなり
- 僥倖則即ち手本の意
- 科目を設くるなり
- 調に食はしめんとするなり
- 費禮を  
行ふなり
- やぶれたら車に弱々しき馬
- 意に協はんとす
- 尙書辨典に出づ、言を陳せしめて之を實地  
に試み而して功績を考ふる義
- 太宗眞宗に事へて翰林學士に至りし人
- 誠忠精廉にして剛直眞實なる士
- 其人物を不足とす、用ふるの價値をしとす
- 泰山に居居す、泰山經派の祖
- 歐文の墓誌參照  
世事に疎く人情に暗く慶安の説をなす

自唐至今。以  
詩賦爲二名。臣  
者。不可勝數。  
何負於天下。  
而必欲廢之。  
近世士人。纂  
類經史。綴諸  
時務。謂之策  
括。待問條目。  
搜抉略盡。臨  
時剽竊。竄易  
首尾。以眩有  
司。有司莫能  
辨也。且其爲  
文也。無規矩  
準繩。故學之  
易成。無聲病  
對偶。故考之  
難精。以易學  
之士。付難考

唐より今に至るまで、詩賦を以て名臣たりし者、數ふるに勝ふべからず。何ぞ天  
下に負いて、必ず之を廢せんと欲するぞ。近世の士人、經史を纂類し、事務を綴  
輯して、之を策括と謂ふ。待問の條目、搜抉略盡く。時に臨んで剽竊し、首尾を  
竄易し、以て有司を眩すに、有司能く辨する莫し。且つ其の文たるや、規矩準繩  
無し、故に之を學んで成り易し。聲病對偶無し、故に之を考ふるに精なり難し。  
學び易きの士を以て、考へ難きの吏に付せば、其弊詩賦より甚しき者有らん。  
唐の誦榜は故是れ弊法なり。名を以て人を取り、衆論を厭伏するの美有り。雖  
も、亦賄賂公行、權要請託の害有り。一に恩をして王室を去り、權をして私門に  
歸せしむ。降つて中葉に及んで、結んで朋黨の論となりぬ。通榜人を取ることに、  
又豈尙ぶに足らんや。諸科舉の人は、多く三路に出づ。文を能くする者既に已に  
變じて進士と爲り、義を曉る者、又皆去つて以て明經と爲る。其餘は皆朴魯化せ  
ざる者也。人才に至つては則ち定分あり。之を有政に施せば、能否自ら彰れ

之吏。其弊有甚於詩賦者。唐之通榜。故是弊法。雖有以名取人。厭伏衆論之美。亦有賄賂公行。權要請託之害。一使恩去王室。權歸私門。降及中葉。結爲朋黨之論。通榜取人。又豈足尙哉。諸科舉

人多出三路。能文者既已變而爲進士。曉義者又皆去以爲明經。其餘皆朴魯不化者也。至於臨政。曷嘗用其一二。顧視舊學。以爲虛器。而欲使此等分別注疏。粗識大義。而望其人能增長亦已疎矣。臣故曰。此數者皆知其一而不知其二也。

ん。今進士日夜經傳子史を治め、貫穿馳騁す。博しと謂ふべし。政に臨むに至れば、曷ぞ嘗て其一二をだに用ひんや。顧みて舊學を視て以て虛器と爲す。而るに此等をして注疏を分別し、粗大義を識らしめ、其人能く增長せんことを望まんと欲するは、亦已に疎なり。臣故に曰く、此數者は、皆其一を知つて其二を知らざる也。

- 經史中の語句を彙録類別すること
- 纏りあつむ
- 經史の語を括取せる簡編資料の意
- 入れ交ふる
- こと
- 法則に同じ
- 四聲の通ひや字句對立などのこと
- 唐代選舉の名、舉の主司の遷運によるもの
- 満足せしむる
- 權門要路へ請願依頼すること
- すべて
- 中世に同じ、唐穆宗の頃李德裕李宗閔各々黨を分ち相傾軋せり
- 進士明經貼書
- 天性資材藝能にして進士明經たる能はざる者
- 天才の分量
- 能く熟達透徹す
- 是等藝能の人
- 道理に疎し

特願陞平留。意其遠者大者。必欲登。俊良。黜庸。回。總。覽。衆。才。經。略。世。務。則。在。陛。下。與。三。大。臣。下。至。諸。路。職。司。與。良。二千石耳。區區之法。何預焉。然。臣。竊。有。私。憂。過。計。者。敢。不。以。告。昔。王。衍。好。老。莊。天。下。皆。師。之。風。俗。陵。夷。以。至。南。渡。王。縉。好。佛。捨。人。事。而。修。異。教。大。歷

特に願ふ陛下、意を其遠き者大なる者に留めんことを。必ず俊良を登けて、庸回を黜け、衆才を總覽して、世務を経略せんと欲するは、則ち陛下と三三大臣と、下諸路の職司と、良二千石とに至るに在るのみ。區區の法何ぞ預らんや。然れども臣竊に私憂過計する者有り、敢て以て告げざらんや。昔は王衍、老莊を好んで、天下皆之を師とし、風俗陵夷して、以て南渡に至りぬ。王縉、佛を好み、人事を捨て、異教を修む。大歷の政今に至つて笑と爲る。故に孔子も命を言ふと罕なり、則ち知者の少きが爲也。子貢曰く、夫子の文章は得て聞くべし。夫子の性と天道を言ふは、得て聞くべからずと。夫れ性命の説は、子貢よりして聞くことを得ず。而るに今の學者、性命を言はざるを恥づるは、此れ信すべけんや。

- 愚にして心術の曲れるもの
- 賢太守なり、宗の知州は滿の太守に當る
- 私に取遣苦勞をなす
- 晉の人
- 漸次に衰頹し行くをいふ
- 東晉の元帝都を江南に遷す
- 唐の代宗の宰相
- 代宗の年號
- 論語子罕篇に出づ
- 其理の分る者少なきが故也
- 子貢は端木賜なり、この語は論語公冶長篇に出づ
- 子貢の愚者すら聞くを得ざりし經解のものとの義

之政。至今爲笑。故孔子罕言命。則爲知者少也。子貢曰。夫子之文章。可得而聞也。夫子之言性與天道。不可得而聞也。夫性命之說。自子貢不得聞。而今之學者。恥不言性命。此可信也哉。

今士大夫至。以佛老爲聖人。粥書於市者。非莊老之書。不售也。讀其文。浩然無當。而不可窮。觀其貌。超然無著。而不可捉。此豈眞能然哉。蓋中人。之性安於放。而樂於誕耳。使天下之士。能如莊周齊

今士大夫、佛老を以て聖人と爲すに至り、書を市に粥ぐ者も、莊老の書に非ずんば售れざる也。其文を讀むに、浩然として當ること無くして窮むべからず、其貌を觀るに、超然として著るゝこと無くして捉むべからず。此豈眞に能く然らんや。蓋し中人の性、放に安んじて誕を樂むのみ。天下の士をして能く莊周の如く、死生を齊しうし、毀譽を一にし、富貴を輕んじ、貧賤に安んぜしめば、則ち人主の名器爵祿、世を礪し鈍を磨する所以の者廢せん。陛下も亦安ぞ之を用ひん。而るを況んや其實能くせずして、而して竊に其言を取つて以て世を欺く者をや。臣願くは陛下明かに有司に勅して、之を議するに法言を以てし、之を取らに實學を以てし、博く經術に通ずる者は、朴と雖も廢せず。稍浮議に涉る者

死生一毀譽。輕富貴。安貧賤。則人主之名器爵祿。所以礪世磨鈍者廢矣。陛下亦安用之。而況其實不能而竊取其言。以欺世者哉。臣願陛下明勅有司。議之以法言。取之以實學。博通經術者。雖朴不廢。稍涉浮議者。雖工必黜。則風俗近厚。學術近正。庶幾得忠實之士。不至蹈衰季之風。則天下幸甚。

は、工と雖も必ず黜くるときは、則ち風俗厚に近く、學術正に近く、庶幾は忠實の士を得て、衰季の風を踏むに至らざるば、則ち天下幸甚ならん。

- 佛祖や老子
- 莊周や聶陽
- 事宜に適當する所なし
- 心証を酌量する能はず
- 放肆の貌に安んじ
- 謙の文を樂々のみ
- 死生毀譽等を以て意に介せずらしめば云々と也
- 世の人を闇ますべき車馬官位の類
- 莊周の眞似だに出來ざる人
- 正言
- 愚直
- 輕薄の議論
- 漢季の風俗なり、晉唐老佛の盛なりし如きを指す

浙燈を買ふを諫むる狀

臣竊蒙召對。便殿親奉。德音。以爲凡在館閣。皆當爲

臣竊に便殿に召對することを蒙り、親しく德音を奉ず。以爲らく、凡そ館閣に在るもの、皆當に朕が爲に深く治亂を思ひ、得失を指陳して、隱す所有ること無かるべしと。是より以來、臣同列を見る毎に、未だ嘗て爲に陛下の此語を道は

朕深惡治亂。指陳得失。無有所以。臣每見以來。臣每見同列。未嘗不語。非獨以稱頌盛德。亦欲朝廷之開。如臣等輩。皆知陛下不以疎賤。聞其言。共獻所聞。以輔成太平之功業。然竊謂空言率人。不如實而人自勸。欲知陛下能受其言之實。莫如以臣試之。故臣願以身奉天下。試其小者。上以補助聖明之萬一。下以爲賢者。卜其可否。雖以此獲罪。萬死無悔。

臣伏見。中使(一) 臣伏して見みるに、中使傳宣し、(二) 府市司に下して、(三) 浙燈四千餘盞を買ふ。有司(四)

さんばあらず。獨り以て盛徳を稱頌するのみに非ず、亦朝廷の間、臣等輩の如きもの、皆陛下が疎賤を以て其言を聞廢せざるを知り、共に聞く所を獻じて、以て太平の功業を補成せんとを欲す。然れども竊に謂へらく、空言人を率ふるは、實有つて人々自ら勸むに如かず。陛下が能く其言を受くるの實を知らんと欲せば、臣を以て之を試むるに如くは莫しと。故に臣願くは身を以て天下に先んじ、其小なる者を試み、上は以て聖明の萬一を補助し、下は以て賢者の爲に其可否を卜せば、此を以て罪を獲と雖も、萬死も悔ゆること無けん。

● 召されて間に對ふ ● 玉音に同じ、天子の御言聽を奉るなり ● 同僚 ● 譽め稱ふ ● ちろそかにす ● 言を納む、や否やをトす

傳宣。下。府市司。買。浙燈。四千餘盞。有司。具。實。直。以。聞。陛下。又。令。減。價。收。買。見。已。盡。數。拘。收。禁。止。私。賣。以。須。上。令。臣。始。聞。之。驚。愕。不。信。吞。嗟。累。日。何者。竊。爲。陛下。惜。此。舉。動。也。臣。雖。至。愚。亦。知。陛下。游。心。經。術。動。法。堯舜。窮。天下。之。嗜。欲。不。足。以。易。其。樂。盡。天下。之。玩。好。不。可。

直を具して以聞す。陛下又價を減じて收買せしむ。見己に數を盡して拘收し、私賣を禁止して、以て上の令を須つと。臣始めて之を聞き、驚愕して信ぜず。咨嗟すること累日なり。何となれば、竊に陛下の爲に此舉動を惜めば也。臣至愚と雖も、亦陛下が心を經術に游ばしめ、動は堯舜に法り、天下の嗜欲を窮むるも、以て其樂に易ふるに足らず、天下の玩好を盡すも、以て其憂を解くに足らざるを知る。而るに豈燈を以て悦と爲す者ならんや。此れ以て二宮の歡を奉じて、而して天下の養を極むるに過ぎざるのみかと。然れども大孝は志を養ふに在り、百姓戸ごとに曉すべからず。皆謂ふ、陛下耳目急ならざるの玩を以て、而して其口體必用の資を奪ふと。燈を賣るの民は例豪戸に非ず、債を舉げ息を出し、之を畜ふること彌年なり。衣食の計、此旬日を望むのみ。陛下民の父母と爲り、唯價を添へて貴買すること有りととも、豈價を減じて賤酬すべけんや。此事至つて小なれども、體は則ち甚だ大なり。凡そ陛下が價を減ずる所以

足<sub>三</sub>以解<sub>二</sub>其憂<sub>一</sub>。而豈<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>燈爲<sub>レ</sub>儉者哉。此不<sub>レ</sub>過<sub>二</sub>以奉<sub>二</sub>宮之歡<sub>一</sub>。而<sub>レ</sub>填<sub>二</sub>天下之養<sub>一</sub>耳。然大孝在<sub>レ</sub>乎<sub>レ</sub>養<sub>レ</sub>志。百姓不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>戶曉<sub>一</sub>。皆謂陛下以<sub>二</sub>耳目不<sub>レ</sub>急之玩<sub>一</sub>。而奪<sub>二</sub>其口體必用之資<sub>一</sub>。賣燈之民。例非<sub>二</sub>豪戶<sub>一</sub>。舉債出息。畜之彌年。衣食之計。望<sub>二</sub>此旬日<sub>一</sub>。陛下爲<sub>二</sub>民父母<sub>一</sub>。唯<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>添<sub>レ</sub>價賣<sub>レ</sub>。豈可<sub>レ</sub>減<sub>レ</sub>價賤<sub>レ</sub>。此事至小。體則甚大。凡陛下所<sub>二</sub>以減<sub>レ</sub>價者<sub>一</sub>。非<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>以此與<sub>二</sub>小民<sub>一</sub>爭<sub>二</sub>此毫末<sub>一</sub>。豈<sub>レ</sub>以其無用而厚費<sub>レ</sub>也。如知<sub>二</sub>其無用<sub>一</sub>。何必更索<sub>二</sub>。恐<sub>二</sub>其厚費<sub>一</sub>。則如<sub>レ</sub>勿<sub>レ</sub>買。

の者は、此を以て小民と此毫末を争ふことを欲するに非ず、豈其無用にして厚費なるを以てなるか。如し其無用なるを知らば、何ぞ必ずしも更に索めん。其厚費を惡まば、則ち買ふこと勿きに如かんや。

- 宮中より出づる使
- 開封府の右司
- 漸地に遷する朝服
- 寶價
- 買占
- 賦歎
- 太皇太后
- 后親氏と皇太后高氏
- 天下の力を以て奉養す
- 軍情を口毎に説諭し得べきにあらず
- 百姓にとりては生命をつぐ大切の資也
- 通例は賞賚の者なり
- 借金を作り利息を出す
- 一年にわたる
- 高價に賣ふ
- 低廉に支拂ふ
- 費用過大

且内庭故事。每<sub>レ</sub>遇<sub>二</sub>放燈<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>過<sub>二</sub>令<sub>二</sub>内東門雜物務<sub>一</sub>臨<sub>レ</sub>時收買<sub>二</sub>。數目既

且つ内庭の故事に、放燈に遇ふ毎に、内東門雜物務をして、時に臨んで收買せしむるに過ぎず。數目既に少く、又拘收督迫の嚴無し。費用多からざれば、民も亦憾無し。故に臣願くは前命を追還し、凡そ悉く舊の如くにせよ。京城の百

少。又無<sub>二</sub>拘收督迫<sub>一</sub>之嚴。費用不<sub>レ</sub>多。民亦無<sub>レ</sub>憾。故臣願<sub>二</sub>追還<sub>一</sub>前命。凡<sub>レ</sub>悉<sub>二</sub>如<sub>レ</sub>舊<sub>一</sub>。京城百姓。不<sub>レ</sub>慣<sub>二</sub>侵擾<sub>一</sub>。恩德已厚。怨讟易<sub>レ</sub>生。可不<sub>レ</sub>慎<sub>二</sub>與<sub>一</sub>。近日小<sub>レ</sub>人妄造<sub>二</sub>非語<sub>一</sub>。士人有<sub>二</sub>展年科場<sub>一</sub>之說。商賈有<sub>二</sub>京城權酒之議<sub>一</sub>。吏憂<sub>二</sub>減俸<sub>一</sub>。兵憂<sub>二</sub>減廩<sub>一</sub>。雖<sub>二</sub>此數事<sub>一</sub>。朝廷所<sub>二</sub>決無<sub>一</sub>。而此紛紛。亦

姓、侵擾に慣はず。恩德已に厚く、怨讟生じ易し。慎まざるべけんや、畏れざるべけんや。近日小人妄に非語を造し、士人展年科場の説有り、商賈に京城權酒の議有り。吏は減俸を憂へ、兵は減廩を憂ふ。此數事は朝廷決して無き所なりと雖も、而も此紛紛あるは、亦以て陛下勸恤の徳、未だ下に信ならずして、右司聚斂の意、或は民に形はるゝを見ること有り。方に當に己を責めて自ら求め、以て讒惡の口を消すべし。而るを又重ねるに燈を買ふの事を以てし、因り縁りて以て口實を爲すを得しめんは、臣實に之を惜む。方今百冗未だ除かず、物力凋敝す。陛下縱ひ内帑の財物を出して、大司農の錢を用ひずとも、而も内帑の儲ふる所、孰か民力に非ざらん。其平時不急の用に耗せんよりは、曷ぞ留貯して以て乏絶の供を待つに若かんや。故に臣願くは陛下將來の放燈、凡そ游觀苑囿宴好賜予の類と、皆有司を飭し、務めて儉約に従はんことを。頃<sub>二</sub>は詔旨して皇族の恩例を裁減すと<sub>一</sub>。此は實に陛下の至明至斷、深計遠慮、愛を割き民の爲に

する所以なり。

- 一月十五日上元の夜燈を放つ事
  - 御用品買上を司る官署
  - 平生恩徳に拜れ居るため懇憐も生じ易し
  - 流言飛語
  - 英宗以來三年に一度づゝ科擧を行ふ、その數年を延べんとの説
  - 酒を政府の專賣とする説
  - 手當を減ずるといふ風説
  - 政を勤め下を憐む
  - 取立ての殿しきなり
  - 講議密構
  - 百段の元
  - 御手許金
  - 大藏省に當る官署
  - 減少
  - 物見場、庭園、宴會、賜與等
  - 戒め
- 是は特別の賜與、例は常例の手當

有<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>陛下下  
 勤<sub>レ</sub>恤<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>徳<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>  
 信<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>  
 司<sub>レ</sub>聚<sub>レ</sub>斂<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>意<sub>レ</sub>。  
 或<sub>レ</sub>形<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>民<sub>レ</sub>方<sub>レ</sub>  
 當<sub>レ</sub>責<sub>レ</sub>己<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>  
 以<sub>レ</sub>消<sub>レ</sub>讒<sub>レ</sub>惡<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>  
 口<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>又<sub>レ</sub>重<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>  
 買<sub>レ</sub>燈<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>因<sub>レ</sub>緣<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>口<sub>レ</sub>實<sub>レ</sub>臣<sub>レ</sub>實<sub>レ</sub>惜<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>方<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>百<sub>レ</sub>元<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>除<sub>レ</sub>物<sub>レ</sub>力<sub>レ</sub>調<sub>レ</sub>敵<sub>レ</sub>陛下<sub>レ</sub>縱<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>內<sub>レ</sub>帑<sub>レ</sub>財<sub>レ</sub>物<sub>レ</sub>  
 不<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>司<sub>レ</sub>農<sub>レ</sub>錢<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>內<sub>レ</sub>帑<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>儲<sub>レ</sub>孰<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>民<sub>レ</sub>力<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>平<sub>レ</sub>時<sub>レ</sub>耗<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>急<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>曷<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>留<sub>レ</sub>貯<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>乏<sub>レ</sub>絕<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>  
 供<sub>レ</sub>故<sub>レ</sub>臣<sub>レ</sub>願<sub>レ</sub>陛下<sub>レ</sub>將<sub>レ</sub>來<sub>レ</sub>放<sub>レ</sub>燈<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>凡<sub>レ</sub>游<sub>レ</sub>觀<sub>レ</sub>苑<sub>レ</sub>園<sub>レ</sub>宴<sub>レ</sub>好<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>予<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>類<sub>レ</sub>皆<sub>レ</sub>筋<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>司<sub>レ</sub>粉<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>儉<sub>レ</sub>約<sub>レ</sub>頃<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>詔<sub>レ</sub>旨<sub>レ</sub>  
 裁<sub>レ</sub>減<sub>レ</sub>皇<sub>レ</sub>族<sub>レ</sub>恩<sub>レ</sub>例<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>實<sub>レ</sub>陛下<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>明<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>斷<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>深<sub>レ</sub>計<sub>レ</sub>遠<sub>レ</sub>慮<sub>レ</sub>割<sub>レ</sub>愛<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>民<sub>レ</sub>。

然<sub>レ</sub>竊<sub>レ</sub>揆<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>間<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>少<sub>レ</sub>望<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>陛下<sub>レ</sub>惟<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>痛<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>刻<sub>レ</sub>損<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>身<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>主<sub>レ</sub>且<sub>レ</sub>猶<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>然<sub>レ</sub>れども竊<sub>レ</sub>に其<sub>レ</sub>間<sub>レ</sub>を揆<sub>レ</sub>るに、少<sub>レ</sub>しく陛下<sub>レ</sub>に望<sub>レ</sub>むこと無<sub>レ</sub>き能<sub>レ</sub>はず、惟<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>に痛<sub>レ</sub>く自<sub>レ</sub>ら刻<sub>レ</sub>損<sub>レ</sub>して、身<sub>レ</sub>を以<sub>レ</sub>て之<sub>レ</sub>に先<sub>レ</sub>んじ、人<sub>レ</sub>主<sub>レ</sub>すら且<sub>レ</sub>つ猶<sub>レ</sub>ほ此<sub>レ</sub>の若<sub>レ</sub>し、而<sub>レ</sub>るを況<sub>レ</sub>んや吾<sub>レ</sub>徒<sub>レ</sub>に於<sub>レ</sub>けるをやといふを知らしめん。惟<sub>レ</sub>費<sub>レ</sub>を省<sub>レ</sub>くのみ<sub>レ</sub>に非<sub>レ</sub>ず、亦<sub>レ</sub>且<sub>レ</sub>つ怨<sub>レ</sub>を弭<sub>レ</sub>めん。昔<sub>レ</sub>唐<sub>レ</sub>の太<sub>レ</sub>宗<sub>レ</sub>、使<sub>レ</sub>を遣<sub>レ</sub>して涼<sub>レ</sub>州<sub>レ</sub>に往<sub>レ</sub>か<sub>レ</sub>しめ、李<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>亮<sub>レ</sub>に諷<sub>レ</sub>して、其<sub>レ</sub>名<sub>レ</sub>鷹<sub>レ</sub>を獻<sub>レ</sub>せしむ。大<sub>レ</sub>亮<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>かず。明<sub>レ</sub>皇<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>を江<sub>レ</sub>南<sub>レ</sub>に遣<sub>レ</sub>して、魏<sub>レ</sub>瓘<sub>レ</sub>を採<sub>レ</sub>らしむ。汴<sub>レ</sub>州<sub>レ</sub>の刺<sub>レ</sub>史<sub>レ</sub>倪<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>水<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>を論<sub>レ</sub>じて、爲<sub>レ</sub>に其<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>を反<sub>レ</sub>す。又<sub>レ</sub>益<sub>レ</sub>州<sub>レ</sub>をして半<sub>レ</sub>臂<sub>レ</sub>背<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>を織<sub>レ</sub>らしむ。琵琶<sub>レ</sub>捍<sub>レ</sub>撥<sub>レ</sub>、鏤<sub>レ</sub>牙<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>。蘇<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>公<sub>レ</sub>詔<sub>レ</sub>を奉<sub>レ</sub>ぜず。李<sub>レ</sub>德<sub>レ</sub>裕<sub>レ</sub>浙<sub>レ</sub>西<sub>レ</sub>に在<sub>レ</sub>りしとき、詔<sub>レ</sub>して銀<sub>レ</sub>盞<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>妝<sub>レ</sub>具<sub>レ</sub>二十<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>を造<sub>レ</sub>り、綾<sub>レ</sub>二<sub>レ</sub>千<sub>レ</sub>匹<sub>レ</sub>を織<sub>レ</sub>らしむ。德<sub>レ</sub>裕<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>疏<sub>レ</sub>して極<sub>レ</sub>論<sub>レ</sub>し、亦<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>に之<sub>レ</sub>を罷<sub>レ</sub>めき。陛下<sub>レ</sub>をして内<sub>レ</sub>の臺<sub>レ</sub>諫<sub>レ</sub>に此<sub>レ</sub>數<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>の如<sub>レ</sub>き者<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>らしめば、則<sub>レ</sub>ち燈<sub>レ</sub>を買<sub>レ</sub>ふの事<sub>レ</sub>も、必<sub>レ</sub>ず須<sub>レ</sub>く力<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>すべし。外<sub>レ</sub>の有<sub>レ</sub>司<sub>レ</sub>に此<sub>レ</sub>の數<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>の如<sub>レ</sub>き者<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>らしめば、則<sub>レ</sub>ち燈<sub>レ</sub>を買<sub>レ</sub>ふの事<sub>レ</sub>は、必<sub>レ</sub>ず詔<sub>レ</sub>を奉<sub>レ</sub>ぜざらん。陛下<sub>レ</sub>聰明<sub>レ</sub>容<sub>レ</sub>聖<sub>レ</sub>、堯<sub>レ</sub>舜<sub>レ</sub>を追<sub>レ</sub>迹<sub>レ</sub>するに、而<sub>レ</sub>るに羣<sub>レ</sub>臣<sub>レ</sub>は唐<sub>レ</sub>の太<sub>レ</sub>宗<sub>レ</sub>明<sub>レ</sub>皇<sub>レ</sub>を以<sub>レ</sub>てだに陛下<sub>レ</sub>に事<sub>レ</sub>へず。竊<sub>レ</sub>に嘗<sub>レ</sub>て深<sub>レ</sub>く之<sub>レ</sub>を咎<sub>レ</sub>む。臣<sub>レ</sub>忝<sub>レ</sub>く府<sub>レ</sub>僚<sub>レ</sub>に備<sub>レ</sub>り、親<sub>レ</sub>しく其<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>を見る。若<sub>レ</sub>し又<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>はずんば、臣<sub>レ</sub>が罪<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>ならん。陛下<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>し之<sub>レ</sub>を赦<sub>レ</sub>して誅<sub>レ</sub>せずんば、則<sub>レ</sub>ち臣<sub>レ</sub>又<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>職<sub>レ</sub>の言<sub>レ</sub>、此<sub>レ</sub>より大<sub>レ</sub>なる者<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>らんとす。陛下<sub>レ</sub>の爲<sub>レ</sub>に之<sub>レ</sub>を盡<sub>レ</sub>さゞるに忍<sub>レ</sub>びんや。若<sub>レ</sub>し赦<sub>レ</sub>されずんば、亦<sub>レ</sub>臣<sub>レ</sub>の分<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>。謹<sub>レ</sub>んで録<sub>レ</sub>して奏<sub>レ</sub>聞<sub>レ</sub>し、伏<sub>レ</sub>して勅<sub>レ</sub>旨<sub>レ</sub>を候<sub>レ</sub>つ。

此<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>況<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>吾<sub>レ</sub>徒<sub>レ</sub>哉<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>惟<sub>レ</sub>省<sub>レ</sub>費<sub>レ</sub>亦<sub>レ</sub>且<sub>レ</sub>弭<sub>レ</sub>怨<sub>レ</sub>昔<sub>レ</sub>唐<sub>レ</sub>太<sub>レ</sub>宗<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>往<sub>レ</sub>涼<sub>レ</sub>州<sub>レ</sub>諷<sub>レ</sub>李<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>亮<sub>レ</sub>獻<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>名<sub>レ</sub>鷹<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>亮<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>明<sub>レ</sub>皇<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>江<sub>レ</sub>南<sub>レ</sub>採<sub>レ</sub>魏<sub>レ</sub>瓘<sub>レ</sub>汴<sub>レ</sub>州<sub>レ</sub>刺<sub>レ</sub>史<sub>レ</sub>倪<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>水<sub>レ</sub>論<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>反<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>又<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>益<sub>レ</sub>州<sub>レ</sub>織<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>臂<sub>レ</sub>背<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>琵琶<sub>レ</sub>捍<sub>レ</sub>撥<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>蘇<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>公<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>詔<sub>レ</sub>李<sub>レ</sub>德<sub>レ</sub>裕<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>浙<sub>レ</sub>西<sub>レ</sub>詔<sub>レ</sub>造<sub>レ</sub>銀<sub>レ</sub>盞<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>妝<sub>レ</sub>具<sub>レ</sub>二十<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>織<sub>レ</sub>綾<sub>レ</sub>

二千匹。德裕上疏極論。亦爲罷之。使陛下下內之臺諫有如此數人者。則買燈之事。必須力言。外之有司。有如此數人者。則買燈之事。必不奉詔。陛下聰明睿聖。追述堯舜。而羣臣不以唐太宗明皇事陛下。竊嘗深告之。臣忝備三府僚。親見其事。若不不言。臣罪大矣。陛下若赦之。不誅。則臣又有非職之言。大於此者。必不爲陛下。一盡上之。若不赦。亦臣之分也。謹錄奏聞。伏候勅旨。

● 魏斷の有權を度る ● 節制初檢して ● 皇族方が自ら反省する也 ● 玄宗皇帝 ● 鳥の名 ● 王道に非ざるを以て使を返す ● 袖無羽織 ● ばち ● 象牙彫の香箱等も命のうちにあり ● 銀の小箱、化粧道具等二十箇 ● 宮内の御史諫官 ● 外廷 ● 廣東城此時開封府の推官たりし也 ● 職分外に天職を希冀する言あり ● 分際として當然の事

神宗皇帝に上る書

年月日具。臣近者不度愚賤。輒上封章。自言買燈事。自知下瀆犯天威。罪在不赦。庶稟私室。以待年月日具。臣近者愚賤を度らず、輒く封章を上り、燈を買ふの事を言ふ。自ら天威を瀆犯し、罪赦されざるに在るを知り、私室に幣藥して以て斧鉞の誅を待つ。而も側に聴くに逾旬にして威命至らず。之を府司に問へば、則ち燈を買ふの事、尋いで已に停罷すと。乃ち陛下が惟に之を赦すのみならず、又能く之を聴きしことを知り、驚喜に過ぎ、以て感泣するに至れり。何となれば過を

斧鉞之誅。而側聽逾旬。威命不至。問之府司。則買燈之事。尋已停罷。乃知陛下不惟赦之。又能聽之。驚喜過望。以至感泣。何者。改過不吝。從善如流。此堯舜禹湯之所勉。強而力行之。秦漢以來之所絕。無而僅有。願此買燈毫髮之失。豈能上累日月之明。而陛下翻然改むること吝ならず、善に従ふこと流るゝが如きは、此れ堯舜禹湯の勉強して力行せし所、秦漢以來の絶えて無くして僅に有る所なり。願ふに此れ燈を買ふは毫髮の失なり、豈能く上日月の明を累せんや。而るに陛下翻然として命を改むること、曾ち刻を移さず。則ち所謂智天下に出で、至愚に聴き、威四海に加はつて匹夫に屈するなり。臣今にして知りぬ、陛下は與に堯舜たるべく、與に湯武たるべく、與に民を富まして刑を措くべく、與に兵を強うして戎虜を伏すべきことを。君有ること此の如し、其れ之に負くに忍びんや。惟當に腹心を披露し、肝膽を捐棄し、力の至る所を盡して、其他を知らざるべし。乃者臣亦天下の事、燈を買ふより大なる者有るを知る。而も獨り區區として此を以て先と爲す者は、蓋し未だ信ぜられずして諫むるは、聖人與せず、交淺くして言深きは、君子の戒むる所、是を以て試に其小なる者を論じて、而して其大なる者は、固より將に待つこと有つて後に言はんとす。

改命。曾不謬。刑。則所謂謂智。出天下而聽。於至愚。威加四海。而屈於匹夫。臣今知陛下可與爲湯武。可與富民。而措刑。可與強兵。而伏戎。虜矣。有君如此。其忍負之。惟當披露腹心。捐棄肝膽。盡力所至。不知其他。乃者臣亦知天下之事。有大於買燈者矣。而獨區區以此爲先者。蓋未信而諫。聖人不與。交淺言深。君子所戒。是以試論其小者。而其大者固將有待而後言。

- 官爵を具するなり
- 萬の刑を布く
- 死罪の勅命
- 十日を越ゆるも
- 開封府の有司
- 取
- 止めとなる
- 古聖人すら尙且勉勵してよくせし所
- 天子の聖徳を障礙せず
- 龍の命令を取消す
- 智識天下に秀づるにも係らず愚人にも道を問ふ
- 刑を放棄して用ひず
- 心を碎き力を盡す
- 上の人に信ぜられずして諫を納るゝは難し
- 時期を待つ

今陛下果赦而不誅。則是既已許之矣。許而不言。臣則有罪。是以願終言之。臣之所欲言者三。願陛下結人心。厚風俗。存紀綱。而已。

今陛下果して赦して誅せざるときは、則ち是れ既に已に之を許すなり。許されて言はずんば、臣則ち罪有らん。是を以て終に之を言はんことを願ふ。臣の言はんと欲する所の者は三、願くは陛下人心を結び、風俗を厚うし、紀綱を存せんのみ。人持む所有らざるは莫し。人臣は陛下の命を恃む、故に能く小民を役使す。陛下の法を恃む、故に能く強暴を撻伏す。人主持む所の者に至つては誰ぞや。書に曰く、予兆民に臨む、濼乎として朽索の六馬を馭するが若しと。天下、

人主より危きは莫きを言ふ也。聚れば則ち君臣と爲り、散すれば則ち仇讎と爲る、聚散の間、毫釐を容れず。故に天下歸往する之を王と謂ひ、人々各々心有る之を獨夫と謂ふ。此に由つて之を觀れば、人主の持む所の者は、人心のみ。人心の人主に於けるや、木の根有るが如く、燈の膏有るが如く、魚の水有るが如く、農夫の田有るが如く、商賈の財有るが如し。木根無ければ則ち朽れ、燈膏無ければ則ち滅え、魚水無ければ則ち死し、農夫田無ければ則ち饑乏、商賈財無ければ則ち貧し。人主人心を失へば則ち亡ぶるは、此れ必然の理也。道るべからざるの災也。其の畏るべしと爲すは、古より以て然り。苟も禍を樂み亡を好み、狂易して志を喪ふに非ずんば、詎ぞ敢て其胸臆を肆にして、輕くし人心を犯さんや。

- 押へ従はしむ、壓服す
- 向背五子之歌に出づ
- 屬りたる驛もて六頭立の馬車を御するが如し、其奔逸を懼れ常にびく／＼として心配し居るとの事
- 往と王と音同じ、故に曰ふ
- 迷なり、遁なり
- 狂氣して其本心を失はざる以上
- 我儘勝手の言動を爲して

人莫不有所恃。人臣恃陛下下之命。故能役使小民。恃陛下之法。故能勝伏強暴。至於人主所恃者誰歟。書曰。予臨兆民。濼乎若朽索之馭六馬。言天下莫危於人主也。聚則爲君。臣散則爲仇讎。聚散之間。不容毫釐。故天下歸往。謂之王。人各有心。謂之獨夫。由此觀



之。人主之所恃者。人心而已。人心之於人主也。如木之有根。如燈之有膏。如魚之有水。如農夫之有田。如商賈之有財。木無根則槁。燈無膏則滅。魚無水則死。農夫無田則饑。商賈無財則貧。人主失人心則亡。此必然之理也。不可違之災也。其爲可畏。從古以然。苟非樂禍。好亡。狂易喪志。詎敢肆其胸臆。輕犯人心。

昔子產焚二載書。以弭衆言。賂伯石以安二巨室。以爲衆怒。難犯。寡欲亦曰。信而後勞。其民未信。則以爲厲。己也。唯商鞅變法。不顧人言。雖能驟致富強。亦以召怨。天下使其民

昔は子産載書を焚いて以て衆言を弭め、伯石に賂うて以て巨室を安んず。以爲らく衆怒は犯し難く、專欲は成し難しと。而して孔子も亦曰く、信ぜられて後に其民を勞す、未だ信ぜられずんば則ち以て己を厲ましむと爲すと。唯商鞅は法を變じて、人言を顧みず、能く驟に富強を致せりと雖も、亦以て怨を天下に召き、其民をして利を知つて義を知らず、刑を見て徳を見ざらしめ、天下を得と雖も、踵を旋して亡び、其身に至つても、亦卒に免れず、罪を負ひ出走するも、諸侯納れず、車裂して以て狗へて、秦人哀む莫かりき。君臣の間、豈此の如くなるを願はんや。宋の襄公仁義を行へりと雖も、衆を失つて亡び、田常不義と雖も、衆を得て強かりき。是を以て君子未だ行事の是非を論ぜず、先づ衆心の

知利而不知義。見刑而不見德。雖得天下。旋踵而亡。卒不免。負罪出走。而諸侯不納。車裂以狗。而秦人莫哀。君臣之間。豈願如此。宋襄公雖行仁義。失衆而亡。田常雖不義。得衆而強。是以君子未論二行事之是非。先觀二衆心之向背。謝安之用二諸桓。未二必

向背を觀る。謝安の諸桓を用ふるや、未だ必ずしも是とせず、而も衆の樂む所は、則ち國以て又安なりき。庾亮の蘇峻を召ぶや、未だ必ずしも非とせず、而も勢不可なること有れば、則ち反つて危辱を爲す。古より今に及ぶまで、未だ和易衆を同じうして安からず、剛果自ら用ひて危ふからざる者は有らざる也。今陛下も亦人心の悦ばざるを知り、中外の人、賢不肖と無く、皆言ふ祖宗以來、財用を治る者、三司使副判官に過ぎず。今を經て百年、未だ嘗て事を闕かず。今は故無く又一司を創し、號して制置三司條例司と曰ふ。

- 戰國師の名臣
- 諸大夫の出したる賢書
- 左傳襄公三十年の條參看
- 大家
- 己をしへたぐるものとして怨を起すと也
- 衛の公孫鞅棄に仕ふ
- 刑罰
- 罪を旋まざといふとは同義、直に也
- 罪人を中央に置き之に繋げる牛車を四方に奔逸せしむる刑罰
- 春秋左傳僖公二十二年の條參照
- 齊の人に其君を試したる者
- 桓公及び其一族
- 治り安し
- 亮は峻の反せんとするを知り大司農として兵糧を奪ふ、而も峻遂に反せり
- 和衷協同
- 剛情我慢
- 鹽鐵使は山澤を、度支使は財政を、戸部使は戸籍を司る
- 王安石新法を行はんとして是食を設く

是。而衆之所樂。則國以又安。庚亮之召蘇峻。未必非。而勢有不可。則反爲危辱。自古及今。未有二和易同衆。而不安。剛果自用。而不危者。也。今陛下亦知人心之不悅矣。中外之人。無賢不肖。皆言祖宗以來。治財用者。不過三司使副判官。經今百年。未嘗開事。今者無故。又創二司。號曰制置三司條例司。

六七少年。日夜講求於內。使者四十餘輩。分行營幹於外。造端宏大。民實驚疑。創法新奇。吏皆惶惑。賢者則求其說。而不可得。未免於憂。小人則以其意。度朝廷。遂以爲謗。謂陛下以二萬乘之主。而言

六七の少年、日夜内に講求し、使者四十餘輩、分行して外に營幹す。端を造すことと宏大、民實に驚疑し、法を創むること新奇、吏皆惶惑す。賢者は則ち其説を求むれども而も得べからず、未だ憂を免れず。小人は則ち其意を以て朝廷を度り、遂に以て謗を爲す。陛下萬乘の主を以てして利を言ふと謂ひ、執政は天子の宰を以てして財を治むと謂ふ。商賈行はれず、物價騰踊す。近く淮甸より、遠く川蜀に及ぶまで、喧傳萬口、論説百端なり。或は言ふ京師の正店、監官を置くを議し、夔路の深山、當に酒禁を行ふべく、僧尼の常住を拘收し、兵吏の糜祿を減尅すと。此等の類の如き、言ふに勝ふべからず。而して甚しき者は、以て肉刑を復せんと欲すと爲すに至る。斯言一たび出で、民且狼顧す。陛

利。謂執政以天子之宰而治也。商賈不行。物價騰踊。近自淮甸。遠及二川。蜀。喧傳萬口。論説百端。或言京師正店。議置監官。夔路深山。當行酒禁。拘收僧尼常住。減尅兵吏糜祿。如此等類。不可勝言。而甚者。至以爲欲復肉刑。斯言一出。民且狼顧。陛下與二三大臣。亦聞其語矣。然而莫之顧者。徒曰。我無其事。又無其意。何恤於人言。

下二三の大臣と、亦其語を聞かん。然り而して之を顧みること莫き者は、徒に曰ふ我其事無く、又其意無し、何ぞ人言を恤へんと。

- 青苗免役農田水利を掌る役目諸路すべて四十一人 ● 管理經營 ● 事を始むること ● 新法の精神に對する理解説明 ● 淮南論句 ● 四川 ● 陝西四路の一也 ● 寺觀、僧道の田産 ● 扶持高を削減す ● 制刑等の刑 ● 心配してきよと一と落つかず

夫人言雖未二必皆然。面疑似則有以致。誘人必貪財也。而後人疑其盜。人必好色也。而後人疑其淫。何者

夫人言は未だ必ずしも皆然らずと雖も、而も疑似は則ち以て誘を致すこと有り。人必ず財を貪つて、而して後に人其盜を疑ひ、人必ず色を好んで、而して後に人其淫を疑ふ。何となれば未だ此司を置かずんば則ち此誘無し。豈去歲の人皆忠厚にして、今歳の士皆虛浮ならんや。孔子曰く、工其事を善くせんと欲せば、必ず先づ其器を利にすと。又曰く必ずや名を正しうせんかと。今陛下

未置此司。則無此誘。豈去歲之人皆愚厚。而今歲之士皆虛浮。孔子曰。工欲善其事。必先利其器。又曰。必也正名乎。今陛下操其器。而諱其事。有其名。而辭其意。雖家置一。以自解。市列千金。以購人。人必不信。誘亦不止。夫制置三司條。例司。求利之名也。六七少。

其器を操つて其事を諱み、其名有つて其意を辭す。家々に一喙を置いて以て自ら解き、市に千金を列ねて以て人を購ふと雖も、人必ず信ぜざらん、誘も亦止まざらん。夫れ制置三司條例司は、利を求むるの名也。六七の少年と、使者四十餘輩とは、利を求むるの器也。鷹犬を驅りて林藪に赴き、人に語つて我獵するに非すと曰ふは、鷹犬を放つて獸の自ら馴るゝに如かず。網罟を操りて江湖に入り、人に語つて我漁するに非すと曰ふは、網罟を捐て人々自ら信するに如かず。故に臣以爲らく、讒惡を消して和氣を召び、人心を復して國本を安んぜんは、則ち制置三司條例司を罷むるに若くは莫しと。夫れ陛下の此司を創むる所以の者は、以て利を興し害を除くに過ぎざらん。之を罷めて利興らず害除かざらしめば、則ち罷むること勿れ、之を罷めて天下悦び、人心安く、利を興し害を除いて、可ならざる所無くんば、則ち何を苦しんで而かして罷めざらん。

● 事の疑はしきもの又類似せるもの ● 道具を選擇す ● 何事につけても必ず名目を正すべしとの意 ●

年與使者四十餘輩。求利之器也。鷹犬而赴林藪。語人曰。我非獵也。不如放鷹犬。而獸自馴。操網罟而入江湖。語人曰。我非漁也。不如捐網罟。而人自信。故臣以爲消讒惡。而召和氣。復人心。而安國本。則莫若罷制置三司條例司。夫陛下之所三以創此司者。不過以興利除害也。使罷之。而利不興。害不除。則勿罷罷之。而天下悦。人心安。興利除害。無所不可。則何苦而不罷。

六七少年を指す ● 其名目、三司條例司の官を指す ● 戸々に一人を置く ● 利を求むるに非ざる事情を説明す ● 屬りに對する放つて、すて、用ひずの意 ● 魚を捕ふるのみ ● 罟口

陛下、積弊を去つて法を立てんと欲せば、必ず宰相をして熟議して後に行はしめよ。事若し中書に由らずんば、則ち是れ亂世の法なり、聖君賢相夫れ豈其れ然らんや。必ず若し法を立つるは中書に由るを免れず、熟議は宰相を使ふを免れずば、此司の設は、乃ち冗長にして名無きこと無からんや。智者の圖る所は、迹無きを貴ぶ、漢の文景紀は書すべきの事無く、唐の房杜傳は載すべきの功無し。而も天下の治を言ふ者は文景に與し、賢を言ふ者は房杜に與す。蓋し事已に立ちて迹見れず、功已に成つて人知らず。故に曰く、善く兵を用ふる者は、赫赫

陛下欲去積弊而立法。必使宰相熟議而後行。事若不。由中書。則是亂世之法。聖君賢相。夫豈其然。必若立法。不免由中書。熟議不。免使宰相。此

陛下、積弊を去つて法を立てんと欲せば、必ず宰相をして熟議して後に行はしめよ。事若し中書に由らずんば、則ち是れ亂世の法なり、聖君賢相夫れ豈其れ然らんや。必ず若し法を立つるは中書に由るを免れず、熟議は宰相を使ふを免れずば、此司の設は、乃ち冗長にして名無きこと無からんや。智者の圖る所は、迹無きを貴ぶ、漢の文景紀は書すべきの事無く、唐の房杜傳は載すべきの功無し。而も天下の治を言ふ者は文景に與し、賢を言ふ者は房杜に與す。蓋し事已に立ちて迹見れず、功已に成つて人知らず。故に曰く、善く兵を用ふる者は、赫赫

司之設。無二乃  
冗長而無名。  
智者所圖。貴  
於無迹。漢之  
文景紀無不可  
書之事。唐之  
房杜傳無不可  
載之功。而天  
下之言治者  
與文景言賢  
者與房杜蓋  
事已立而迹  
不見。功已成而  
未獲其一一也。而  
官屬與漕運使副。而陛下與三三大臣。孜孜講求。磨以三歲月。則積弊自去而人不知。

の功無しと。豈惟に兵を用ふるのみならんや。事然らざるは莫し。今圖る所の者萬分、未だ其一を獲ずして、迹の天下に布くこと、已に泥中の鬪獸の若し。亦拙謀と謂ふべし。陛下誠に國を富ますんと欲せば、三司官屬と漕運使副とを擇んで、而して陛下と二三の大臣と、孜孜講求、磨するに歲月を以てせば、則ち積弊自ら去つて人知らざらん。

- 中書省 ● 無用の長物 ● よく始末をつけて形迹のあらはるゝ無きを向ふ ● 文帝景帝の紀には特に書くべき事述なし ● 房玄齡・杜如晦 ● 特に日に立つ如き功績 ● 其積弊の甚しきを除ふ ● 三司使の官屬 ● 漕運長官と其次官と

但恐立志不堅。中道而廢。孟子有言。其

但志を立つる堅からずば、中道にして廢せんことを恐る。孟子言へる有り、其進むこと鋭き者は其退くとも速かなりと。若し始有り卒有らんとせば、自ら徐徐

進銳者其退速。若有始有卒。自可徐徐。十年之後。何事不立。孔子曰。欲速則不達。見小利則大事不成。使孔子而非聖人。則此言亦不可用。書曰。謀及卿士。至於庶人。翕然大同。乃底元吉。若逆多而從少。則靜吉。而作凶。今上自宰相大臣。既已辭免不爲。則外之議

にすべし、十年の後、何事が立たざらん。孔子曰く、速を欲すれば則ち達せず、小利を見れば則ち大事成らずと。孔子をして聖人に非ざらしめば、則ち此言も亦用ふべからず。書に曰く、謀卿士に及び、庶人に至り、翕然として大同なれば、乃ち元吉を底す。若し逆ふこと多くして從ふこと少くんば、則ち靜なるに吉にして作すに凶なりと。今上は宰相大臣より、既に已に辭免して爲さざれば、則ち外の議論、斷じて亦知るべし。宰相は人臣なるも、且つ此を以て自ら汚すを欲せず。而るに陛下獨り安んぞ其名を受けて辭せざらんや。臣愚の識る所に非る也。君臣宵旰、幾んど一年。而も富國の效、茫として風を捕ふるが如く、徒に内帑數百萬緒を出し、祠部五千餘人を度するを聞くのみ。此を以て術と爲さば、其れ誰か能くせざらん。

- 尚書世範の文を括約せるなり ● 大吉 ● 職を辭し官を免して州をつとめず ● 胥吏胥吏の略、政事に精勵するをいふ ● 捕提する處無き形容 ● 僧侶監官の官 ● 度産を興へて僧福となす ● これを以て富國の術と爲さば、如何なる人にも出來べし

論。斷亦可。知。宰相人臣也。且不欲以此自汚。而陛下獨安受其名。而不辭。非臣愚之所識也。君臣宵旰。幾一年矣。而富國之效。茫如捕風。徒聞下內帑出數百萬緡。祠部度中五千餘人。上耳。以此爲術。其誰不能。

且遣使縱橫。本非令典。漢武遣繡衣直指。桓帝遣八使。皆以守宰狼藉盜賊公行。以爲。術無きに出で、此下策を行ふなり。宋文帝元嘉の政は、文景に比す。當時成を郡縣に責めて、未だ嘗て使を遣はさず。孝武に至つて以爲らく、郡縣遲緩すと。始めて臺使に命じて之を督し、以て蕭齊に至るまで、此弊革らず。故に竟陵の王子良、上疏して極めて其事を言ひ、以爲らく此等朝に禁門を辭すれば、情態即ち異なり。暮に州縣に宿すれば、威福便ち行る。郵傳を驅迫し、守宰を折辱し、公私煩擾、民生を聊んぜず。唐の開元中、宇文融奏して勸農判官を置き、裴寬等二十九人をして竝に御史を攝し、天下に分行し、戸口を招撫して、漏田を検責せしむ。時に張説楊

以至蕭齊。此弊不革。故竟陵王子良。上疏極言其事。以爲此等朝辭禁門。情態即異。暮宿州縣。威福便行。驅迫郵傳。折辱守宰。公私煩擾。民不聊生。唐開元中。宇文融奏置勸農判官。使裴寬等二十九人。竝攝御史。分行天下。招撫戶口。檢責漏田。時張説楊瑒。相如。皆以爲不便。而相繼罷黜。雖得戶八十餘萬。皆州縣希旨。以主爲客。以少爲多。及使三百官集議都省。而公卿以下。懼融威勢。不敢

楊瑒皇甫瑒楊相如、皆以爲らく便ならずと。而して相繼いで罷め黜けらる。戸を得る八十餘萬なりきと雖も、皆州縣希旨を希ひ、主を以て客と爲し、少を以て多と爲す。百官をして郡省に集議せしむるに及びて、公卿以下、融が威勢を懼れて、敢て異辭あらざりき。陛下試に其傳を取つて之を讀み、其の行ふ所を觀よ、是と爲さんか否と爲さんか。近者均稅寬恤、冠蓋相望み、朝廷亦旋々其非を覺つて、天下今に至つて以て謗を爲す。曾て未だ數歲ならざるに、是非較然たり。臣恐くは後の今を視ること、猶ほ今の昔を視るがごとくならんことを。

- 善典 官名、漢武帝の命を受けて諸國を按行せり ● 順帝の誤か、順帝の滿安八年杜延年八人分行す
- 地方官の不始末 他に施すべき術なき結果 ● 中央政府 ● 曹氏の齊國 ● 齊の氏族 ● 勢威を張るをいふ ● 宿つぎの手足を驅使す ● 玄宗の年號 ● 贈散せる戸口を招き寄す ● 調査漏れの土地 ● 上の旨趣を付度して阿諛するなり ● 租の輕重を平均し民力を緩め勞ふといふ如き名目に使若續々と出づ、而も皆有名無實なれば、朝廷にても其非をさとると也 ● 明白也

異辭。陛下試取其傳而讀之。觀其所行。爲是爲否。近者均稅寬恤。冠蓋相望。朝廷亦旋覺其非。而天下至今以爲謗。曾未數歲。是非較然。臣恐後之視今。猶今之視昔。

且其所遺。尤不適宜。事少而員多。人輕而權重。夫人輕而權重。則人多不服。或致侮慢。以興爭。事少而員多。則無以爲功。必須生事。以塞責。陛下雖下嚴賜。約東。不許邀功。然人臣事君之常情。不從其意。令而從其意。

且つ其の遺す所、尤も宜に適せず、事少くして員多く、人軽くして權重し。夫れ人軽くして權重ければ、則ち人多く服せず、或は侮慢を致して以て争を興す。事少くして員多ければ、則ち以て功を爲すこと無く、必ず事を生じて以て責を塞ぐを須ひん。陛下嚴に約束を賜ひ、功を邀むるを許さずと雖も、然れども人臣君に事ふるの常情、其令に従はずして其意に従ふ。今朝廷の意、動を好んで靜を惡み、同を好んで異を惡む。指趣の在る所、誰か敢て従はざらん。臣恐くは陛下の赤子、此より寧歲無からんことを。行ふ所の事に至つては、行路皆其難きを知る。何となれば、汴水濁流、生民より以來、以て稻を種ゑず。秦人の歌に曰く、涇水一石、其泥數斗、且つ漑ぎ且つ糞ひ、我禾黍を長すと。何ぞ嘗て我粳稻を長すと曰はんや。今破して之を清しめんと欲す。萬頃の稻、必ず千頃の陂を用

今朝廷之意。好動而惡靜。好同而惡異。指趣所在。誰敢不從。臣恐陛下赤子。自此無寧歲一矣。至於所行之。其難。何者。汴水濁流。自生民以來。不以種稻。秦人之歌曰。涇水一石。其泥數斗。且漑且糞。長我禾黍。何嘗曰。長我粳稻。今欲破而清之。萬頃之稻。必用千頃之陂。一歲一淤。三歲而滿矣。陛下遣信。其說。即使相視地形。萬一官吏苟且順從。真謂陛下有意興作。上糜帑廩。下奪農時。隄防一開。水失故道。雖食議者之肉。何補於民。天下久平。民物滋息。四方遺利。蓋略盡矣。今欲鑿空訪尋水利。所謂即鹿無虞。豈惟徒勞。必大煩擾。

ひん。一歲一淤、三歲にして滿たん。陛下遽に其説を信じて、即ち地形を相視せしむ。萬一官吏苟且順從せば、眞に陛下興作に意有りと謂はん。上は帑廩を糜し、下は農時を奪ひ、隄防一たび開けて、水故道を失はば、議者の肉を食ふと雖も、何ぞ民に補あらんや。天下久平、民物滋息し、四方の遺利、蓋し略々盡く。今鑿空して水利を訪尋せんと欲するは、所謂鹿に即きて虞無きなり、豈惟に徒勞するのみならんや、必ず大いに煩擾せん。

● 無理に新事件を起す ● 多事を好んで無事を嫌ふ ● 安樂に暮す年 ● 汴水を開いて新田を造るも汴水は古年の濁流なり ● 漢書溝洫志に出づ ● 禾は隴田のもの ● 隄防、溜池を作りて濁水を清まさんとす ● 也 ● 濁泥 ● 内帑の金を空費す ● 舊道 ● 日當りなき道 ● 易經凶卦に出づ、威は山澤を掌る者、獸を逐ふに密内者無しとの義。こゝには勞して功なく却つて害を蒙る意の比喩として引用せるなり

蓋略盡矣。今欲鑿空訪尋水利。所謂即鹿無虞。豈惟徒勞。必大煩擾。

凡所學盡利。不問何人。小則隨事酬勞。大則量才錄用。若官私格沮。竝重行。黜降。不以故原。若材力不辨。與修便許。申奏替換。賞可謂重。罰可謂輕。然竝終不。言諸色人。妄有申陳。或官私誤興。功役。當得何罪。如此。則妄庸輕。剽浮浪姦人。自此爭言水利。矣。成。功。

凡所學盡する所の利害は、何人を問はず、小は則ち事に随つて勞に酬い、大は則ち才を量つて録用す。若し官私格沮せば、竝に重く黜降を行ひ、以て赦原せず。若し材力、興修を辨せずんば、便ち申奏替換を許す。賞重しと謂ふべく、罰輕しと謂ふべし。然るに竝に終に諸色人妄に申陳有り、或は官私誤つて功役を興すは、常に何の罪を得べきかを言はず。此の如くならば、則ち妄庸輕剽浮浪姦人、此より争つて水利を言はん。功を成せば則ち賞有り、事を敗るも則ち誅無し。官司其疎を知ると雖も、豈便ち抑退を行ふべけんや。所在に老少を追集し、可否を相視し、吏卒の過ぐる所、雞犬一に空し。若し灼然行ひ難きに非ずば、必ず且つ爲に役を興さんとするを須ひん。何となれば則ち格沮の罪は重くして、誤興の過は輕ければなり。人多く身を愛す、勢必ず此の如けん。且つ古陂廢堰、多くは側近の冒耕と爲る。歲月既に深うして已に永業に同じ。苟も興復せんと欲せば、必ず盡く追收し、人心或は搖かん、其だ善政に非ず。又訟を好む

則有賞。敗事則無誅。官司雖知其疎。豈可便行抑退。所在追集老少。相視可否。吏卒所過。雞犬一空。若非灼然難行。必須且爲興役。何則格沮之罪重。而誤興之過輕。人多愛身。勢必如此。且古陂廢堰。多爲側近冒耕。歲月既深。已同永業。苟欲興復。必盡追收。人心或搖。甚非善政。又有好訟之人。妄言某處可作陂渠。規壞所。怨田產。或指人舊業。以爲官陂。冒佃之訟。必倍今日。臣不知朝廷本無一事。何苦而行此哉。

の黨、怨多きの人有り、妄に某處陂渠を作すべしと言ひ、怨むる所の田産を壞らんとを規り、或は人の舊業を指して以て官陂なりと爲さば、冒佃の訟、必ず今日に倍せん。臣知らず朝廷本一事無し、何を苦しんでか此を行はんや。

- 事業を計畫する事
- 官吏たると私人たるとを問はず之を妨げざる者あれば
- 容赦せず
- 其人の材力が事業の興修を處辨するに足らざれば、其言を獎上して人を取換ふる事を許す
- 諸種類の人々
- 愚暗の者、輕佻の人物
- 必さ(一)温く
- 屬り集む
- しちべ見極む
- 古き陂池や其堰
- 附近農民之を押領して耕作地とす
- 永世所有せる土地
- 田地標領の訴訟

自古役人必用。鄉戶。猶。食之。必用。五穀。衣之。必用。絲麻。

古より人を役する必ず郷戸を用ふ。猶ほ食の必ず五穀を用ひ、衣の必ず絲麻を用ひ、川を濟るの必ず舟楫を用ひ、地を行くの必ず牛馬を用ふるがごとし。其間或

麻一濟川之必  
用二舟楫。行地  
之必用牛馬。雖  
其間或有中  
以他物充代。然  
終非一大下  
所可常行。今  
者徒開江浙  
之閒。數郡雇  
役。而欲措之  
天下。是猶見  
燕晉之遺粟。  
岷蜀之蹲鴟。  
而欲以廢五  
穀。豈不難哉。  
又欲官賣所  
在坊場。以充  
衙前雇直。雖  
有二役。更無  
酬勞。長役所

は他物を以て充代すること有りと雖も、然も終に天下の常に行ふべき所に非ず。今は徒に江浙の閒、數郡の雇役を聞きて、之を天下に措かんと欲す。是れ猶ほ燕晉の遺粟、岷蜀の蹲鴟を見て、以て五穀を廢せんとす欲るがごときのみ、豈難からずや。又官、所在の坊場を賣りて、以て衙前の雇直に充てんと欲す。長役有りて雖も、更に勞に酬ゆること無けん。長役得る所既に微なり、此より必ず漸く衰散せば、則ち州郡の事體、憔悴せんこと知るべし。士大夫親戚を捐て、墳墓を棄て、以て官に四方に従ふ者は、力を宣ぶるの餘、亦樂を取らんと欲す。此れ人の至情也。若し凋弊太甚しく、窮傳蕭然ならば、則ち危邦の陋風に似ん。恐くは太平の盛觀に非じ。陛下の誠慮此に及ば、必ず肯て爲さじ。

● 農家 ● 代用 ● 錢を貸し人足し雇ふ法 ● なつめ粟 ● いまがしら ● 市場を拂下り、其錢に  
て官衙の用に供する夫役の雇錢に充てんとす、雇軍三年に此事ありし也 ● 長時日の役務 ● 農散して役に附  
く者なきに至らば ● 雇厨と稱傳の略、宿縣の四方人足の總立てなどの様もさびればと也

得既微。自此必漸衰敗。則州郡事體。憔悴可知。士大夫捐親戚。棄墳墓。以從官於四方者。宣力之餘。亦欲取樂。此人之至情也。若凋弊太甚。窮傳蕭然。則似危邦之陋風。恐非太平之盛觀。陛下誠慮及此。必不肯爲。

且今法令莫  
嚴於御軍。軍  
法莫嚴於逃  
竄。禁軍三犯。  
廂軍五犯。大  
率處死。然逃  
軍常半天下。  
不知雇人爲  
役。與廂軍何  
異。若有逃者。  
何以罪之。其  
勢必輕於逃  
軍。則其逃必  
甚於今日。爲  
其官長。不亦  
難乎。近者雖

且つ今の法令は御軍より嚴なるは莫く、軍法は逃竄より嚴なるは莫し。禁軍三犯、廂軍五犯、大率死に處す。然も軍を逃るゝもの常に天下に半す。知らず人を雇うて役を爲すもの、廂軍と何ぞ異ならん。若し逃るゝ者有らば、何を以てか之を罪せん。其勢、必ず軍を逃るゝより輕くんば、則ち其逃るゝことも必ず今日より甚しからん。其官長たること亦難からずや。近者郷戸をして頗る人を雇ふを得しむと雖も、然れども雇ふ所逃亡するに至つては、郷戸猶ほ其責に任す。今遂に兩税の外に於て、別に一科を立て、之を庸錢と謂ひ、以て官雇に備へんと欲す。則ち人を雇ふの責は、官自ら任する所たらん。唐の楊炎が租庸調を廢して以て兩税と爲し、より、大歷十四年賦斂に應ずるの數を取つて、以て兩税の額を



使郷戸頗得雇人。然至於所雇逃亡。郷戸猶任其責。今遂欲於兩稅之外別立一科。謂之庸。錢以備官雇。則雇人之責。官所自任矣。自唐楊炎廢租庸調。以爲中兩稅。取大歷十四年。應於賦。復欲取庸。聖人君輔之。以聚斂之臣。庸錢不除。差役仍舊。使天下怨毒。推所從來。則必有任其咎者矣。

又欲使坊郭等第之民。與郷戸均役。品

定めしときは、則ち是れ租調と庸と、兩税既に之を兼ねたり。今兩税は故の如し、奈何ぞ復庸を取らんと欲するぞ。聖人の法を立つる、必ず後世を慮る、豈常税の外に於て科名を生出すべけんや。萬一不幸にして後世に多欲の君有り、之を輔くるに聚斂の臣を以てし、庸錢除かず、差役舊に仍らば、天下をして怨毒せしめん。従つて來る所を推さば、則ち必ず其咎に任ずる者有らん。

- 軍人を統御す
- 近衛兵
- 諸州の鎮兵
- 夏秋二度に税を徴するなり、歐陽修言貸志論參照
- 大曆四年に於ける租調庸の年總額を取つて
- 取立の新名目
- 自身夫役に出づる法
- 其法の由來する所を研究せば其咎の實に任ずべきものあらん、即ち勉め陛下に歸せんと也

又坊郭等第の民をして、郷戸と役を均しうし、品官形勢の家、齊民と事を並べしめんと欲す。其説に曰く、周禮に田耕さざる者は屋粟を出し、宅毛せざる者は里

官形勢之家。與齊民並事。其説曰。周禮田不耕者出屋粟。宅不毛者有里布。而漢世宰相之子。不免成邊。此其所以藉口也。古者官養民。今者民養官。給之以田而不耕。勸之以農而不力。於是乎有里布屋粟。夫家之征。而民無以爲生。去爲商賈。事勢當耳。何名役

布有り。而るに漢の世に宰相の子も、邊に戍するを免れず。此れ其藉口する所以也。古は官民を養ひき、今は民官を養ふ。之を給するに田を以てして耕さず、之に勸むるに農を以てして力めず。是に於てか里布屋粟。夫家の征有つて、民以て生を爲すこと無く、去つて商賈と爲るは、事勢當るのみ、何の名か之を役せん。且つ一歳の成は三日に過ぎず、三日の雇は、其直三百のみ。今世三大戸の役、公卿より以降、免を得る者無し、其費豈特に三百のみならんや。大抵事行ふべきが若きは、必ずしも皆故事有らず、民の悦ばざる所、俗の安んぜざる所の若きは、縦ひ經典明文有りと、怨に補無けん。若し此三者を行はば、必ず怨みんこと疑無からん。

- 資階により一等級を附せらるる市町の民
- 品位官職等を有する家
- 三夫を雇とす、即ち田三百畝より買する要なり
- 一里廿五家より買する布
- 國境邊境の地の兵役に雇す
- 口實とする所也
- 一家にて勤むる夫役
- 適應するなり
- 漢代の制を述ぶ
- 百戸を一郷とし百餘三人を擧げて事を幹せしむる法
- 王安石が周禮引用の説を取するなり

之。且一歲之成。不過三日。三日之履。其直三百。今世三大戶之役。自公卿以降。無得免者。其費豈特三百而已矣。大抵事若可行。不必皆有故事。若民所不悅。俗所不安。縱有經典明文。無補於怨。若行此三者。必怨無疑。

女戶單丁。蓋天民之窮者也。古之王者。首務恤此。而今陛下首欲役之。此等苟非二戶將絕而未亡。則是家有三丁而尚幼。若假之數歲。則必成丁而就役。老死而沒官。富有四海。忍不加恤。孟子曰。始作俑者。其無後也。且東南絹。買ふは、本見錢を用ふ。陝西の糧草、折免を許さず。朝廷既

に著令有り、職司又毎に舉行す。然して而も絹を買ふは、未だ嘗て鹽を折せずんばあらず、糧草は未だ嘗て鈔を折せずんばあらず。乃ち青苗抑配を許さざるの説も、亦是れ空文なるを知る。只治平の初め義勇を揀刺するが如きのみ。當時詔旨慰諭して、明かに永く邊を成せざるを言ひ、著して簡書に在ること、盟約の如き有りしも、今に於て幾日ぞ、議論已に搖き、或は代を以て東軍に還し、或は弓手に抵換せんと欲す。約束の恃み難き、豈明かならざらんや。

- ① 夫なく子なきを女戸とし老いて子なきを獨丁とす、單丁は即ち獨丁也
- ② 男子
- ③ 幼穉者も丁年となる
- ④ 殉死の代りとする木個人也、歐文六臣傳參照
- ⑤ 老蘇文終禮狀參照
- ⑥ 青田の時政權を見込みて錢を貸し其利息を取ら法
- ⑦ 無理の貸附
- ⑧ 現金
- ⑨ 物品交換の義
- ⑩ 交換
- ⑪ 紙幣
- ⑫ 英宗の年號
- ⑬ 兵を選ん其手背に點刺す
- ⑭ 代理
- ⑮ 監獄運捕の役に取換ふ

手。春秋書作二邱甲一用中田賦。皆重其始爲二民患也。青苗放錢。自昔有禁。今陛下始立成法。每歲常行。雖云不許抑配。而數世之後。暴君汚吏。陛下能保之歟。異日天下恨之。國史記之。曰。青苗錢。自陛下始。豈不惜哉。且東南買絹。本用二見錢。陝西糧草。不許二折免。朝廷既有二著令。職司又每舉行。然而買絹未嘗不折。糧草未嘗不折。鈔乃知青苗不許抑配之說。亦是空文。只如治平之初。揀刺義勇。當時詔旨慰諭。明言永不成邊。著在簡書。有如盟約。於今幾日。議論已搖。或以代還東軍。或以抵換弓手。約束難恃。豈不明哉。

縱使此令決行。果不抑配。計其閒願請之戶。必皆孤貧不濟之人。家若自有贏餘。何至與官交易。此等輓達已急。則繼之以逃亡。逃亡之餘。則均之鄰保。勢有必至。理有固然。且夫常平之爲法也。可謂至矣。所守者約。而所及者廣。借使萬家之邑。已有千斛。而穀貴

縱此令をして決行し、果して抑配せざらしむるも、計るに其閒願請の戸、必ず皆孤貧濟はざるの人ならん。家若し自ら贏餘有らば、何ぞ官と交易するに至らん。此等輓達已に急ならば、則ち之に繼ぐに逃亡を以てせん。逃亡之餘は、則ち之を鄰保に均せん。勢必ず至ること有り、理固より然ること有り。且つ夫れ常平の法たるや、至れりと請ふべし。守る所の者は約にして、及ぶ所の者は廣し。借使萬家の邑、已に千斛有らんに、穀貴きの際、千斛市に在らば、物價自ら平ならん。一市の價既に平ならば、一邦の食自ら足らん。操瓢を乞の弊無く、里正催驅の勞無し。今若し變じて青苗と爲し、家々に一斛を貸すときは、則ち千戸の外、孰か其饑を救はん。且つ常平の官錢は、常に其少を患ふ、若し數を盡して糶を收めば、則ち借貸無く、若し留めて借貸に充てば、則ち糶する所幾何ぞ。乃ち知らん常平青苗、其勢兩立する能はず、彼に壞れて此に成り、喪ふ所愈々多く、官を虧き民を害せば、悔ゆと雖も何ぞ速ばん。臣竊に計るに、陛下其實を

之際。千斛在市。物價自平。一市之價既平。一邦之食自足。無操瓢乞句之弊。無里正催驅之勞。今若變爲青苗。家貸一斛。則千戸之外。孰救其饑。且常平官錢。常患其少。若盡數收糶。則無借貸。若留充借貸。則所糶幾何。乃知常平青苗。其勢不能兩立。壞彼成此。所

考へんと欲せば、必然人に問はん。人陛下が方に力行を欲するを知らば、必ず此法は利有りて害無しと謂はん。臣が愚見を以てするに、恐らくは未だ憑むべからず。何を以て之を明さん。臣頃る陝西に在り、義勇を刺し、諸縣に提擧するを見る。臣嘗て親しく行くに、愁怨の民、哭聲野に振へり。當時使を奉じて還る者、皆言ふ、民盡く爲すことを樂むと。合を希ひ容を取る、古より此の如し。然らずば則ち山東の盜、二世何に縁つて覺らざらん。南詔の敗、明皇何に縁つて知らざらん。今未だ斯に至らずと雖も、亦陛下の審聽せんことを望むのみ。

- 貧窮にして暮しの立たぬ人
- 餘裕の義
- 物品を抵當として錢を借るなり
- 負債の始を担保の組合に平均糶せしむ
- 穀價安き時は官にて價を増し一買上げ、高きときは價を減じ一賣出し、以て物價の平均を保つ法
- 糶を持つて食を戸に乞ふ
- 里長が年貢を催促する勞
- 米穀を買取せば
- 貸與の貸本
- 必ず此法を力め行はんとする心
- その答は借すべからず
- 上の考に合はんとす希ひ、容れられんことを求む
- 泰二世皇帝の時、陳勝吳廣兵を起す、近臣隠して帝に告げず
- 唐玄宗の時、兵亂詔に敗る、楊國忠隠して地を棄す

喪愈多。虧官害民。雖悔何逮。臣竊計陛下欲考其實。必然問人。人知陛下欲行。必謂此法有利無害。以臣愚見。恐未可過。何以明之。臣頃在陝西。見下朝。勇提學諸縣。臣嘗親行之。愁怨之民。哭聲振野。當時奉使還者。皆言民盡樂爲。希合取容。自古如此。不然。則山東之盜。二世何緣不覺。南詔之敗。明皇何緣不知。今雖未至於斯。亦望陛下睿聽而已。

昔漢武之世。財力匱竭。用買人桑弘羊之說。買賤賣貴。謂之均輸。於時商賈不行。盜賊滋熾。後至於亂。孝昭既立。學者爭排其說。在光順民所。欲從而予之。天下歸心。遂以無事。不意今者。此論復興。

昔は漢武の世、財力匱竭す。賈人桑弘羊の説を用ひ、賤に買ひ貴に賣りて之を均輸と謂へり。時に商賈行はれず、盜賊滋々熾にして、幾んど亂に至りぬ。孝昭既に立ち、學者争うて其説を排す。霍光、民の欲する所に順ひ、從つて之を予ふ。天下心を歸し、遂に以て事無し。意はざりき今は此論復興らんとは。法を立つるの初、其説尙ほ淺し。徒に貴を徙し賤に就き、近を用ひて遠に易ふと言へり。然り而して廣く官屬を制し、多く緡錢を出す。豪商大賈、皆疑つて敢て動かす。以爲らく明かに販賣を言はずと雖も、然れども既に已に之が變易を許す。變易既に行はれて、而して商賈と利を争はざる者は、未だ之を聞かざる也と。夫れ商賈の事は、曲折行ハ難し。其買ふや期に先つて錢を與へ、其賣るや期に後

立法之初。其說尙淺。徒言徙貴就賤。用近易遠。然而廣制緡錢。豪商大賈。皆疑而不敢動。以爲雖不明言販賣。然既已許之變易。變易既行。而不與商賈爭利者。未之聞也。夫商賈之事。曲折難行。其買也先期而與錢。其賣也後期而取直。多方相濟。委曲相通。信稱之息。由此而得。今官買是物。必先設官置吏。簿書廳祿。爲費已厚。非良不售。非賄不行。是以官買之價。比民必貴。及其賣也。弊復如前。商賈之利。何緣而得。朝廷不知慮此。乃捐五百萬緡以與之。此錢一出。恐不可復。緡

れて直を取る。多方相濟し、委曲相通す。倍稱の息、是れに由つて得。今官の是の物を買ふや、必ず先づ官を設け吏を置き、簿書廳祿、費を爲すこと己に厚し。良に非れば售れず、賄に非れば行はれず。是を以て官買の價は、民に比すれば必ず貴く、其賣るに及んでは、弊復前の如し。商賈の利、何に緣つてか得ん。朝廷此を慮ることを知らず、乃ち五百萬緡を捐て、以て之に與ふ。此錢一たび出でて、恐らくは復すべからざらん。縦ひ其間薄か獲る所有らしむとも、而も商を征するの額、損する所必ず多からん。

- ① 之缺盡備 ② 其地に傾かなる常物を官に輸せしめ、政府は之を安く買入れ、其品の少き處に送りて高く賣る
- ③ 法 ④ さしにさしたる錢 ⑤ 色々と入り組めて ⑥ 價格代錢 ⑦ 種々の手段にて相欲ひ煩瑣なる手續にて
- ⑧ 相廻す ⑨ 元金に倍する利息を倍として元金に等しきを稱とす ⑩ 賄賂 ⑪ 商賈より取り立つ ⑫ 緡賦の額減
- ⑬ 少するを指す

使其開薄有所獲。而征商之額。所損必多。

今有人爲其主。一牛易五羊。一牛之失。則隱而不言。五羊之獲。則指爲勞績。陛下以爲壞常平。而言竹苗之功。虧商稅。而取均輸之利。何以異此。陛下天機洞照。聖略如神。此事至明。豈有不曉。必謂已行之事。不欲

今人有り、其主の爲に牛羊を牧せんに、其主に告げずして、一牛を以て五羊に易へ、一牛の失は、則ち隠して言はず、五羊の獲は、則ち指して勞績と爲す。陛下以て爲らく、常平を壞つて竹苗の功を言ひ、商税を虧きて均輸の利を取ると。何を以てか此に異ならん。陛下天機洞照、聖略神の如し。此事至明、豈曉らざる有らんや。必ず謂はん、已に行ふの事は、中ごろ變ずるを欲せず、天下の以て徳を執ること一ならず、人を用ふる終へずと爲さんことを恐ると。是を以て歲月を遅留し、萬一を庶幾す、臣竊に以て過と爲す。古の英主は、漢高に過ぎたる無し。鄭生楚の權を撓めんと謀り、六國を復せんと欲す。高祖曰く善しと。趣かに印を刻す。留侯の言を聞くに及んで、哺を吐いて罵つて曰く、趣かに印を銷せよと。夫れ善と稱して未だ幾ならず、之に繼ぐに罵を以てし、印を刻すると印を銷すると、見戲に同じきこと有るも、何ぞ嘗て高祖の人を知るを累せんや。適く以て聖

中變。恐天下以爲執徳不一。用人不終。是以遲留歲月。庶幾萬一。臣竊以爲過矣。古之英主。無過漢高。鄭生謀撓楚權。欲復六國。高祖曰善。趣刻印。及問留侯之言。吐哺而罵曰。趣銷印。夫稱善未幾。繼之以罵。刻印銷印。有同兒戲。何嘗累高祖之知人。適足以明聖人之無我。陛下以爲可而行之。知其不可而罷之。至聖至明。無以加此。議者必謂。民可與樂成。難與慮始。故陛下堅執不顧。期於必行。此乃戰國貪功之人。行險僥倖之說。陛下若信而用之。則是狗高論而逆至情。持空名而邀貳

人の我を無にするを明かにするに足るのみ。陛下以て可と爲さば之を行ひ、其不可なるを知らば之を罷む、至聖至明、以て此に加ふること無し。議者必ず謂はん、民は與に成を樂むべく、與に始を慮り難しと。故に陛下堅執して顧みず、必行に期す。此れ乃ち戰國功を貪るの人、險を行ひ僥倖するの說なり。陛下若し信じて之を用ひば、則ち是れ高論に狗つて至情に逆ひ、空名を持して實禍を邀へ、未だ成を樂むに及ばずして、怨已に起らん。臣の人心を結ぶを願ふ所の者は此れの謂也。

- 手柄 ● 天運の精神の如くにしてよく事物を貫穿するの明あり ● 其才能を發すを得ずらしし ● 引き
- 延ばす ● 鄭食其漢の高祖に説き楚を弱めんために六國の後を立てんとせしをいふ ● 張は ● 口中に在る
- 食物 ● 人物を知るの明をきかずつく事なし ● 無我にして辨を執る、如きを謂ふ ● 商鞅が楚に説きたる語 ● 實情に逆なる高論の論

編。未及樂成而怨已起矣。臣之所願。結人心者。此之謂也。

士之進言者。爲不少矣。亦嘗有以國家之所存亡。歷數之所長短。告陛下者乎。夫國家之所存亡。者。在道德之淺深。而不在于乎。強與弱。虛數之所長短。者。在風俗之厚薄。而不在于乎。富與貧。道德誠深。風俗誠厚。雖貧且弱。不害於

士の言を進むる者少からずと爲す。亦嘗て國家の存亡する所以、歴數の長短なる所以を以て、陛下に告げし者有りや。夫れ國家の存亡する所以の者は、道德の淺深に在つて、強と弱とに在らず。歴數の長短なる所以の者は、風俗の厚薄に在つて、富と貧とに在らず。道德誠に深く、風俗誠に厚くんば、貧且弱と雖も、長にして存するを害せず。道德誠に淺く、風俗誠に薄くんば、強且つ富と雖も、短にして亡するを救はず。人主此を知らば、則ち輕重する所を知らん。是を以て古の賢君は、弱を以て道德を亡はず、貧を以て風俗を傷らず。智者の人の國を観るも、亦必ず此を以て之れを察す。齊は至強也、周公其後必ず篡弒の臣有らんことを知り、衛は至弱也、季子其後に亡びんことを知れり。吳、楚を破つて郢に入るや、陳の大夫逢滑楚の必ず復するを知り、晉武既に吳を平ぐるや、何曾其の將に亂れんとするを知り、隋文既に陳を平ぐるや、房喬其の

長而存。道德誠淺。風俗誠薄。雖強且富。不救於短而亡。人主知此。則知所輕重矣。是以古之賢君。不以弱而亡。道德不以貧而傷。風俗不以智者觀人之國。亦必以此察之。齊至強也。周公知其後必有篡弒之臣。衛至弱也。季子知其後亡。吳破楚入郢。而陳大夫逢滑知楚之必復。晉武既平吳。何曾知其將亂。隋文既平陳。房喬知其不復。元帝斬郢支。朝呼韓。功多於武宣矣。偷安而王氏之讐生。宣宗收燕趙。復河隍。力強於憲武矣。銷兵而龐助之亂起。故臣願陛下務崇道德。而厚風俗。不願陛下

久しからざるを知りぬ。元帝の郢支を斬り、呼韓を朝せしめしは、功武宣よりも多かりしも、安を偷んで王氏の讐生じたり。宣宗燕趙を收め、河隍を復す、力憲武よりも強し、兵を銷して龐助の亂起りき。故に臣陛下が務めて道德を崇んで風俗を厚うするを願ひ、陛下が有功に急にして富強を貪らんことを願はず。陛下をして富は隋の如く、強は秦の如く、西は燕武を取り、北は燕薊を取らしむとも、之を有功と謂ふは可ならん、而も國の長短は則ち此に在らざるなり。

● 天子の運なり ● 歴數の長久なるを指す ● 周公、齊の太公望が功を尊ぶの風を視て斯言あり ● 吳の季札の君子多きを見て斯の評を下す ● 吳の楚に入るや楚未だ内讒なし、故に楚は未だ樂つべからず ● 晉の武帝の宴に於て毎に經國の大業なし、何曾これによりて後朝の危を悟る ● 房喬隋文帝の許力もて天下を取り、其子將圖奪なるを歎す ● 漢の文帝、匈奴の郢支單于を脚殺し呼韓邪單于を來朝せしむ ● 武帝宣帝 ● 唐の宣宗 ● 憲宗の咸通九年徐州の成卒龐助亂を作す ● 而夏 ● 遼

知其後亡。吳破楚入郢。而陳大夫逢滑知楚之必復。晉武既平吳。何曾知其將亂。隋文既平陳。房喬知其不復。元帝斬郢支。朝呼韓。功多於武宣矣。偷安而王氏之讐生。宣宗收燕趙。復河隍。力強於憲武矣。銷兵而龐助之亂起。故臣願陛下務崇道德。而厚風俗。不願陛下

下急於有功而貪富強。使陛下富如隋。強如秦。西取靈武。北取燕薊。謂之有功可也。而國之長短則不在此。

夫國之長短。如人之壽夭。人之壽夭。在元氣。國之長短。在風俗。世有元氣。而壽考亦有盛壯。而暴亡。若元氣猶存。則元氣無害。及其已耗。則盛壯而愈危。是以善養生者。慎起居。節飲食。導引。關節。吐故納新。不得已而用藥。

夫れ國の長短は、人の壽夭の如し。人の壽夭は、元氣に在り、國の長短は、風俗に在り。世に元氣にして壽考なるもの有り、亦盛壯にして暴亡するもの有り。若し元氣猶ほ存せば、則ち元氣にして害無く、其已に耗するに及びては、則ち盛壯にして愈々危し。是を以て善く生を養ふ者は、起居を慎み、飲食を節し、關節を導引し故を吐き新を納る。已むを得ずして藥を用ふれば、則ち其品の上、性の良、以て久服するも害無かるべき者を選ばば、則ち五臟和平にして壽命長らん。養生を善くせざる者は、節慎の功を薄うし、吐納の效を遅くし、上藥を厭ひて下品を用ひ、眞氣を伐つて強陽を助くれば、根本已に危くして、僞仆せんこと日無けん。天下の勢、此れと殊なること無し。故に臣は陛下が風俗を愛惜すること、元氣を護るが如くならんことを願ふ。

● 弱身 ● 長壽 ● 慎に死亡す ● 氣血を運きてよく循環せしむる也 ● 呼吸の如く養生法 ● 眞の元氣を損ひて強ひて附けたる氣力を助くるが故に

則擇其品之上。性之良。可以久服而無害者。則五臟和平而壽命長。不善養生者。薄節慎之功。遲吐納之效。厭上藥而用下品。伐眞氣。一面助強陽。根本已危。僞仆無日。天下之勢。與此無殊。故臣願陛下愛惜風俗。加護元氣。

古之聖人。非不知深刻之法。可以齊衆。勇悍之夫。可以集事。思厚近於迂闊。老成初若遲鈍。然終不肯以彼而易此者。知其所得小。而所喪大也。曹參賢相也。曰。慎無擾獄。

古の聖人、深刻の法以て衆を齊うすべく、勇悍の夫以て事を集すべく、忠厚は迂闊に近く、老成初めは遲鈍の若きを知らざるに非ず。然れども終に肯て彼を以て此に易へざる者は、其の得る所小にして、喪ふ所大なるを知れば也。曹參は賢相也、曰く慎んで獄市を擾ること無かれと。黃霸は循吏なり、曰く治道は秦甚を去ると。或ひと謝安が清談を以て事を廢するを護る。安笑つて曰く、秦法吏を用ひ、二世にして亡ぶと。劉晏度支と爲り、専ら果銳の少年を用ひ、務めて急速事を集すに在りき。利を好むの黨、相帥として風を成しぬ。德宗の初め位に即くや、崔祐甫を擢きて相と爲す。祐甫道德寬大を以て、上意を推廣す。

市。黃。謂。循。吏也。曰。治。道。去。泰。甚。或。譏。謝。安。以。清。談。廢。事。安。笑。曰。秦。用。法。吏。二。世。而。亡。劉。晏。爲。二。度。支。專。用。二。米。銳。少。年。務。在。二。急。速。集。事。好。利。之。黨。相。師。成。風。德。宗。初。卽。位。擢。崔。祐。甫。爲。相。祐。甫。以。道。德。寬。大。推。廣。上。意。故。建。中。之。政。其。聲。翕。然。天。下。想。望。庶。幾。貞。觀。及。二。虛。杞。爲。相。諷。上。以。二。刑。名。二。整。齊。天。下。馴。致。澆。薄。以。及。二。播。遷。一。

故に建中の政、其聲翕然、天下想望して貞觀を庶幾せり。盧杞が相と爲るに及んで、上に諷して、刑名を以て天下を整齊し、澆薄を馴致し、以つて播遷に及びぬ。

- 物事に懸練せる功者の人
- 漢の宰相
- 漢の黃霸、潁川の太守たりし時、循吏の言あり、循吏は循良の吏の意
- 極端に甚しきもの
- 晉の名臣
- 唐の齊宗代宗朝の人
- 德宗の年號
- 太宗の年號、其當時の政にもちかしと思ふと也
- 人情輕浮に流るゝと
- 都を出て、變遷する也

我仁祖之御天下也。持法至寬。用人有叙。專務掩覆過失。未嘗輕改舊章。然考二

我が仁祖の天下を御するや、法を持すること至寬、人を用ふること叙有り。専ら務めて過失を掩覆して、未だ嘗て輕く舊章を改めず。然れども其成功を考ふれば、則ち曰く未だ至らずと。以て兵を用ふるを言へば、則ち十出して九敗すと。以て其府庫を言へば、則ち僅に足つて餘無しと。徒德澤人に在り、風俗

義を知るを以て、是を以て升遐の日、天下考妣に喪するが如く、社稷長遠、終に必ず之れに頼れり。則ち仁祖は、本を知れりと謂つべし。今議者察せず徒に其末年の吏因循多く、事振擧せざりしを見て、乃ち之を矯むるに苛察を以てし、之を齊ふるに智能を以てせんと欲し、新進勇銳の人を招來して、以て一切速成の效を圖る。未だ其利を享けずして、澆風已に成れり。

- 仁宗皇帝
- 順序
- 十度兵を出して九度は敗れたり
- 前御
- 逝ける父母の稱
- 瑣細に時味
- 招き來らしむ
- 輕薄浮華の風俗

其成功。則曰未至。以言乎用兵。則十出而九敗。以言其府庫。則僅足而無餘。徒以德澤在人。風俗知義。是以升遐之日。天下如喪考妣。社稷長遠。終必頼之。則仁祖可謂知本矣。今議者不察。徒見其末年吏多因循。事不中振擧。乃欲矯之。以苛察齊之。以智能招來新進勇銳之人。以圖一切速成之效。未享其利。澆風已成。

且天時不齊。人誰無過。國君含垢。至察無徒。若陛下多方包容。則

且つ天の時齊しからず、人誰か過無からん。國君垢を含む、至察は徒無し。若し陛下多方に包容せば、則ち人材取次に用ふべし。必ず廣く耳目を置き、務めて瑕疵を求めんと欲せば、則ち人々自ら安んぜず、各々苟も免れんことを圖らん。



人材取次可  
用。必欲下廣置  
耳目。務求中瑕  
疵。則人不自  
安。各圖苟免。  
恐非朝廷之  
福。亦豈陛下  
所願哉。漢文  
欲用二虎圍  
夫。釋之以爲  
利口。傷俗。今  
若以二口舌捷  
給而取士。以  
應對遲鈍而  
退人。以二虛誕  
無實爲能文。  
以二矯激不仕  
爲有德。則先  
王之澤。遂將  
散微。自古用  
人。必須二歷  
試。雖有卓異  
之器。必有二  
已成之功。一  
則使其更變  
而

恐らくは朝廷の福に非じ。亦豈陛下の願ふ所ならんや。漢文、虎圍畜夫を用ひんと欲す。釋之<sup>(一)</sup>以て利口俗を傷ると爲せり。今若し口舌捷給<sup>(二)</sup>を以て士を取り、應對遲鈍<sup>(三)</sup>を以て人を退け、虛誕實無きを以て文を能くすと爲し、矯激仕へざるを以て徳有りと爲さば、則ち先王之澤、遂に將に散微せんとす。古より人を用ふる、必ず須らく歴試すべし。卓異の器有りと雖も、必ず已に成るの功有るべし。一は則ち其をして變を更へて難を知らしめば、事輕作せず。一は則ち其功高くして望重きを待たば、人自ら辭無からん。

- 陸贄一をちざるを讀ふ ● 左傳管仲宗の語、恥を忍ぶ義 ● 孔子家語に水至つて滑ければ魚なく人至つて察なれば徒なし ● 順次に ● 漢の文帝、銅虎の腹に在りし雷夫の辨口を悦び上林會に拜せんとせし事あり
- 蔡邕之 ● 關舌流る、如く敏速にて役に立つこと ● 唯をつき大言する類 ● 故家に世に激して仕へざる人 ● 種々の職に歴試せしむ ● 之を用ふるには既成の功勞あるべし

王之澤。遂將散微。自古用人。必須二歷試。雖有卓異之器。必有二已成之功。一則使其更變而

昔先主以黃  
忠爲後將軍。  
而諸葛亮愛  
其不可。以爲  
忠之名望。素  
非關張之倫。  
若班爵遊同。  
則必不悅。其  
後關羽果以  
爲言。以黃忠  
豪勇之姿。以  
先主君臣之  
契。尙復慮此。  
況其他乎。世  
謂漢文不用  
賈生。以爲深  
恨。臣嘗推究  
其旨。竊謂不  
然。賈生固天  
下之奇才。所

昔は先主黃忠を以て後將軍と爲す。而して諸葛亮其不可を憂ふ。以爲らく忠の名望は、素關張の倫に非ず。若し班爵遊に同じきときは、則ち必ず悦ばざらんと。其後關羽果して以て言を爲しぬ。黃忠豪勇の姿を以てし、先主君臣の契を以てしてすら、尙ほ復此を慮る、況んや其他をや。世に謂ふ漢文賈生を用ひず、以て深恨と爲すと。臣嘗て其旨を推究し、竊に謂ふに然らず。賈生は固より天下の奇才なり、言ふ所も亦一時の良策たり。然も屬國と爲して單于を係けん<sup>(一)</sup>と欲するを請ひしは、則ち是れ處士の大言、少年の銳氣のみ。昔は高祖三十萬の衆を以て、平城に困めらるゝや、當時の將相羣臣、豈賈生の比無からんや。三表五餌、人其疎を知る。而して以て中行説を困しめんと欲するは、尤も信すべからず。兵は凶器なり、而も易く是を言ふは、正に趙括が秦を輕んじ、李信の楚を易りしが如きのみ。若し文帝亟かに其説を用ひば、則ち天下殆んど將に安からざらんとす。賈生をして嘗て艱難を歴しめば、亦必ず自ら其説を悔いん。

言亦一時之其策。然請爲二屬國。欲使二單于。則是處士之大言。少年之說氣。昔高祖以三十萬衆。困於平城。當時將相羣臣。豈無賈生之比。三表五餌。人知其疎。而欲以困二中行說。尤不可信矣。兵凶器也。而易言之。正如趙括之輕。秦李信之易。楚若文帝垂用其說。則天下殆將不安。使賈生嘗歷三艱難。亦必自悔其說。用之晚歲。其術必精。不幸喪亡。非意所及。不然。文帝豈棄才之主。絳灌豈蔽賢之士。至於晁錯。尤號刻薄。文帝之世。止於太子家令。而景帝既立。以爲御史大夫。申屠賢相。發憤而

之。晚歲に用ひしめば、其術必ず精しからん。不幸にして喪亡せり、意の及ぶ所に非ざるなり。然らずば文帝豈才を棄つるの主ならんや。絳灌豈賢を蔽ふの士ならんや。晁錯に至つては、尤も刻薄と號す。文帝の世、太子の家令に止る。景帝既に立ち、以て御史大夫と爲しぬ。申屠は賢相なり、憤を發して死す。政令を紛更し、天下騷然たり。七國難を發するに至るに及んで、錯の術も亦窮しぬ。文景の傳劣、此に於て見るべし。

- 劉漢の烈皇帝
- 圓淵無瑕
- 仲次官
- 賈政修に文帝に用ひられず
- 表を獻じて何奴王を賞せん
- 賈政位の人物無かりしとも思はれず
- 信愛好を三表とし、驛色、車服、珍味、室宇、煖室を五餌とす、賈生の說中にある
- もと漢の臣にして何奴に降りし者
- 漢を斬んじ、長平に敗死せる人
- 秦人なり、楚を伐つて封賞す
- 絳灌周勃と灌嬰と共に文帝の賈政を用ひんとするを沮めぬ
- 昔無難刻
- 申屠賢、錯の專權を疾みて死す
- 文帝と景帝

死。紛二更改政令。大下騷然。及至七國發難。而錯之術亦窮矣。文景優劣、於此可見。

大抵名器爵祿、人所奔趨。必使積勞而後遷。以明其持久而難得。則人各安其分。不敢躁求。今若多開驛進之門。使有意外之得。公卿侍從。跬步可圖。其得者既不肯以僥倖。自名。則不得者必皆以沈淪爲恨。使天下常調舉生。妄心恥不若

大抵名器爵祿は、人の奔趨する所、必ず勞を積んで後に遷らしめて、以て久を保持して得難きを明にすれば、則ち人々各々其分に安んじ、敢て躁求せじ。今若し多く驛進の門を開き、意外の得有らしめば、公卿侍從も、跬歩圖るべし。其得る者は既に肯て僥倖を以て自ら名づけず、則ち得ざる者は必ず皆沈淪を以て恨と爲し、天下常調の舉生をして、妄心に人に若かざるを恥ぢしめば、何の至らざる所あらん。風俗の厚きを望まんと欲すとも、豈得べけんや。選人の京官に改めらるゝは、常に十年以上を須ち、險阻に薦更し、毫釐を計析す。其間一事の齟齬も、常に終身淪棄するに至る。今は乃ち一人の薦舉を以て之に予ふるも、猶ほ未だ稱はざらんを恐れ、章服隨つて至らば、勞を積むこと久次にして得る者をして、何を以て厭服せしめんや。

- 大名重職
- あせりて難と求む
- 容易に進み得る門戸
- 一時ににして得べし
- 吏部の常選生

人。何所不至。欲望風俗之厚。豈可得哉。選人之改京官。常須二十年以上。薦更險阻。計析毫釐。其間一事聲牙。常至終身淪棄。今乃以一人之薦舉。而予之。猶恐未稱。章服隨至。使積勞久次而得者。何以厭服上哉。

夫常調之人。非守則令。員多闕少。久已患之。不可復開。多門以待。巧進若巧者。侵奪已甚。則拙者迫。惟無聊。利害相形。不得。不察。故近歲。樸拙之人愈少。而巧進之士益多。

夫常調の人は、守に非れば則ち令、員多く闕少し。久しく已に之を患ふ。復多門を開いて、以て巧進を待つべからず。若し巧なる者侵奪已に甚しくば、則ち拙き者は迫惟無聊ならん。利害相形る、察せざるを得ず。故に近歲は樸拙の人愈々少うして、巧進の士益々多し。惟陛下之を重んじ之を惜み、之を哀しみ之を救へ。近日三司の言を獻するが如く、天下をして郡に一人を選ばしめ、惟編三司文字とし、之に次に先つて指射するを許し、以て其勞に酬いば、則ち其數年の後、審官史部、又三百餘人有り。先づ闕を占むるを得ば、常調次を待つは、其れ愈々難からずや。此外發運均輸を勾當し、農田水利を按行して、已に監

● 無思慮 ● 困難なる職務にしきりに進めらる ● 細微の點まで調査す ● 行通ひ、事の成通ひて却てざる  
● 唐書に薛稷の衣を賜れば號れて無益を帶ぶ之を章服とすとあり ● 満足す

惟陛下重之。惜之。哀之。救之。如近日三司獻言。使天下郡選一人。惟編三司文字。許之。先次指射。以酬其勞。則其數年之後。審官吏部。又有三百餘人。得先占闕。常調待次。不其愈難。此外勾當發運。均輸。按行農田水利。已振監司之體。各懷進用之心。轉對者望以稱旨。而驟遷。奏課者求為優等。而速化。相勝以力。相高以言。而名實亂矣。惟陛下以簡易為法。以清淨為心。使無所緣。而民德歸厚。臣之所願。厚風俗者。此之謂也。

司の體を振ひ、各々進用の心を懐かば、轉對する者、旨に稱ふを以て驟に遷るを望み、奏課する者、優等を爲して速かに化するを求め、相勝つに力を以てし、相高ふるに言を以てして、名實亂れん。惟陛下簡易を以て法と爲し、清淨を以て心と爲し、姦をして縁る所無くして、民の徳厚きに歸せしめよ。臣の願ふ所の風俗を厚うする者とは、此の謂なり。

● 常調の士 ● 種々なる仕進の門戸を開いて巧に立身を計る ● 心迫り氣腫して不安心なり ● 虚脚なくして仕官に堪ふる者 ● 官名、三司編編司に屬す ● 其器の所の官を指し、志願す ● 官吏註書の官 ● 門員を補占す ● 常調の舉人が選用の順次を待つ ● 引受け取計らふ、既へ取りしまる ● 知州以下を監督する官 ● 延英殿にて政事の御諮詢に對する常參官 ● 功過を奏して黜陟すること ● 繰出して附ける

古者建國。使

古は國を建つる、内外相制し、輕重相權せしむ。周の如く唐の如きは、則ち

内外相制。輕重相權。如外重而內輕。則外重如魏。則外輕如秦。則外重而內重。內重之末。必有姦臣指鹿之患。外重之弊。必有二大國問罪之憂。聖人方先立法以救弊。國家租賦籍於二計省。重兵聚於二京師。以古揆今。則似二內重。奉惟祖宗所以深計而預圖。固

外重うして内軽く、秦の如く魏の如きは、則ち外輕うして内重し。内重の末、必ず姦臣鹿を指すの患有り。外重の弊必ず、大國鼎を問ふの憂有り。聖人は盛に方つて衰を慮る。常に先づ法を立て、以て弊を救ふべし。國家の租賦、計省に籍し、重兵京師に聚る。古を以て今を揆れば、則ち内重きに似たり。恭しく惟るに、祖宗の深計して預圖せし所以は、固より小臣の能く徳度して周知する所に非ず。然れども其の臺諫に委任するの一端を觀れば、則ち是れ聖人過防の至計なり。秦漢より以て五代に及ぶを歴觀するに、諫諍して死せしもの、蓋し數百人。而も建隆より以來は、未だ嘗て一の言者をも罪せず。縱ひ薄責有るも、旋即ち起陞し、許すに風聞を以てす。而して、官長無く、風采の繫る所、尊卑を問はず、言乘輿に及べば、則ち天子容を改め、事、廊廟に關すれば、則ち宰相罪を待つ。故に仁宗の世、議者、宰相の但臺諫の風旨を奉行するのみなるを譏りぬ。聖人の深意、流俗豈知らんや。臺諫を擢用するも、固より未だ必ずしも皆賢ならず、言ふ所

非三小臣所不能。億度而周知。然觀其委任。臺諫之一端。則是聖人過防之至計。歷觀秦漢以及五代。諫諍而死。蓋數百人。而自建隆以來。未嘗罪一言者。縱有薄責。旋即超陞。許以風聞。而無官長。風采所繫。不問二尊卑。言及乘輿。則天子改容。事關廊廟。則宰相待罪。故仁宗之世。議者譏宰相。但奉二行臺諫。風旨一面。已聖人深察。流俗豈知。擢用臺諫。固未必皆賢。所言亦未必皆是。然須養其銳氣。而借之重權上者。豈徒然哉。將以折姦臣之萌。而救内重之弊也。

亦未だ必ずしも皆是ならざれども、然れども須らく其銳氣を養つて之に重權を借すべき者、豈徒然ならんや。將に以て姦臣の萌を折きて、内重の弊を救はんとする也。

● 秦の趙高、鹿を指して馬となす、姦臣專横の憂あるをいふ ● 楚の莊王、厨の鼎の輕重を問ふ、國威衰へて他に侮らるゝの憂をいふ ● 三司使の帳簿に記す ● 推測 ● 御史諫官 ● 宋太祖の年號 ● 諫者 ● 瑣小なる咎責 ● 風聞によりて諫諍すること ● 別段長官といふ者なく、皆同列にて、何となく記し難き風風の存する所身分の尊卑を問はず ● 朝廷 ● 臺諫を恐れ一其旨を希ふのみ

夫姦臣之始。以臺諫折之。而有餘。及其既成。以千戈取之。而不足。

夫れ姦臣の始は、臺諫を以て之を折いて餘有り、其既に成るに及んでは、千戈を以て之を取るも足らず。今法令嚴密、朝廷清明、所謂姦臣、萬に此理無し。然れども猫を養ふは鼠を去る所以、鼠無きを以て捕らざるの猫を養ふべから

今法令嚴密。朝廷清明。所謂姦臣。萬無二此。理然。養貓所以去鼠。不所以去無鼠。而養不捕之猫。畜狗所以防姦。不可三以無姦。而畜不吠之狗。陛下得不用上念祖宗設此官之意。下爲子孫立萬世之防。朝廷紀綱。孰大於此。臣自幼小。所記及聞長老之談。皆謂臺諫所言。常隨天下公議。公議所與。臺諫亦與之。公議所擊。臺諫亦擊之。及至英廟之

す。狗を畜ふは姦を防ぐ所以、姦無きを以て吠えざるの狗を畜ふべからず。陛下は祖宗の此官を設くるの意を念ひ、下は子孫の爲に萬世の防を立てざるを得んや。朝廷の紀綱、孰か此より大ならん。臣幼小より記する所、及び長老の談を聞くに、皆謂ふ臺諫の言ふ所は、常に天下の公議に隨ふと。公議の與する所は、臺諫も亦之に與し、公議の擊つ所は、臺諫も亦之を擊つ。英廟の初始めて親を稱するの議を建つるに至るに及んでは、本人主の大過に非ず、亦禮典の明文無し。徒に衆心未だ安からず、公議尤さざるを以て、當時の臺諫、死を以て之を争ひぬ。今は物論沸騰し、怨讟交々至る、公議の在る所、亦知るべし。而も相顧みて發せず、中外望を失へり。

● 姦計既に成るの後 ● 軍隊の力にも及ばず ● 謝景暉等を指す、景暉王氏の姻家たるを以て諫官たり ● 與論なり ● 英宗の時其生父濮王を親と稱するの詞あり ● 怨讟諷刺

初。始建稱親之議。本非人主大過。亦無禮典明文。徒以衆心未安。公議不允。當時臺諫。以死争之。今者物論沸騰。怨讟交至。公議所在。亦可知矣。而相顧不發。中外失望。

夫彈劾積威之後。雖庸人亦可以奮揚。風采消委之餘。雖豪傑有所不能振起。臣恐自茲以往。習慣成風。盡爲執政私人。以致紀綱一廢。何事不生。孔子曰。鄙夫可與事君也。歟哉。其未得之也。患不得之。既得之。患

夫れ彈劾積威の後、庸人と雖も亦以て奮揚すべし。風采消委の餘は、豪傑と雖も振起する能はざる所有り。臣恐くは茲より以往、習慣風を成し、盡く執政の私人と爲り、以て人主の孤立を致さんことを。紀綱一廢せば、何の事か生ぜざらん。孔子曰く、鄙夫は與に君に事ふべけんや、其未だ之を得ざるや、之を得ざらんことを患へ、既に之を得れば之を失はんことを患ふ。苟も之を失はんことを患ふれば、至らざる所無しと。臣始め此書を読み、其太だ過ぎたるを疑ひ、以爲らく鄙夫の失を患ふるは、位に備つて苟も容るゝに過ぎずと。李斯が蒙恬の其權を奪はんことを憂へて、則ち二世を立て、以て秦を亡し、盧杞が懷光の其惡を數むるを憂へ、則ち德宗を誤つて以て再亂し、其心本失を患ふるに生じて、而して其禍乃ち邦を喪すに至りしを觀るに及んで、孔子の言、良に

失之。苟患失之。無所不至。臣始讀此書。疑其太過。以為鄙夫之患。失不過備位而苟容。及觀李斯受蒙恬之奪。其權則立二世。以亡秦。盧杞愛懷光之數。其惡則誤德宗。以再亂。其心本生於患。失而其禍乃至於喪邦。孔子之言。良不為過。是以知為國者。平居必常有忘。驅犯顏之士。則臨難庶幾有。徇義守死之臣。苟平居尚不能一言。則

過と爲さず。是を以て、國を爲むる者、平居必ず常に軀を忘れ、顔を犯すの士有れば、則ち難に臨んで義に徇ひ死を守るの臣有るを庶幾するを知りぬ。苟も平居尚ほ一言する能はずんば、則ち難に臨んで何を以て其死節を責めんや。人心苟も皆此の如くんば、天下も亦日に殆いかな。君子は和して同せず、小人は同して和せず。和は義を和するが如く、同は水を濟るが如し。故に孫寶言へること有り、周公は大聖、召公は大賢なり、猶ほ相悦ばずと。經典に著して、兩つながら相損せず。

- 他賢目の非法を犯すこと
- 得失し利害せる時
- 配下
- 貞剛凡庸の人物
- 論語
- 身を容れんとするに過ぎず
- 妻の宰相
- 妻の名將
- 唐徳宗の時、李愬元帥の命を委す、杞恐れて懷光をして天子を見るを得ざらしむ、懷光即ち反す
- 我身を忘れ君の節を犯して誅むる也
- 節は死し義に徇ふ
- 左傳に出づ晏子の語なり
- 漢の人
- 二公相悦ばざりし事蹟は經典に著るれど、いづれも二公の徳を傷けざる也

臨難何以責其死節。人臣苟皆加此。天下亦日殆哉。君子和而不同。小人同而不同。和如和。幾同如。濟水。故孫寶有言。周公大聖。召公大賢。猶不相悅。著於經典。兩不相損。

晉之王導。可謂二元臣。每與客言。舉坐稱善。而王述不悅。以為人非。堯舜安得每事盡善。導亦斂衽謝之。若使言無不同。意無不合。更唱迭和。何者非賢。萬一有小人。居其間。則人主何緣知覺。臣之所謂願存紀綱者。此之謂也。

晉の王導は元臣と謂ふべし、客と言ふ毎に、舉坐善と稱す。而して王述は悦ばず、以為らく人堯舜に非ず、安ぞ事毎に善を盡すを得んと。導も亦枉を斂めて之を謝しき。若し言同じからざること無く、意合はざる無く、更に唱へ迭に和せしめば、何者か賢に非ざらん。萬一小人の其間に居る有らば、則ち人主何に縁つて知覺せんや。臣の所謂願はくは紀綱を存せんといふ者は、此之の謂也。臣敢て新政を歴証し、苟も異論を爲すに非ず。近日皇族の恩例を裁減し、任子の條式を刊定し、器械を修完して、鼓旗を閱習するが如きは、皆陛下神算の至明、乾剛の必斷、物議既に允とせり。臣も敢て辭有らんや。然れども、獻する所の三言に至つては、則ち臣の私見に非ず、中外の病む所たり、其れ誰か知らざらん。

臣非敢歷二詆  
新政。苟爲中異  
論。如近日裁二  
減皇族恩例。一  
刊定任子條式。修  
辭。然至於所獻之  
三言。則非二臣之  
私見。中外所病。其  
誰不知。

● 元勳の臣 ● 處に在る者皆之を稱美す ● 覆を正す ● 一々に非議す ● 皇族に施與する常例の金品  
と臨時の恩賜と ● 減損す ● 父官に在る時、其子を擧ぐる事 ● 改定 ● 天子の美勳 ● 人心を  
結び、風俗を厚くし、紀綱を存す

昔禹戒舜曰。無若丹朱傲。惟慢遊是好。舜豈有是哉。周公戒成王曰。無若商王受之迷亂。酗於酒德。成王豈有是哉。周昌以漢高祖爲桀紂。劉毅以晉武爲桓。當時人君。

昔は禹、舜を戒めて曰く、丹朱の傲つて、惟慢遊を是れ好めるが如くなる無かれと。舜豈是有らんや。周公成王を戒めて曰く、商王受の迷亂にして、酒に酗せるの徳の若くなること無かれと。成王豈是有らんや。周昌は漢高を以て桀紂と爲し、劉毅は晉武を以て桓と爲す。當時の人君、曾て之を罪すること莫くして、而して之を史冊に書し、以て美談と爲せり。臣が獻する所の三言をして、皆朝廷未だ嘗て此有らざらしめば、則ち天下の幸ならん。臣與に有り。若し萬一も之に似たる有らば、則ち陛下安んぞ察せざるべけんや。然り而して臣の計を爲すは、愚なりと謂ふべし。蟪蛄の命を以て、雷霆の威を試み、其狂愚を積む。

曾莫之罪。而書之史冊。以爲美談。使臣所獻三言。皆朝廷未嘗有。此則天下之幸。臣與有焉。若有萬一似之。則陛下安可不察。然而臣首異處。破壞家門。小則削籍投荒。流離道路。

豈屢々赦さるべけんや。大は則ち身首處を異にし、家門を破壊せられん。小は則ち籍を削り荒に投ぜられて、道路に流離せん。

● 晉經書 ● 書經無逸篇 ● 飲酒して狂氣す ● 周昌高祖に見ゆ、帝威嚴を捕せり、昌去ちんとす、帝其項に觸す、昌曰く陛下桀紂の主なりと ● 晉武帝同ふく、朕は何の主に比すべきと、毅曰く桀紂かと ● 興に幸を享くべしと也 ● 微賤なる一命を以ての意 ● 長るべき御威光を犯し試む ● 邊陲の地に流離せられ、道にちよぶるに至らん

雖然。陛下必不爲此。何也。臣天賦至愚。篤於自信。向者與議學校。貢舉首進。大臣本意。已期。竄逐。敢意。自

然りと雖も陛下必ず此を爲さざるは何ぞや。臣天賦至愚、自ら信するに篤く、向者學校貢舉を議せしより、首として大臣の本意に違ひ、已に竄逐を期せり。敢て自ら全うするを意はんや。而るに陛下獨り其言を然りとして、曲けて召對を賜ひぬ。從容之を久しうして、臣に謂つて、方今政令の得失安くにか在る、朕が過失と雖も指陳して可なりと曰ふに至る。臣即ち對へて曰く、陛下生知の性、天

全。而陛下獨  
然。其言。曲賜  
召對。從容久  
之。至謂臣曰  
方今政令得  
失安在。雖朕  
過失。指陳可  
也。臣即對曰。  
陛下生知之  
性。天縱文武。  
不患不明。不  
患不勤。不患  
不。斷。但患求  
治太速。進人  
太銳。聽言太  
廣。又俾具述  
所以然之狀。  
陛下領之曰。  
卿所獻三言。  
朕當熟思之。

縦の文武、明ならざるを患へず、勤めざるを患へず、斷ならざるを患へず。但治を求むる太だ速に、人を進むる太だ鋭く、言を聴く太だ廣きを患ふと。又具に然る所以の狀を述べしむ。陛下之を領して曰く、卿が獻する所の三言は、朕當に之を熟思すべしと。臣の狂愚は、獨り今日のみに非ず、陛下之を容るること久し。豈之を始に容れて、之を終に赦さざることを有らんやと。此を恃んで言ふ、懼れざる所以なり。臣の懼るゝ所の者は、譏刺既に衆く、怨仇實に多し。必ず將に臣を誣るに深文を以てし、臣に中つるに危法を以てし、陛下をして臣を赦さんと欲すと雖も得ざらしめんとするなり。豈殆からずや。死亡は辭せず、但天下臣を以て戒と爲し、復言ふ者無からんことを恐る。是を以て之を思つて月を經、夜以て日に繼ぎ、書成つては復毀つこと、再三に至りぬ。陛下が其一言を聴くに感じて、懷うて已む能はず、卒に其説を進む。惟陛下其愚忠を憐んで、卒に之れを赦せ。俯伏罪を待ち、憂恐の至に勝へず。

● 逐ひ出されんことは覺悟の上なり ● 招き迎へて問に對へしむ ● 生れながらにして之を知るの習 ● うなづく ● 求治太速、進人太銳、聽言太廣の三事をいふ ● 深刻なる法文 ● 險危苛酷の法 ● 破りて橋を代ふるなり

臣之狂愚。非  
獨今日。陛下  
容之。久矣。豈  
有容之於始  
而不教之於終。恃此而言。所以不懼。臣之所懼者。譏刺既衆。怨仇實多。必將誣臣。以深文中。臣以危法。使陛下雖欲赦臣。而不可得。豈不殆哉。死亡不辭。但恐天下以臣爲戒。無復言者。是以思之。經月。夜以繼日。書成。復毀。至於再三。感陛下聽其一言。懼不能已。卒進其說。惟陛下憐其愚忠。而卒赦之。不勝俯伏待罪。憂恐之至。

臣之を聞く、益、禹を戒めて曰く、賢に任じて貳なる勿れ、邪を去つて疑ふ勿れと。仲虺湯の徳を言つて曰く、人を用ふること惟己にし、過を改むること吝ならずと。秦穆は師を略に喪ひ、悔痛自ら誓ふ。孔子之を録せり。古より聰明豪傑の主、漢の高帝唐の太宗の如きは、皆諫を受くること流るゝが如く、過を改めて憚らざるを以て、號して秦漢以來百王の冠と爲せり。孔子曰く、君子

再び皇帝に上る書

臣聞之。益戒  
於禹曰。任賢  
勿貳。去邪勿  
疑。仲虺言湯  
之徳曰。用人  
惟己。改過不  
吝。秦穆喪師  
於殽。悔痛自

臣之を聞く、益、禹を戒めて曰く、賢に任じて貳なる勿れ、邪を去つて疑ふ勿れと。仲虺湯の徳を言つて曰く、人を用ふること惟己にし、過を改むること吝ならずと。秦穆は師を略に喪ひ、悔痛自ら誓ふ。孔子之を録せり。古より聰明豪傑の主、漢の高帝唐の太宗の如きは、皆諫を受くること流るゝが如く、過を改めて憚らざるを以て、號して秦漢以來百王の冠と爲せり。孔子曰く、君子



誓。孔子錄之。自古聰明豪傑之主。如漢高帝唐太宗。皆以受諫如流。改過不憚。號爲秦漢以來百王之冠也。孔子曰。君子之過。如日月食焉。過也。人皆見之。更也。人皆仰之。聖賢舉動。明白正直。不當如邪。所用之人。有邪有正。所作之事。有是有非。是非邪正。兩言而定。正則用之。邪則去之。是則行之。非則改之。此理甚明。猶三饑之必食。渴之必飲。豈有別生三義。理曲加三粉飾。而能欺天下哉。

の過は、日月の食の如し、過つや人皆之を見、更むるや人皆之を仰ぐと。聖賢の舉動は、明白正直、當に是の如くなるべからざらんや。用ふる所の人、邪有り正有り。作す所の事、是有り非有り。是非邪正、兩言にして定まる。正なれば則ち之を用ひ、邪なれば則ち之を去る。是なれば則ち之を行ひ、非なれば則ち之を改む。此の理甚だ明かにして、猶ほ饑の必ず食し、渴の必ず飲するがごとし、豈別に義理を生じ、曲けて粉飾を加へて、而して能く天下を欺くこと有らんや。

● 尚書大禹謨に見ゆ ● 聖念を執まざるべし ● 湯の左相なり尚書仲虺之語に出づ ● 人の善を己の善とす ● 尚書泰誓の語に出づ、事實は左傳を參照すべし ● 論語卷四 ● 日月蝕 ● 是か非かの公言 ● つくるとひ隨る

書に曰く、治と道を同じうすれば、興らざることを因く、亂と事を同じうすれば、

道同不與。與亂同事。罔不亡。陛下自去歲以來。所行新法。皆不與治同。道立三條。例司遣青苗使。勸助役錢。行均輸法。四海騷動。行路怨咨。自宰相以下。皆知其非。而不敢爭。臣愚惑不識。忌諱。遇者上疏論之。詳矣。而學識淺陋。不足三以感動聖明。近者故相蓋臣。藩鎮

亡びざることを因しと。陛下去歲より以來行ふ所の新法は、皆治と道を同じうせず。條例司を立て、青苗使を遣し、助役錢を勸め、均輸法を行ひて、四海騷動し、行路怨咨す。宰相より以下、皆其非を知るも、而も敢て争はず。臣愚惑にして忌諱するを識らず、遇者上疏して之を論ずること、詳なりき。而も學識淺陋、以て聖明を感動するに足らず。近者故相蓋臣、藩鎮侍從、雜然として争つて其不便を言ふ。以て憂諫二三人に至つては、本其の與に縮交唱和表裏する所の人なり。然も卒に其非を一言するを免れざる者は、豈物議沸騰、事勢迫切して、止むべからざるに非ざらんや。利を見て義を忘れ、之に居て疑はざる者に非るよりは、孰か肯て終始膠固して、自ら滿洗せざらんや。吳師孟が提舉を免れんと乞ひ、胡宗愈が檢詳を願はざるが如く、垢穢を逃るゝが如く、惟脱れざらんことを恐る。人情畏惡、一に此れに至れり。

● 書經太甲篇の文治は古の善治の物を指す ● 愚昧鈍痴 ● 天子を指す ● 呂師・范純仁・富弼・韓琦・司

侍從。雖然爭言。其不便。以至臺諫。二三入。本其所與。締交唱和。表裏之人也。然卒不免。一言其非者。豈非物議沸騰。事勢迫切。而不可止歟。自非見利忘義。居之不疑者。孰肯終始膠固。不自湔洗。如吳師孟乞免提舉。胡宗愈不願檢詳。如逃垢穢。惟恐不脫。人情畏惡。一至於此。

馬光等 ① 王安石の ② 切迫して盡て置きがたし ③ 不義不名譽に怙然たる以上 ④ ことばりつきて居て ⑤ 身を洗ひす、がざる如き事あらんや ⑥ 新法施行の一長官 ⑦ 官名

近者中外譴言。陛下已有悔悟意。道路相慶。如蒙大賚。實望陛下。於旬日之間。渙發德音。洗滌乖僻。追還使者。而罷中條。例司。今者側聽所爲。蓋不。過使監司體。

近者中外譴言す、陛下已に悔悟の意有り。道路相慶すること、大賚を蒙らるが如し。實に陛下旬日の間に於て、德音を渙發し、乖僻を洗滌し、使者を追還して條例司を罷めんことを望む。今は側に爲す所を聴くに、蓋し監司をして抑配を體量せしむるに過ぎざるのみと。之を未だ悟らざるに比するに、較する所幾何ぞや。此れ孟子の所謂、兄の臂の軫らすべからざるを知つて、姑らく勸むるに徐を以てし、鄰難の攘むべからざるを知つて、月に其一を取らるなり。帝王の改過、豈是の如くならんや。臣又聞く、陛下以爲らく、此法且つ之を三路に試むべし

と。臣以爲らく、此法は之を醫者の毒藥を用ふるに譬ふ。人の死生を以て、其の未だ效あらざるの方を試む。三路の民、豈陛下の赤子に非ずして、試むるに毒藥を以てすべきか。今日の政、小用すれば則ち小敗し、大用すれば則ち大敗す。若し力行して已ますんば、則ち亂亡之に隨はん。臣敢て過つて危論を爲して、以て陛下を聳動するに非ざる也。

① 上るこび言ふ ② 大なる下賜 ③ 天子の御言葉、詔命 ④ 背き僻める事 ⑤ 前文に所謂四十餘の獨 ⑥ 無理貨を吟味斟酌す ⑦ 其利する所幾何もなしと也 ⑧ 返るは不良なり徐々に振れと云ふが若し ⑨ 日に一鞭を調問化し取るは不良なり月に一鞭を取れと謂ふなり ⑩ 河北、京東、淮南 ⑪ 人命をかけた物とするなり ⑫ きびしくはげしき言論

量抑配而已。比之未悟。所較幾何。此孟子所謂。知兄之臂之不可軫。而姑勸以徐。知鄰難之不可攘。而月取其一。帝王改過。豈如之哉。臣又聞。陛下以爲。此法且可試之三路。臣以爲。此法醫者之用毒藥。以人之死生。而試其未效之方。三路之民。豈非陛下赤子。而可試以毒藥乎。今日之政。小用則小敗。大用則大敗。若力行而不已。則亂亡隨之。臣非敢過爲危論。以聳動陛下也。

自古存亡之

古より存亡の寄る所の者、四人のみ。一に曰く民、二に曰く軍、三に曰く吏、

所寄者。四人而已。一曰民。二曰軍。三曰吏。四曰士。此四人者。一失其心。足以生變。今陛下舉而兼犯之。青苗助役之法。成則農不。安。均輸之令。出則商賈不。行。而民始憂矣。併省諸軍。迫逐老病。至使戍兵之妻。與士卒雜處。其間。既殺軍分。有同降配。遷徙淮甸。僅

四に曰く士。此の四人の者、一も其心を失はば、以て變を生ずるに足る。今陛下下一舉して兼ねて之れを犯す。青苗助役の法成れば、則ち農安からず、均輸の令出づれば、則ち商賈行はれず、而して民始めて憂ふ。諸軍を併省し、老病を迫逐して、戍兵の妻をして、士卒と其の間に雜處せしめ、軍分を貶殺して、降配に同すること有り、淮甸に遷徙して、僅に流放の若くし、年五十に近うして、人愛を懷くに至つて、而して軍始めて怨む。内は則ち謀を元臣侍從に取らずして、専ら新進小生を用ひ、外は則ち成を守令監司に責めずして、専ら青苗使者を用ひ、多く閑局を置いて以て老成を擯す。而して吏始めて體を解く。陛下軒に臨み士を選む、天下之を龍飛榜と謂ふ。而も進士一人、首に舊恩を削り、復用ひざるを示す。削る所の者は一人のみ、然れども士悵恨せざる者莫し。陛下が其徒を厭薄するの意有るを以て也。今事を用ふる者、又漸く進士を消し、純ら明經を取らんと欲す。未だ成法有らずと雖も、而も小人權を招きて、自ら以

若二流放。年近五十。一人懷憂。而軍始怨矣。內則不取謀於元臣侍從。而專用新進小生。外則不責成於守令監司。而專用青苗使者。多置閑局。以擯老成。而吏始解體矣。陛下臨軒選士。天下謂之龍飛榜。而進士一人。首削舊恩。示不復用。所創者一人而已。然士莫不悵恨。而下有厭薄其徒之意也。今用事者。又欲漸消進士。純取明經。雖未有成法。而小人招權。自以為功。更相扇搖。以謂必行。而士始失望矣。今進士半天下。自二十以上。使不能誦記注義。為明經之學。若法令一更。則士各懷廢棄之憂。而人才短長。終不在此。

て功と爲し、更に相扇搖して以て必ず行はんと謂ふ。而して士始めて望を失ふ。今進士天下に半せり、二十より以上は、注義を誦記して明經の學を爲す能はざらしむ。若し法令一たび更らば、則ち士は各々廢棄の憂を懷いて、而して人才の短長は、終に此に在らざらん。

- 一新法を行ふによりて斯の四者を取す
- 扶持高を減損す
- 衆を降し流配す
- 淮甸の近地に遷して
- 流放されたる如くす
- 大臣侍從等
- 閑暇なる投所
- 斥逐す
- 怠惰す
- 帶出御して進士を試み
- ること即ち殿内也
- 除名せしむ
- 輒動たり宮時王安石進士を廢せんと欲せり
- 經書の注義を誦記して明經の學に變ずることは不可能也
- 「使」に「便」に作る、スナハチ也

昔秦禁二挾書。

昔は秦挾書を禁じて、諸生皆其業を抱いて以て勝廣に歸し、相與に力を出し

而諸生皆抱其業以歸。勝廣相與出力而亡秦者。豈有他哉。亦徒以失業而無歸也。故臣願陛下勿復言此。民憂而軍怨。吏解體而士失望。禍亂之原。有大於此者。乎。今未見也。一旦有急。則致命之士必寡矣。方是之時。不知希合苟容之徒。能爲陛下收版蕩。止土

て秦を亡し、者、豈他有らんや。亦徒に業を失つて歸する無きを以て也。故に臣願くは陛下復此れを言ふこと勿れ。民憂へて軍怨み、吏體を解いて士望を失ふは、禍亂の原、此れより大なる者有らんや。今未だ見れざるも、一旦急有らば、則ち命を致すの士必ず寡からん。是の時に方つて、知らず希合苟容の徒、能く陛下の爲に版蕩を收めて、土崩を止めんや。去年諸軍の始めて併するや、左右の人、皆士心併を樂むを以て陛下に告げき。近者放停軍人李興、虎翼の吏が錢を率る賂を行つて、以て併せざるを求むと告ぐ。則ち士卒の樂まざること知るべし。夫れ諂諛の人は、苟も意に合ふを務めて、欺罔を憚らざる者、類ね皆此の如し。故に凡そ百姓の青苗錢を請ふを樂んで、助役錢を出すを樂むと言ふ者も、皆信すべからず。

● 秦天トを統一して書生が書冊を撰抄するを禁じぬ ● 秦に徵せし陳勝吳廣 ● 合を希む容れられんことを求むる人々 ● 國亂を謂ふ、詩大雅版蕩篇參照 ● 土山の崩る、が如き也 ● 陰謀の兵士 ● 虎翼軍の吏錢を集めて非併合を求む ● あざむき諛ふ

崩乎。去年諸軍之始併也。左右之人。皆以士心樂併告陛下。近者放停軍人李興。告虎翼吏率賂行賂以求併。則士卒不樂可知矣。夫諂諛之人。苟務合意。不憚欺罔者。類皆如此。故凡言百姓樂請青苗錢。樂出助役錢者。皆不可信。

陛下以爲青苗抑配果可禁乎。不惟不可禁。遇不當禁也。何以言之。若此錢放而不收。則州縣官吏不免責罰。若此錢果不抑配。則願請之戶。後必難收索。前有抑配之禁。後有失陷之罰。爲陛下官

陛下以て青苗抑配果して禁すべしと爲すか。惟に禁すべからざるのみならず、進ち當に禁すべからざる也。何を以てか之れを言ふ。若し此錢放つて收めずば、則ち州縣の官吏責罰を免れじ。若し此れ錢果して抑配せずば、則ち願請の戶、後必ず收索し難からん。前に抑配の禁有り、後に失陷の罰有り。陛下の官吏と爲るも、亦難からずや。故に臣以爲らく、既に青苗錢を行はば、則ち當に抑配を禁すべからずと。其勢然れば也。人皆謂ふ陛下聖明神武、必ず能く義に従り恩を修めて、以て太平を致さんと。而るに今日の事、乃ち過を文り非を遠ぐるの風有り。此れ臣が憤懣太息して已む能はざる所以也。昔は賈充事を用ひて、天下憂恐す。而して庾純任愷力を戮せて之を排し、充が出で、秦涼に鎮たるに

吏。不亦難乎。故臣以爲既行。青苗錢。則不當禁。抑配。其勢然也。人皆謂陛下聖明神武。必能從義修。懲。以致太平。而今日之事。乃有文。過。遂。非。之。風。此。臣。所。以。憤。懣。太。息。而。不。能。已。也。昔。買。充。用。事。天。下。受。恐。而。庚。純。任。愷。戮。力。排。之。及。充。出。鎮。秦。涼。忠。臣。義。士。莫。不。相。

及び、忠臣義士、相慶せざるは莫く、指を屈し日を數へて、以て惟新の化を望みぬ。而して馮統の徒更に相告げて曰く、賈公遠く放たれば、吾等勢を失はんと。是に於て相與に謀を獻じて充復留り、則ち晉氏の亂、此に成りぬ。古より惟小人を去り難しと爲す。何となれば則ち一人を去れば其黨破壊す、是を以て之れが計謀遊説を爲す者衆ければ也。今天下の賢者、亦將に此を以て陛下を觀、進退の決を爲さんとす。或は再び望を失はば、則ち幾を知るの士、相率るて逝かん。豈皆臣等が輩の如く、安を偷み祿を懷うて、去るに忍びざるものならんや。猖狂不遜、陛下に忤ふこと多し。敢て復寬恩を望まず、俯伏領を引いて、以て誅殛を待つのみ。

- 禁じ得ざるのみならず、禁ずるのよからずと也 ● 取立がたし ● 損失 ● 正義に従ひ邪念を匡す
- 憤然長太息す ● 晉武帝の時司空たり ● 當時の名臣 ● 賈充の親友 ● 晉 ● 事のきざし
- 逃遁す ● 狂暴にして不謹焉 ● 首をのべて嚴刑を待つ

慶。屢。指。數。日。以。望。惟。新。之。化。而。馮。統。之。徒。更。相。告。曰。賈。公。遠。放。吾。等。失。勢。矣。於。是。相。與。獻。謀。而。充。復。留。則。晉。氏。之。亂。成。於。此。矣。自。古。惟。小。人。爲。難。去。何。則。去。一。人。而。其。黨。破。壞。是。以。爲。之。計。謀。遊。說。一。者。衆。也。今。天。下。賢。者。亦。將。以。此。觀。陛。下。爲。進。退。之。決。或。再。失。望。則。知。幾。之。士。相。率。而。逝。矣。豈。皆。如。臣。等。輩。偷。安。懷。祿。而。不。忍。去。哉。猖。狂。不。遜。忤。陛。下。多。矣。不。敢。復。望。寬。恩。俯。伏。引。領。以。待。誅。殛。

卷之十九

陸贄が奏議を校正し進御を乞ふ劄子

臣等猥以空疎。備員講讀。聖明天縱。學問日新。臣等才有有限。而道無窮。心欲言而口不達。以此自愧。莫知所爲。竊謂人臣之納忠。譬如醫者之用藥。藥雖進於醫手。方多傳於古人。若已

臣等猥に空疎を以て、員に講讀に備る。聖明天縱にして、學問日に新なり。臣等才限有りて道窮無く、心言はんと欲して口達ばず。此を以て自ら愧ぢ、爲す所を知る莫し。竊に謂ふに、人臣の忠を納るゝは、譬へば醫者の藥を用ふるが如し。藥は醫手より進むと雖も、方は多く古人より傳ふ。若し己に世間に經效あらば、必ずしも皆己より出づるに從はざらん。伏して見るに唐の宰相陸贄は、才本王佐、學帝師たり。論深く事情に切に、言道德を離れず。智子房の如くにして文は則ち過ぎ、辨は賈誼の如くにして術も疎ならず。上は以て君心の非を格し、下は以て天下の志を通ず。但其れ不幸にして仕ふるに時に遇はず、德宗は苛刻を以て能と爲せるに、而も贄は諫むるに忠厚を以てし、德宗は猜忌を以て

經效於世間。不必皆從。於己出。伏見唐宰相陸贄。才本王佐。學爲帝師。論深切。於事情。言不離於道。德。智如子房。而文則過。辨如賈誼。而術不疎。上以格君心。之非。下以通天下之志。但其不幸。仕不遇時。德宗以苛刻爲能。而贄諫以忠厚。德宗以猜忌爲術。而贄勸以推誠。德宗好用兵。而贄以消兵爲先。德宗吝財。而贄以散財爲急。至於用人聽言之法。治邊設將之方。罪己以收人心。改過以應天道。去小人。以除民患。惜名器。以持中功。如此之流。未易悉數。可謂進苦口之藥石。誠害身之膏肓。使德宗盡用其言。則貞觀可得而復。

術と爲せるに、而も贄は勸むるに誠を推すを以てし、德宗は兵を用ふるを好めるに、而も贄は兵を消するを以て先と爲し、德宗は財を用ふるを吝めるに、贄は財を散するを以て急と爲せり。人を用ひ言を聴くの法、邊を治め將を馭するの方、己を罪して以て人心を收め、過を改めて以て天道に應じ、小人を去つて以て民患を除き、名器を惜んで以て有功を待つに至るまで、此の如きの流、未だ悉く數へ易からず。口に苦きの藥石を進め、身を害するの膏肓に鍼すと謂ふべし。德宗をして盡く其言を用ひしめば、則ち貞觀得て復すべかりしなり。

- 學力なく世事に疎し ● 天の許せる徳 ● 藥方 ● 效驗 ● 及ばざらん ● 唐の德宗の名臣 ● 賢良字は子房 ● 手段精術なり ● 疑ひ深きと ● 爵位車服 ● 「良藥は口に苦し」の語による ● 心下を看とし心上隔下を育とす探の重く深きを謂ふ ● 唐太宗の年號

臣等每退自西閣。即私相告言。以陛下聖明。必善贊論。但使聖賢之相契。即如臣主之同。昔馮唐論。頗牧之賢。則漢文爲之太息。魏相條。董之對。則孝宣以致中興。若陛下能自得。則莫如三六經三史。諸子百家。非無可觀。皆足爲治。但聖言幽

臣等西閣より退く毎に、即ち私に相告げて言ふ、陛下の聖明を以てせば、必ず贊の議論を善とせん。但聖賢の相契する、即ち臣主の時を同じうするが如くならしめん。昔は馮唐、頗牧の賢を論ずれば、則ち漢文之が爲に太息し、魏相、晁董の對を條すれば、則ち孝宣以て中興を致せり。若し陛下能く自ら師を得んは、則ち近く之を贊に取るに如くは莫からん。夫れ六經三史諸子百家は、觀るべき無きに非ず、皆治を爲すに足る。但聖言は幽遠、末學は支離、譬へば山海の崇深の如く、一二を以て推擇し難し。贊の論の如きは、卷を開けば了然、古今の精英を聚む。實に治亂の鑑鑑たり。臣等其奏議を取つて、稍校正を加へ、繕寫して進呈せんと欲す。願くは陛下之を坐隅に置き、贊が面を見るが如くし、反覆熟讀すること、贊と言ふが如くせば、必ず能く聖性の高明を發し、治功を歲月に成さん。臣等區區の意に勝へず。進止を取る。

● 聖主哲宗と賢臣陳贊と ● 前漢文帝時代の人 ● 唐順李牧 ● 漢の宣帝時代の人 ● 魏相・晁董

易、詩、書、禮記、春秋、樂記を六經とし史記、尚書、後漢書を三史とす ● 百家の末學は意味破裂にして摘提し難し ● 高きと深きと ● 明了の説

遠。末學支離。譬如山海之崇深。難以一一二而推擇。如贊之論。開卷了然。聚古今之精英。實治亂之鑑鑑。臣等欲取其奏議。稍加校正。繕寫進呈。願陛下置之坐隅。如見贊面。反覆熟讀。如與贊言。必能發聖性之高明。成治功於歲月。臣等不勝區區之意。取進止。

積欠を論ずる狀

臣之を聞く、孔子曰く、善人民を教ふること七年、亦以て戎に即くべしと。夫れ民既に富みて教ふ、然して後に以て戎に即くべし。古の所謂善人は、其の聖人に及ばざる遠きこと甚だし。今二聖臨御、茲に八年、仁孝慈儉、至れりと謂ふべし。而も帑廩日に益々困み、農民日に益々貧しく、高賈行はれず、水旱相繼ぐ。上聖の資を以て、而して善人の效無し、臣竊に之を痛む。至る所耆老有識の士を訪問し、陰に其所以を求むるに、皆曰く、方今民寛政を荷ひ、它の疾

臣聞之孔子曰。善人教民七年。亦可以即戎矣。夫民既富而教。然後可以即戎。古之所謂善人者。其不及二聖臨御。八二

年於茲。仁孝慈儉。可謂至矣。而幣庫日益困。農民日益貧。商賈不行。水旱相繼。以上聖之資。而無善人之效。臣竊痛之。所至訪問耆老有識之士。除求其所以。皆曰。方今民荷重政。無它疾苦。但爲積欠所壓。如負千鈞而行。免於二匱。一則幸矣。何暇舉首奮臂。以營三求於一匱之外哉。

苦無し。但積欠の壓する所と爲り、千鈞を負うて行くが如し。匱乏を免れば則ち幸なり、何ぞ首を舉げ臂を奮ひて、以て一匱の外を營求するに暇あらんやと。

- 簡語子路篇に出づ
- 軍事に使ふべし
- 曹宗と太后高氏と
- 財貨と米倉と
- 年貢未納の積りしもの
- 匱乏を満たすに汲々として、毫も餘裕なきを謂ふ

今大姓富家。昔日號爲無二比戶者。皆爲二市易所破。十無二一二矣。其餘自二小民已上。大半皆有二積欠。監司督二守令。守令督二

今大姓富家、昔日號して比戸無しと爲す者、皆市易の破る所と爲り、十に一二も無し。其餘小民より已上、大半皆積欠有り。監司は守令を督し、守令は吏卒を督し、文符日に其門に至り、鞭笞日に其身に加はる。白圭猗頓有りとも雖も、亦化して華門圭寶と爲らんのみ。祖宗より已來、赦令有る毎に、必ず曰く凡そ官物を欠する、侵欺盜用する無きと、及び侵盜有りと雖も、而も木家及伍保人の家

業無きとは、竝に與に除放せよと。祖宗官物の失陷、姦民幸に免るゝの弊を知らざるに非ず。特に民既に乏竭し、以て生を爲す無く、鞭撻を加ふとも雖も、終に得る所無く、之を緩にすれば則ち姦吏の蠶食する所と爲り、之を急にすれば則ち盜賊の憑藉する所と爲るを以て、故に擧げて之を放つときは、則ち天下悦服す。水旱盜賊ありとも雖も、民亂を思はず。此を虛名を捐て、實利を收むと爲す也。

- 比類すべき家なし
- 民間の物品を買上げ、又私富とし官の物品と交換する法
- 麥運農田水利均輸等を掌る官
- 徴税の合書
- 古の富家たり、史記貨殖傳参照
- 貴家をいふ、華門は胡竹を編みて作れる門、圭寶は門鐃のくゞり戸
- 組合員
- 免除す
- 依據す、それに依りて惡事を爲す

吏卒。文符日。至其門。鞭笞日加其身。雖有白圭猗頓。亦化爲二華門圭寶。自祖宗已來。每有二赦令。必曰。凡欠官物。無二侵欺盜用。及雖有二侵盜。而木家及伍保人。無二家業。一者。竝與除放。祖宗非不知官物失陷。姦民幸免之弊。特以民既乏竭。無以爲生。雖加二鞭撻。終無所得。緩之則爲姦吏之所蠶食。急之則爲盜賊之所憑藉。故擧而放之。則天下悦服。雖有二水旱盜賊。民不思亂。此爲下捐二虛名。而收二實利也。

自二聖臨御。一聖臨御より以來、毎に已責を施舍するを以て先務と爲す。登極赦令、毎次の郊



以來。每以爲二先  
舍已責爲二先  
務。登極教令。  
每次郊教。以  
隨事指揮。皆  
從寬厚。凡今  
所催欠負。十  
有六七。皆聖  
恩所貸矣。而  
官吏刻薄。與  
聖意異。舞文  
巧詆。使不該  
放。監司以催  
欠爲二職業。守  
令上爲二監司  
之所迫。下爲  
胥吏之所使。  
大率縣有監。  
催千百家。則  
縣中胥徒舉

敢、或は事に随つて指揮し、皆寛厚に従ふ。凡そ今の催する所の欠負は、十に六七有り、皆聖恩の貸する所なり。而して官吏刻薄、聖意と異なり、文を舞はして巧みに詆り、該放せざらしめ、監司は欠を催するを以て職業と爲し、守令は上は監司の迫る所と爲り、下は胥吏の使ふ所と爲る。大率縣に監有り、千百家を催すれば、則ち縣中の胥徒、舉欣欣然として日に得る所有り。若し一旦除放せば、則ち此れ等皆寂寥として獲ること無けん。有力の家、略を納れ賕を請ふに非るよりは、誰か肯て恩貸を舉行せん。而も積欠の人は、皆寒餓に鄰す、何の賂か之れ有らん。其間貧困地を掃ひ、蠶食すべき者無ければ、則ち縣胥教令し、通じて平人を指し、或は衷私擅に買つて物業を抵當すと云ひ、或は衷私に非すと雖も而も買ふと價に當らずと云ふ。此れに似たるの類、蔓延追擾して、甲より乙に及び、乙より丙に及び、窮已すると有る無し。限毎に皆空身官に到る、或は三五限に一二百錢を得る、之れを破限と謂ふ。官の得る所至微にして、胥徒

欣然。日有  
所得。若一旦  
除放。則此等  
皆寂寥無獲  
矣。自非有力  
之家。納賂請  
賕。誰肯舉行  
恩貸。而積欠  
之人。皆都於  
寒餓。何賂之  
有。其間貧困  
掃地。無可蠶  
食。則縣胥教  
令。通指平人。  
或云三吏私擅  
買。抵當物業。  
或雖非三  
吏。私而云買。  
不當價。似此  
之類。蔓延追  
擾。自甲及乙。  
自乙及丙。無  
有窮已。每限  
皆空身到。縣  
胥食邑戶。嗟  
乎聖人在上。  
使民不得爲  
陛下赤子。而  
皆爲姦吏食  
邑戶。此何道  
也。

の取る所蓋し虚日無し。俗に此等を謂つて、縣胥の食邑戸と爲す。嗟乎聖人上に在り、民をして陛下の赤子と爲るを得ずして、皆姦吏の食邑戸たらしむるは、此れ何の道ぞや。

- 負債を免除すること
- 即位
- 郊外にて天を祭るときの大政
- 文を附げ巧に詆る
- 放免に請ふる者をも放免する能はざらむ
- 小役人
- 除免す
- 財を略う。法を曲ぐるやうに頼むこと
- 縣吏指圖す
- 私に官令に背いて物を買ひ他人の産業を抵當とす
- 不當價格
- 窮極する處を
- 期限毎に空手にて官に到る
- 三回日か五回
- 縣の小吏の領地

商賈販賣。例  
無現錢。若用  
現錢。則無利  
息。須今年索  
去年所賣。明

商賈の販賣は、例現錢無し。若し現錢を用ふれば、則ち利息無し。今年は去年の賣る所を索め、明年は今年の除る所を索むべし。然して後に計算行を得て、彼此通濟せん。今富戸先づ已に殘破し、中民又積欠有り、誰か敢て物貨を賒賣せん。

年索中今年所除。然後計算得行。彼此通濟。今富戶先已殘破。中民又有積欠。誰敢除賣物貨。則商賈自然不行。此酒稅課利所以日虧。城市房廊所以日空也。諸路連年水旱。上下共知。而轉運司齊於財用。例不肯放稅。縱放亦不盡實。雖無明文指揮。而以喜怒風二

則ち商賈自然に行はれず。此れ酒稅課利の日に虧くる所以、城市房廊の日に空しき所以也。諸路連年水旱す、上下共に知れり。而して轉運司は財用に窘み、例肯て稅を放たず、縱ひ放つも亦實を盡さず。明文の指揮無しと雖も、而も喜怒を以て官吏を風曉す、孰か敢て違ふ者あらん。逐縣の例皆兩稅を拖欠する所以。其の欠く所を較ぶれば、實に依つて檢放すると異なる無し。官に於て了に益する所無くして、民に追擾鞭撻の苦有り。近者詔旨、凡そ積欠は皆分つて十科と爲して催納す。通計五年にして足る。聖恩の隆厚、何を以てか此れに加へん。而も有司以謂らく、旨有つて倚閣する者、方に十科の指揮に依るを得、餘は皆併催す。縱使ひ盡く十科に依るも、吏卒乞覓、必ず肯て科を分つて少取せず。人戸既に未だ納足せず、則ち追擾常在に在り、縱ひ百科を分つとも、一科と同じからん。臣頃ろ杭州に知たり。又潁州に知たり、今は揚州に知たり。親しく兩浙、京西、淮南三路の民を見るに、皆積欠の壓する所と爲り、日に窮蹙に就き、

死亡半に過ぎて、欠籍除かず、以て兩稅を虧欠し、走つて課利に陥るに至る。

農末皆病み、公私竝に困しむ。此を以て之を推すに、天下大率皆然らん。

● 現金 ● 掛の賣買 ● 掛賣 ● 店 ● 通例決し一稅を免除せず ● 表面のみは實際は十分に免除せず ● 暗に賤す ● いづれの縣にても ● 夏秋の兩稅に延納を生ず ● 實際を調査して免稅するに同 ● 十分して毎年二期に其一分づつを納附せしむ ● その餘に弊區く ● 乞ひ求め強請す ● 「課刑に失陷す」の誤か ● 農商、農は本にして商は末なり故に曰ふ

曉官吏。孰敢違者。所以逐縣例皆拖欠。兩稅較其所以。欠。與。依。實。檢。放。無。異。於。官。了。無。所。益。而。民。有。追。擾。鞭。撻。之。苦。近。者。詔。旨。凡。積。欠。皆。分。爲。十。科。催。納。通。計。五。年。而。足。聖。恩。隆。厚。何。以。加。此。而。有。司。以。謂。有。旨。倚。閣。者。方。得。依。十。科。指。揮。餘。皆。併。催。縱。使。盡。依。十。科。吏。卒。乞。覓。必。不。肯。分。科。少。取。人。戶。既。未。納。足。則。追。擾。常。在。縱。分。百。科。與。一。科。同。臣。頃。知。杭。州。又。知。揚。州。今。知。揚。州。親。見。兩。浙。京。西。淮。南。三。路。之。民。皆。爲。積。欠。所。壓。日。就。窮。蹙。死。亡。過。半。而。缺。籍。不。除。以。至。虧。欠。兩。稅。走。陷。課。利。農。末。皆。病。公。私。竝。困。以。此。推。之。天。下。大。率。皆。然。矣。

臣自願移揚。舟過濠壽楚。泗等州。所至麻麥如雲。臣

臣願より揚に移るに、舟濠壽楚泗等の州を過ぎしが、至る所麻麥雲の如かりき。臣毎に吏卒を屏去し、親ら村落に入つて、父老を訪問するに、皆憂色有りて云ふ、豊年は凶年に如かず、天災の流行は、民、食に乏しと雖も、衣を縮し口を

每屏去吏卒。親入村落。訪問父老。皆有憂色。云。豐年不如凶年。大災流行。民雖乏食。縮衣節口。猶可以生。若豐年。舉催積欠。胥徒在門。枷棒在身。則人戶求死不得。言訖。淚下。臣亦不覺流涕。又所至城邑。多有流民。官吏皆云。以夏麥既熟。舉催積欠。故流民不敢歸。節すれば、猶ほ以て生くべし。豐年の若きは、積欠を舉催して、胥徒門に在り、枷棒身に在り。則ち人々、死を求めども得ずと。言訖つて涙下る。臣も亦覺えず涕を流しぬ。又至る所の城邑、多く流民有り。官吏皆云ふ、夏麥既に熟するを以て、積欠を舉催す、故に流民敢て郷に歸らずと。臣之を聞く、孔子曰く、苛政は虎よりも猛なりと。昔は常に其言を信ぜざりしが、今を以て之を觀れば、殆んど甚しき者有り。水旱の人を殺すこと虎より百倍にして、而して人の催欠を畏るゝは、乃ち水旱より甚し。臣竊に之を度るに、毎州の催欠、吏卒五百人に下らじ。天下を以て之を言はゞ、是れ常に二十餘萬の虎狼有つて、散じて民間に在るなり、百姓何に由つてか生を安んぜん、朝廷の仁政何に由つてか成を得ん。臣任に到つてより以來、日に本州の積欠を檢察するを以て事と爲す。内に已に除放に條貫して、官吏肯て舉行せざる者有り。臣即ち本州に指揮して、一面は除放し去り訖りぬ。其の理に於て放に合つて、條に於て未だ明文有らざる者は、即ち

且く本州に令して權に催理を住め、指揮を聽候す。其の理に於て放に合ひ、條に於て礙有る者も、臣亦未だ敢て往催せず。各々利害を具し、奏して聖旨を取る。

- 衣服を節約し飲食を減損す
- 一時に催促を受く
- かせと種とに身を苦しめらる
- 流落逃亡の民
- 禮記禮弓に出づ
- 孔子の言より更に甚し
- 仁政の成就
- 其内には後例により、當然免除となるべ
- き者にて、官吏之を舉行するを肯ぜざるものあり
- 此一方面は免除して了ひたり
- 取立催促を中止す
- 或は仕催の調にて取立を中止せざとの義かといふ
- 聖旨を伺ひ奉る

郷。臣聞之。孔子曰。苛政猛於虎。昔常不信其言。以今觀之。殆有甚者。水旱殺人。百倍於虎。而人畏催欠。乃甚於水旱。臣竊度之。每州催欠。吏卒不下五百人。以天下言之。是常有二十餘萬虎狼。散在民間。百姓何由安生。朝廷仁政何由得成乎。臣自到任以來。日以檢察本州積欠。爲事內。已有條貫。除放。而官吏不肯舉行者。臣即指揮本州。一面除放。去訖。其於理合。放而於條。未だ有明文者。即令本州。權住催理。聽候指揮。其於理合。放而於條。有礙者。臣亦未敢往催。各具利害。奏取聖旨。

杭州召より召還せられ郡を乞ふ狀

臣昔治平中に於て、鳳翔職官より、替つて朝に入るを得、首め英宗皇帝の知遇を被り、驟に臣を用ひんと欲す。當時の宰相韓琦、臣が年少く資淺くして、

臣昔於治平中。自鳳翔職官。得替入朝。

首被英宗皇帝知遇。欲用之。當時宰相韓琦。以臣年少資淺。未經試用。故且與之館職。亦會臣丁父憂。去官。及服闋。入覲。便蒙神宗皇帝召對。而賜之獎激。許之職。外言事。自惟羈旅之臣。未應得此。豈非以英宗皇帝知臣有素。故耶。是時王安石新得政。變易法度。臣

未だ試用を経ざるを以て、故に且く館職に與らしむ。亦臣が父の憂に丁つて官を去るに會し、服闋るに及んで入覲す。便ち神宗皇帝の召對を蒙り、而り獎激を賜り、臣に職外事を言ふを許されき。自ら惟ふるに羈旅の臣、未だ應に此を得べからず、豈英宗皇帝臣を知ること素有るが故を以てに非ざらんや。是の時王安石新に政を得、法度を變易す。臣若し少しく附會を加へば、進用必ずべし。自ら惟ふに遠人、二帝非常の知を蒙れり、天を欺き心に負くに忍びず。具に安石の爲す所の、施行すべからざる狀を論じて、以て萬一に紳せんと欲す。然れども未だ聖意臣を待つ所の深淺を測らず、上元旨有りて燈四千椀を買ひ、有司無狀市價を虧減するに因つて、臣即ち上書論奏しぬ。先帝大いに喜び、即時施行したまへり。

- 英宗の年號 ● 慶曆淺く ● 直史館の職 ● 喪に遭ふこと ● 服闋すまで役入覲す ● 遼國の臣
- 下地ありとの意 ● 自説を曲げて其説に附加同す ● 英宗神宗 ● 神益 ● 正月十五日 ● 不都合にも市價をねざる

若少加附會。進用可必。自惟遠人。蒙二帝非常之知。不忍欺天。負心。欲具論安石所爲。不可施行。狀以紳萬一。然未測聖意。待臣深淺。因上元有旨。買燈四千椀。有司無狀。虧減市價。臣即上書論奏。先帝大喜。即時施行。

臣以此卜知先帝聖明。能受盡言。上疏六千餘言。極論新法不便。後復同考。試進士。擬對御試策。進士。并言安石不知人。不可大用。先帝雖未聽。從然亦嘉臣。愚直。初不諱。問而安石大怒。其黨無不切齒。爭以傾

臣此を以て先帝の聖明、能く盡言を受くるを卜知し、上疏六千餘言、極めて新法の便ならざるを論ず。後復同じく進士に考試せられ、御試、進士を策するに擬對し、并に安石人を知らず、大用すべからざるを言へり。先帝未だ聽從せずと雖も、然も亦臣が愚直を嘉して、初め諱問せず。而して安石大いに怒り、其の黨切齒し、争つて以て臣を傾けざるは無し。御史知雜謝景溫、首として死力を出し、臣が憂に丁りて郷に歸るの日、舟中曾て私鹽を販すと彈奏し、遂に諸路に下して體量し、當時の梢工篙手等を追捕し、考掠して證を取りぬ。但實に其事無かりしを以て、故に鍛鍊すれども成らずして止みぬ。臣此れに縁つて禍を懼れて出でんことを乞ひ、連りに三たび外補に任せられき。而も先帝の臣を脊する衰へず、

臣御史知雜  
謝景溫首出  
死力彈劾臣  
丁憂歸鄉日  
舟中曾取私  
鹽遂下詔路  
體量追捕當  
時精工當手  
等考掠取證  
但以實無其  
事故鍛鍊不  
成而止臣緣  
此懼禍乞出  
連三任外補  
而先帝眷臣  
不衰時因賀  
謝表章即對  
左右稱道黨  
人疑臣復用  
而李定何正

時に賀謝表章に因つて、即ち左右に對つて稱道せり。黨人臣の復用ひられんを疑ひ、李定・何正臣・舒賣の三人、僞語を構造して、醜醜百端、必ず臣を死に致さんと欲す。先帝初め亦聽かず。而も此の三人執奏して已まず。故に臣罪を得て獄に下さる。定等悍吏皇邊を選差し、吏卒を將帶し、湖州に就いて追攝すること、寇賊を捕ふるが如し。臣即ち妻子と訣別し、書を留めて弟轍に與へ、後事を處置せしめ、自ら必死を期し、揚子江を過ぐるるとき、便ち自ら江中に投せんと欲せしが、吏卒監守して果さず。獄に到るや、即ち食はずして死を求めんと欲しき。而も先帝使を遣し、獄に就いて約勅する所有り。故に獄吏敢て別に非横を加へず、臣も亦先帝の臣を殺すに意無きを覺知し、故に復殘喘を留めて今日に至るを得たり。黃州に竄責せらるゝに及び、表疏有る毎に、先帝復左右に對して稱道し、哀憐獎激、意ふに復用ひんと欲す。而して左右固く争つて以て不可と爲せること、臣遠に在りと雖も、亦具に之を聞けり。古人言有り、聚蚊雷

臣舒賣三人。  
醜醜百端。必欲  
致臣於死。先  
帝初亦不聽。  
而此三人執  
奏不已。故臣  
得罪下獄。定  
等選差悍吏  
皇邊。將帶吏  
卒。就湖州追  
攝。如捕寇賊。

を成し、積羽舟を沈むと。寡は衆に勝たざるを言ふ也。先帝臣を知る特達此の如きを以てして、而して臣終に患難を免れざる者は、左右臣を疾む者衆きを以てなり。

- 言を盡して發露す
- 上神宗皇帝書
- なぞちへて作文す
- 官名也、中亮につぐ
- 私に鹽を販賣せり云々と彈劾す
- 調査
- 探取や船以など
- 拷問
- 罪を構成するに
- 引續いて三回地方官に任せられたり
- 目をかく
- 發賣又は謝恩の上表
- 流言蜚言
- 罪を附道せんがために百方工夫する貌
- 引率す
- 追捕
- 僞語ありしなり
- 無罪非道
- 餘命
- 瀕めて邊地に沈ま
- 賊國策に出づ、微小の者も明によりて大となる義あり
- 格別の御眷顧あること

臣即與妻子訣別。留書與弟轍。處置後事。自期必死。過揚子江。便欲自投江中。而吏卒監守不果。到獄。即欲不食求死。而先帝遣使就獄。有所約勅。故獄吏不敢別加非横。臣亦覺知先帝無意殺臣。故復留殘喘。得至今日。及竄責黃州。每有表疏。先帝復對左右稱道。哀憐獎激。意欲復用。而左右固争以爲不可。臣雖在遠。亦具聞之。古人有言。聚蚊成雷。積羽沈舟。言寡不勝衆也。以先帝知臣特達如此。而臣終不免於患難者。以左右疾臣者衆一也。及陛下即位。

陛下位に即くに及び、臣を貶所より起し、一年に及ばずして、位に禁林に備へ

起三臣於貶所。不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>一年。備<sub>二</sub>位禁林。遭<sub>レ</sub>遇之異。古今無<sub>レ</sub>比。臣每自惟。昆蟲草木之微。無<sub>レ</sub>以仰<sub>二</sub>報天地生成之德。惟有<sub>レ</sub>獨立不<sub>レ</sub>倚。知無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>言。可<sub>レ</sub>以少報<sub>二</sub>萬一。始<sub>レ</sub>衙前差<sub>レ</sub>履利害。與<sub>二</sub>孫永傳<sub>レ</sub>。韓維<sub>レ</sub>。亦與<sub>二</sub>司馬<sub>レ</sub>。異<sub>レ</sub>論。光初不<sub>レ</sub>以此怒<sub>レ</sub>臣。而臺諫諸人。逆探<sub>レ</sub>光意。遂與<sub>レ</sub>

らる。遭<sub>レ</sub>遇の異、古今比無<sub>レ</sub>し。臣毎に自ら惟へらく、昆蟲草木の微、以て天地生成の德に仰<sub>レ</sub>報する無<sub>レ</sub>し、惟<sub>レ</sub>獨立倚せず、知<sub>レ</sub>つて言はざることを無<sub>レ</sub>く、以て少しく萬一に報すべき有り。始め衙前差<sub>レ</sub>履の利害、孫永・傅堯愈・韓維と爭議し、因<sub>レ</sub>つて亦司馬光と論を異にす。光初め此を以て臣を怒るをせず、而も臺諫の諸人、逆<sub>レ</sub>め光が意を探り、遂に臣と仇を爲す。臣又素より程頤の姦を疾み、未だ嘗て假すに色詞を以てせず。故に頤の黨人、目を側てざるは無し。朝廷大姦數人を廢黜せしより、其の餘黨猶ほ要近に在り、陰に之れが地を爲せり、特に未だ發せざるのみ。小臣周穉、乃ち敢て上疏して王安石を用<sub>レ</sub>つて配享せんと乞ひ、以て朝廷に嘗試す。臣竊に料るに穉は草芥の微のみ、敢て此議を建<sub>レ</sub>つ。必ず陰に其事を主とする者有らんと。是を以て上書して、逆<sub>レ</sub>め其姦鋒を折き、重く行遣を賜ひて、以て小人の謀を破らんと乞ふ。此に因<sub>レ</sub>つて黨人尤も忿疾を加へぬ。

● 哲宗 ● 趙鼎合人より翰林學士となりしを指す ● 自ら論ふ ● 擢<sub>レ</sub>授の名 ● 蔡<sub>レ</sub>役 毎戸より人夫を出さしめ、雇役は等級に應じて出錢せしめ人夫を雇ふ法 ● 退<sub>レ</sub>公と學<sub>レ</sub>論せしも退<sub>レ</sub>公突つてすし事<sub>レ</sub>指す ●

程伊川 ● 顔色言語の上にも容赦せざる也 ● 呂<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>辜<sub>レ</sub>等 ● 鄧<sub>レ</sub>綰<sub>レ</sub>等を指す ● 御側近き福<sub>レ</sub>安<sub>レ</sub>の地 ● 祖宗の宗廟に合記す ● 試験的に進言す ● 河地へ逐<sub>レ</sub>ひ遣りて ●

臣爲<sub>レ</sub>仇。臣又素疾<sub>二</sub>程頤<sub>レ</sub>之姦。未<sub>レ</sub>嘗假<sub>二</sub>以<sub>二</sub>色詞<sub>レ</sub>。故頤之黨人。無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>側<sub>レ</sub>目。自<sub>二</sub>朝廷廢<sub>二</sub>大姦數人<sub>レ</sub>。而其餘黨猶在<sub>二</sub>要近<sub>レ</sub>。陰爲<sub>二</sub>之地<sub>レ</sub>。特未<sub>レ</sub>發<sub>レ</sub>爾。小臣周穉。乃敢上疏。乞<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>王安石<sub>レ</sub>。配享<sub>二</sub>以<sub>二</sub>嘗<sub>レ</sub>試朝廷<sub>レ</sub>。臣竊料穉草芥之微。敢建<sub>二</sub>此議<sub>レ</sub>。必有<sub>レ</sub>陰主<sub>二</sub>其事<sub>レ</sub>者。是以上書。逆<sub>レ</sub>折<sub>二</sub>其姦鋒<sub>レ</sub>。乞<sub>レ</sub>重賜<sub>二</sub>行遣<sub>レ</sub>。以破<sub>レ</sub>小人<sub>レ</sub>之謀。因<sub>レ</sub>此黨人尤加<sub>二</sub>忿疾<sub>レ</sub>。

其後又與<sub>二</sub>程頤<sub>レ</sub>。不可<sub>レ</sub>回<sub>レ</sub>奪<sub>二</sub>利害<sub>レ</sub>。且上疏<sub>レ</sub>爭<sub>レ</sub>之。遂大失<sub>二</sub>執事<sub>レ</sub>。政意<sub>レ</sub>積<sub>二</sub>此數事<sub>レ</sub>。恐<sub>レ</sub>別<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>患禍<sub>レ</sub>。又緣<sub>二</sub>臂痛<sub>レ</sub>。日昏<sub>レ</sub>。所以累<sub>レ</sub>章力<sub>二</sub>求<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>外。竊伏<sub>二</sub>思念<sub>レ</sub>。自<sub>二</sub>泰<sub>レ</sub>禁<sub>レ</sub>近<sub>二</sub>三年<sub>レ</sub>。

其後又<sub>レ</sub>經<sub>レ</sub>筵<sub>二</sub>に與<sub>レ</sub>り、極めて<sub>レ</sub>黃河の回<sub>レ</sub>奪<sub>レ</sub>すべからざる利害を論じ、且つ上疏して之れを争ひ、遂に大いに執政の意を失す。此數事を積めり、別に患禍を致さん<sub>レ</sub>を恐れ、又臂痛く目昏きに縁り、累章して外に補せられんことを力求する所以なり。竊に伏して思念するに、禁近を忝くしてより、三年の間、臺諫臣を言ふ者數四、只策を發し麻を草するに因り、語言を羅織して、以て謗訕と爲す。本疑似無し、白して<sub>レ</sub>誣<sub>レ</sub>執<sub>レ</sub>を加ふ。其間曖昧<sub>レ</sub>語<sub>レ</sub>懇<sub>レ</sub>す。陛下其の實無きを察して、降出せざる者、又其幾何なるかを知らず。若し<sub>二</sub>聖<sub>レ</sub>の仁明、<sub>二</sub>肝膈<sub>レ</sub>を洞察す

之聞。臺諫言臣者數四。只因發策草麻。羅織語言。以爲謗訕。本無疑似。白加誣執。其間曖昧。其無實而不降出者。又不知其幾何矣。若非三聖仁明。洞照肝膈。則臣爲黨人所傾。首領不保。豈敢望如先帝之教。臣乎。自出知杭州。二年。粗免人言。中開法

るに非ずんば、則ち臣は黨人の傾くる所と爲り、首領保たざらん。豈敢て先帝の臣を赦すが如くなるを望まんや。出でて杭州に知たりしより二年、粗人言を免る。中間法外、顔章・顔益二人を刺配せり。蓋し積弊を改むるに、事已むを獲ざりき。陛下亦已に臣を赦したれども、而も言ふ者は赦さず、論奏已ます。其意豈顔章等が爲ならんや。此を以て知りぬ、黨人の意、未だ嘗て一日も臣を傾くるに在らずんばあらず、垢を洗ひ瑕を求めて、止此事を得たるを。今は忽ち聖恩を蒙り、召還擢用せられ、又臣が弟轍を除して執政と爲す。此二事は皆大臣の本意に非ざらん。

● 經書圖義の節に出入す ● 河道を變更するの利害 ● 賢の病と聖病と ● 適りに書を上る ● 制策を發し詔勅を作る ● 作り飾り垢へ成す ● モシリ ● 元來領よりたる罪の形迹だになし ● 羅織訛言す ● 書面を下り渡す ● 哲宗と太皇太后高氏と ● 胸中 ● 首を保全しがたし ● 法の制限以外 ● 入れ置して流刑に處す ● 臣を罪に附れんとする者は未だ臣を許さず ● 一生懸命に探察して、雖に此の法外刺配の一事を得たるのみ ● 元祐六年三月翰林學士家曾となり弟轍尚書右丞となる

外刺配顔章顔益二人。蓋改積弊。事不獲已。陛下亦已教臣。而言者不教。論奏不已。其意豈爲顔章等哉。以此知黨人之意。未嘗一日不在傾臣。洗垢求瑕。止得此事。今者忽蒙三聖恩。召還擢用。又除臣弟轍爲執政。此二事皆非三大臣本意。

竊計黨人必大猜忌。孽風以須。勢必如此。閉命悸恐。以福爲災。即日上章辭免乞。那行至中路。果開弟轍爲臺諫。所攻。撤出解字待罪。又蒙陛下委曲照見。情狀。方獲保全。臣之剛禍。衆所共知。黨人

竊に計るに黨人必ず大いに猜忌し、孽風以て須たん。勢必ず此の如しと。命を聞いて悸恐、福を以て災と爲し、即日上章辭免して郡を乞ひぬ。行中路に至り、果して弟轍が臺諫の攻むる所と爲り、解字を撤出して罪を待つを聞き、又陛下が委曲情狀を照見するを蒙り、方に保全を獲たりと。臣の剛禍は、衆の共に知る所、黨人の嫌忌、弟轍よりも甚し。豈敢て衰病の餘を以て、復其鋒を犯さんや。自ら罪の言ふべき無きを知ると雖も、而も今の言ふ者、豈是非曲直を問はんや。竊に謂ふに、人主の臣子を待つや、公道以て相知るに過ぎず、黨人の怨嫌を報ずる、必ず巧發して陰中するを爲す。臣豈敢て二聖公道の知を恃んで、而して黨人陰中の禍に傲らんや。煩瀆を避けず、自ら入仕以來の進退本末を陳する

嫌忌。甚於於弟。繼之。豈敢以衰病之餘。復犯其鋒。雖自知無罪。可謂言。而今之言者。豈問是非曲直。竊謂人主之待臣子。不過公道。以相知。黨人之報。怨嫌。必爲巧發。而陰中。臣豈敢恃二聖公道之知。傲黨人而陰中之禍。所以不避煩瀆。自陳入仕以來。進退本末。欲陛下知臣危行。獨立不回。以犯衆怒者。所從來遠矣。又欲陛下知臣平生。冒涉患難。危險如此。今餘年無幾。不免有遠禍。全身之意。再三辭遜。實非矯飾。柳下惠有言。直道而事人。焉往而不三黜。臣若貪得患

所以は、陛下が臣の危行獨立回らず、以て衆怒を犯す者、従つて來る所遠きを知らんことを欲し、又陛下が臣の平生患難を冒涉して、危險此の如く、今餘年幾も無く、禍に遠ざかり身を全うするの意有るを免れず、再三辭遜する、實に矯飾に非ることを知らんと欲するのみ。柳下惠言へる有り、道を直うして人に事へば、焉くに往くとしてか三たび黜けられざらんと。

- 刃を磨いて待つ義、左傳昭公十二年の修參照
- 中途
- 役宅を引拂ふ
- 罪福の誤にて罪情似る義
- 公平の道
- 巧に手段を廻らして陰に罪に誘す
- 類例にして罪を巧すを避けず
- 朝に入
- 奇矯にして故違に飾り立つるに非ざらざらんと
- 論語子路に見ゆ
- 三
- 度位退けらるゝは勿論なりとの義

臣若し得を貪り失を患へ、世に隨つて俛仰して、其常度を改めば、則ち

失。隨世俛仰。改其常度。則陛下亦安所用。臣若守其初心。始終不變。則羣小側目。必無安理。雖蒙二聖深知。亦恐終不覆計慮。莫若求去。非不懷戀天地父母之恩。而衰老之餘。恥復與羣小計較。短長曲直。爲世間高人長者所笑。伏望二聖慈。察二臣至誠。

陛下亦安んぞ臣を用ふる所あらん。若し其初心を守り、始終變ぜずんば、則ち羣小目を側て、必ず安きの理無し。二聖の深知を蒙ると雖も、亦終に衆に勝たざるを恐る。反覆計慮して、去るを求むるに若くは莫しとする所以は、天地父母の恩を懷戀せざるに非ずして、衰老之餘、復羣小と短長曲直を計較し、世間高人長者の笑ふ所と爲らんことを恥づるのみ。伏して聖慈を望む、臣が至誠を察して、特に指揮を執政に賜り、累奏を檢會して、只親嫌回避を作し、早く一郡に除せられ、有る所の今來の奏狀は、乞ふ中に留めて出さず、以て臣子を保全せよ。臣大願に勝へず。若し朝廷臣が不才を以てせず、猶ほ驅使せんと欲せば、或は一重難邊郡に除すとも、臣敢て辭避せず。報國の心、死して後に已まん。惟禁近に在つて、黨人をして猜疑して、別に陰中を加へしむるを願はざるなり。天威を干犯し、謹んで斧鑕を俟つ。

- 俛は俯に同じ
- 自己平常の操守
- 從來上りし奏狀を檢査す
- 近親在朝を回避して外を請ふの例



特賜<sub>二</sub>指揮執<sub>一</sub>政。檢<sub>二</sub>會累奏<sub>一</sub>。只作<sub>二</sub>親據回避<sub>一</sub>。早除<sub>二</sub>一郡<sub>一</sub>。所有<sub>二</sub>今來奏狀<sub>一</sub>。乞留<sub>二</sub>中不出<sub>一</sub>。以保<sub>二</sub>全臣子<sub>一</sub>。臣不<sub>レ</sub>勝<sub>二</sub>大願<sub>一</sub>。若朝廷不<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>臣不才<sub>一</sub>。猶欲<sub>二</sub>驅使<sub>一</sub>。或除<sub>二</sub>一重難邊郡<sub>一</sub>。臣不<sub>レ</sub>敢辭<sub>二</sub>避<sub>一</sub>。報國之心。死而後已。惟不<sub>レ</sub>願<sub>二</sub>在<sub>二</sub>禁近<sub>一</sub>。使<sub>二</sub>萬人猜疑<sub>一</sub>。別加<sub>二</sub>陰中<sub>一</sub>也。于<sub>二</sub>犯天威<sub>一</sub>。謹俟<sub>二</sub>斧鑕<sub>一</sub>。

● 自ら指す ● 邊鄙遠治の轉地 ● 懸に罪を中(ア)てしめん事を願はず ● 斧頭の誤明

狄山匈奴和親を論ず

軾謹按<sub>二</sub>漢制<sub>一</sub>。博士秩皆<sub>二</sub>六百石<sub>一</sub>耳。然朝廷有<sub>二</sub>大事<sub>一</sub>。必與<sub>二</sub>丞相御史九卿<sub>一</sub>列侯。同議<sub>二</sub>可否<sub>一</sub>。蓋親<sub>二</sub>儒臣<sub>一</sub>。尊<sub>二</sub>經術<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>小臣<sub>一</sub>而廢<sub>二</sub>其言<sub>一</sub>。故狄山<sub>二</sub>匈奴和親<sub>一</sub>。軾謹<sub>二</sub>按<sub>一</sub>漢制<sub>二</sub>博士秩皆六百石<sub>一</sub>耳。然朝廷有<sub>二</sub>大事<sub>一</sub>。必與<sub>二</sub>丞相御史九卿<sub>一</sub>列侯。同議<sub>二</sub>可否<sub>一</sub>。蓋親<sub>二</sub>儒臣<sub>一</sub>。尊<sub>二</sub>經術<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>小臣<sub>一</sub>而廢<sub>二</sub>其言<sub>一</sub>。故狄山<sub>二</sub>匈奴和親<sub>一</sub>。軾謹<sub>二</sub>按<sub>一</sub>漢制<sub>二</sub>博士秩皆六百石<sub>一</sub>。然<sub>二</sub>れども朝廷<sub>一</sub>大事有<sub>レ</sub>れば、必<sub>二</sub>丞相御史九卿<sub>一</sub>列侯と、同じく<sub>二</sub>可否<sub>一</sub>を議す。蓋<sub>二</sub>し儒臣<sub>一</sub>を親み、<sub>二</sub>經術<sub>一</sub>を尊び、<sub>二</sub>小臣<sub>一</sub>を以て<sub>二</sub>其言<sub>一</sub>を廢せず。故<sub>二</sub>に狄山<sub>一</sub>は張湯と上の前に<sub>二</sub>爭議<sub>一</sub>するを得たり。此<sub>二</sub>れ人臣<sub>一</sub>の甚<sub>二</sub>だ難<sub>一</sub>しとする所<sub>二</sub>にして、而<sub>二</sub>して人主<sub>一</sub>の聞<sub>二</sub>かんと欲<sub>一</sub>する所也。溫言<sub>二</sub>以て之<sub>一</sub>を來し、<sub>二</sub>虛懷<sub>一</sub>以て之<sub>一</sub>を受くるも、猶<sub>二</sub>ほ敢<sub>一</sub>て言<sub>二</sub>はざらんを恐<sub>一</sub>る。又<sub>二</sub>況<sub>一</sub>んや武帝<sub>二</sub>色<sub>一</sub>を作し、<sub>二</sub>怒<sub>一</sub>に憑<sub>二</sub>つて之<sub>一</sub>を死<sub>二</sub>に致<sub>一</sub>せる如<sub>二</sub>きをや。故<sub>二</sub>に湯<sub>一</sub>の事<sub>二</sub>を用<sub>一</sub>ふる、<sub>二</sub>盜賊<sub>一</sub>

をして天下に半<sub>二</sub>して、漢室<sub>一</sub>をして幾<sub>二</sub>と亂<sub>一</sub>れしむるを致<sub>二</sub>し<sub>一</sub>は、蓋<sub>二</sub>し狄山<sub>一</sub>の容<sub>二</sub>れられざりし<sub>一</sub>に起<sub>二</sub>れるなり。

● 漢武帝の時博士たり、御史大夫張湯と匈奴和親の事を争ふ ● 言を委げて直言を避ふ ● 虛心坦懐、己を空しうして之を受く ● 狄山の言容れられざりし爲に漢室斯く危急に瀕せりと也 ● 強辯の致を爲すや ● 狄山の言容れられざりし爲に漢室斯く危急に瀕せりと也

山得<sub>二</sub>與<sub>一</sub>張湯<sub>二</sub>爭<sub>一</sub>議上<sub>二</sub>前<sub>一</sub>此<sub>二</sub>人臣<sub>一</sub>之所<sub>二</sub>甚<sub>一</sub>難<sub>二</sub>而人主<sub>一</sub>之所<sub>二</sub>欲<sub>一</sub>聞<sub>二</sub>也<sub>一</sub>。溫言<sub>二</sub>以<sub>一</sub>來<sub>二</sub>之<sub>一</sub>。虛懷<sub>二</sub>以<sub>一</sub>受<sub>二</sub>之<sub>一</sub>。猶恐<sub>二</sub>不<sub>一</sub>敢<sub>二</sub>言<sub>一</sub>。又況<sub>二</sub>如<sub>一</sub>武帝<sub>二</sub>作<sub>一</sub>色<sub>二</sub>憑<sub>一</sub>怒<sub>二</sub>致<sub>一</sub>之<sub>二</sub>於<sub>一</sub>死<sub>二</sub>乎<sub>一</sub>。故湯<sub>二</sub>之<sub>一</sub>用<sub>二</sub>事<sub>一</sub>。致<sub>二</sub>使<sub>一</sub>盜賊<sub>二</sub>半<sub>一</sub>天下<sub>二</sub>而漢室<sub>一</sub>幾<sub>二</sub>亂<sub>一</sub>。蓋<sub>二</sub>起<sub>一</sub>於<sub>二</sub>狄山<sub>一</sub>之不<sub>レ</sub>容<sub>二</sub>也<sub>一</sub>。

張九齡肯て張守珪牛仙客を用ひず

軾竊<sub>二</sub>謂<sub>一</sub>士大夫<sub>二</sub>砥<sub>一</sub>礪<sub>二</sub>名節<sub>一</sub>。正<sub>二</sub>色<sub>一</sub>立<sub>二</sub>朝<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>務<sub>二</sub>雷同<sub>一</sub>以<sub>二</sub>固<sub>一</sub>中<sub>二</sub>祿位<sub>一</sub>。非<sub>二</sub>獨人<sub>一</sub>臣<sub>二</sub>之<sub>一</sub>私<sub>二</sub>義<sub>一</sub>。乃<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>國家<sub>二</sub>所<sub>一</sub>軾竊<sub>二</sub>謂<sub>一</sub>士大夫<sub>二</sub>砥<sub>一</sub>礪<sub>二</sub>名節<sub>一</sub>。正<sub>二</sub>色<sub>一</sub>立<sub>二</sub>朝<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>務<sub>二</sub>雷同<sub>一</sub>以<sub>二</sub>固<sub>一</sub>中<sub>二</sub>祿位<sub>一</sub>。非<sub>二</sub>獨人<sub>一</sub>臣<sub>二</sub>之<sub>一</sub>私<sub>二</sub>義<sub>一</sub>。乃<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>國家<sub>二</sub>所<sub>一</sub>張九齡肯<sub>二</sub>て張守珪<sub>一</sub>牛仙客<sub>二</sub>を用<sub>一</sub>ひず。軾竊<sub>二</sub>に謂<sub>一</sub>ふ、士大夫<sub>二</sub>大名節<sub>一</sub>を砥礪<sub>二</sub>し、色<sub>一</sub>を正<sub>二</sub>して朝<sub>一</sub>に立<sub>二</sub>つに、雷同<sub>一</sub>を務<sub>二</sub>めて以<sub>二</sub>て祿位<sub>一</sub>を固<sub>二</sub>うせざるは、獨<sub>一</sub>り人臣<sub>二</sub>の私義<sub>一</sub>のみに非<sub>二</sub>ず、乃<sub>二</sub>ち天下<sub>一</sub>國家<sub>二</sub>の、恃<sub>一</sub>んで以<sub>二</sub>て安<sub>一</sub>き所の者也。若<sub>二</sub>し名節<sub>一</sub>一たび衰<sub>二</sub>へば、忠信<sub>一</sub>聞<sub>二</sub>えず、亂<sub>一</sub>亡<sub>二</sub>之<sub>一</sub>に隨<sub>二</sub>ふこと、捷<sub>一</sub>きこと影響<sub>二</sub>の如<sub>一</sub>くならん。西漢<sub>二</sub>の末<sub>一</sub>、敢<sub>二</sub>て言<sub>一</sub>ふ者は、惟<sub>二</sub>王章<sub>一</sub>朱雲<sub>二</sub>一人<sub>一</sub>のみ。章<sub>二</sub>死<sub>一</sub>

恃以安者也。若名節一喪。忠信不聞。亂亡隨之。捷如影響。西漢之末。敢言者惟王章朱雲二人。章死而雲廢。則公卿持祿保妻子。如張禹孔光之流。耳。故王莽以斗筲穿窬之才。恣取神器。如反掌。唐開元之末。大臣守正不回。惟張九齡一人。九齡既已忤旨罷相。明皇不復聞其過。以致祿山之亂。治亂之機。可不慎哉。

して雲廢せらる。則ち公卿の祿を持し妻子を保せるは、張禹孔光の流の如きのみ。故に王莽は斗筲穿窬の才を以て、恣に神器を取ること。掌を反すが如かりき。唐の開元の末、大臣正を守つて回らざりしは、惟張九齡一人のみ。九齡既に已に旨に忤うて相を罷められ、明皇復其過を聞かず、以て祿山の亂を致せり。治亂の機、慎まざるべけんや。

● 唐き爾くこと ● 附和雷同を事として ● 影の形に従ひ響の聲に應ずるが如し ● 王鳳の罪を論じて獄死せし人 ● 張禹を論じて廢せられし人 ● 漢を專奪せる人 ● 體類なる才と小賤的の才とを以て ● 老中に天下は神器なり云々 ● 極めて容易なること ● 開元廿四年九齡降將安祿山の罪死すべきを奏して用ひられず

黃州に到る謝表

狂愚冒犯。固<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>常刑<sub>一</sub>。仁聖矜憐。特從<sub>二</sub>輕典<sub>一</sub>。赦<sub>二</sub>其必死<sub>一</sub>。許<sub>二</sub>以自新<sub>一</sub>。祇服<sub>二</sub>訓辭<sub>一</sub>。惟知<sub>二</sub>感涕<sub>一</sub>。中謝伏念。臣早緣<sub>二</sub>科第<sub>一</sub>。誤忝<sub>二</sub>縉紳<sub>一</sub>。親逢<sub>二</sub>睿哲<sub>一</sub>之興。途有<sub>二</sub>功名<sub>一</sub>之望。亦嘗召<sub>二</sub>對便殿<sub>一</sub>。考<sub>二</sub>其所學<sub>一</sub>之言。試守<sub>二</sub>三州<sub>一</sub>。觀<sub>二</sub>其所行之實<sub>一</sub>。而臣用意過當。日趨<sub>二</sub>於迷<sub>一</sub>。賦命衰窮。天奪<sub>二</sub>其魄<sub>一</sub>。叛<sub>二</sub>違義理<sub>一</sub>。

狂愚冒犯は、固より常刑有り。仁聖矜憐して、特に輕典に従ひ、其の必死を赦し、許すに自新を以てす。祇んで訓辭に服し、惟感涕を知るのみ。(中謝)伏して念ふに、臣早に科第に緣つて、誤つて縉紳を忝うす。親しく睿哲の興に逢つて、遂に功名の意有り。亦嘗て便殿に召對して、其の學ぶ所の言を考へ、試して三州に守たり。其の行ふ所の實を觀るに、臣が用意過當、日に迷に趨き、賦命衰窮、天其魄を奪ひ、義理に叛違し、恩私に孤負し、茫として醉夢の中の如く、言語の出入を知らず。至仁屢々赦さると雖も、而も衆議容れず。罪を案じ情を責めば、固より宜しく斧鑕に兩觀に伏すべし。恩を推して法を屈するも、猶ほ當に魑魅を三危に禦ぐべし。豈謂はんや、尙ほ散員を玷し、更に善地を叨にし、驥驎の野に投界して、樗櫟の生を保全す。臣至愚と雖も、豈幸を知らざらんや。此れ蓋し伏して遇ふ皇帝陛下、徳刑並び用ひ、善惡兼ね容れ、法行うて恩を知らしめんと欲す。是を用つて小懲して大誡するなり。天地能く之を覆載す、而も之を度外に容るゝ

孤負恩私。茫如醉夢之中。不知言語之出。雖至仁屢赦。而衆議不容。案罪責情。固宜伏斧鉞於兩觀。推恩屈法。猶當繫三總魅于三危。豈謂尙玷散員。更叨善地。投界塵塵之野。保全榜櫟之生。臣雖至愚。豈不知幸。

能はず、父母能く之を生育す、而も之を死中に出す能はず。伏して惟ふに此恩、何を以てか報を爲さん。惟當に疏食没齒し、門を杜ちて恩を思ひ、深く積年の非を悟つて、永く多士の戒と爲すべきを。聖世を貪戀して、敢て身を殺さず。庶幾は餘生未だ棄物と爲らず。若し力を鞭筆の下に盡すを獲ば、必ず將に軀を矢石の間に捐てんとす。天を指し心に誓ふ。死有りと易ふること無し。

● 蘇轍 ● 自ら改過して心を新にす ● 中間の贈酬を略すといふ意の原註 ● 聖天子の純起 ● 密州、徐州、湖州 ● 當を失うて心得違多し ● 生來の運命を自ら拙くす ● そむく ● 諫に兩觀の下に就く、兩觀は宮の門闕 ● 山林異氣の生ずる變化なり、三危は山の名、山開僻地に遠隔せらるべき當と也 ● 閑散の役を委うし、又良好なる土地の長官たり ● 幽むさびの類の住める地に投與す ● 薪木なり、用以立たぬ人に贈ふ ● 天はよく萬物を覆ひ地はよく載するも法外に容赦する能はず ● 粗食して生涯を終る ● あやまり ● 多數世間の人 ● 軍役に従ふなり

稍從内遷。示不終棄。罪已甘於萬死。恩實出於再生。祇服訓詞。惟知感涕。臣軾中謝伏念。臣向者名過其實。食浮於人。兄弟竝竊於賢科。衣冠或以爲盛事。旋從冊府。出領郡符。既無片善。可紀於絲毫。而以重罪。當膏於斧鉞。雖

汝州に量移せらるゝを謝する表

稍内遷により、終に棄てられざるを示す。罪已に萬死を甘んず、恩實に再生に出づ。祇んで訓詞に服し、惟感涕を知るのみ。臣軾(中謝)伏して念ふに、臣向には名其實に過ぎ、食人に浮く。兄弟竝に賢科を竊み、衣冠或は以て盛事と爲す。旋冊府より、出で、郡府を領す。既に片善の絲毫に紀すべき無く、而も重罪を以て當に斧鉞に膏すべし。恩貸を蒙ると雖も、平生に愧づる有り。隻影自ら憐み、命を江湖の上に寄す。驚魂未だ定らず、夢に縲紲の中に遊ぶ。憔悴人に於ず、猖狂志を失ふ。妻孥の竊に笑ふ所、親友も交を絶つに至り、疾病年を連ね、人皆相傳へて已に死せりと爲す。饑寒日を併せ、臣も亦自ら其餘生を厭ふ。豈謂はんや草芥の賤微、尚ほ朝廷の記録を煩はし、其惘悔を開き、許すに甄收を以てせんとは。此れ蓋し伏して遇ふ皇帝陛下、湯德日新、堯仁天覆、

蒙恩貸。有愧。平生。隻影。自憐。命寄。江湖之上。驚魂未定。夢遊。繚繞。之中。憔悴。非人。猖狂。失志。妻孥。之所。竊笑。親友。至於。絕交。疾病。連年。人皆。相傳。爲已。死。饑寒併。日。臣亦。自厭。其餘。生。豈謂。草芥。之賤。微。尚。煩。朝廷。之紀錄。開。其。惻。悔。許。以。甄。收。此。蓋。伏。遇。皇。帝。陛。下。湯。德。日。新。堯。仁。天。覆。建。廟。以。安。祖。考。正。六。官。而。修。典。刑。百。廢。具。興。多。士。爰。集。彈。冠。結。綬。共。忻。千。載。之。逢。掩。面。向。隅。不。忍。一。夫。之。泣。故。推。涓。滴。以。及。焦。枯。願。惟。效。死。之。無。門。殺。身。何。益。更。欲。呼。天。而。自。列。尙。口。乃。窮。徒。有。此。心。期。於。異。日。

原廟を建て、以て祖考を安んじ、六官を正して典刑を修め、百廢具に興り、多士爰に集り、冠を弾き綬を結び、共に千載の逢を忻す。面を掩ひ隅に向ふ、一夫の泣に忍びず。故に涓滴を推して、以て焦枯に及ぶ。願ふに惟死を效さん、門無く、身を殺すも何の益かあらん。更に天を呼んで自ら列せんと欲し、口を尙して乃ち窮す。徒に此の心有り、異日を期せんのみ。

- 汝州は河州より京畿に近し故に曰ふ ● 食饑人に過ぐ ● 進士の高科に上る ● 衣冠の人々にも評判せらる ● 史記 ● 地方官の官符 ● いましめの題目 ● 正ひ給ふ ● 草の如く芥の如き身 ● 帝制
- 吟味して收用す ● 仁は堯の如し ● 元豐五年十一月殿を景靈宮に建つ ● 元豐三年に官制の改正あり ● 詔に應じて朝に出て仕ふ ● 滿坐飲酒の時一人隅に向つて悲泣すれば一座皆樂まずと謂ふ滿堂罰法
- 志の故事 ● 無死於穢せんとする自己の身上に及ぶ ● 朝々好んで朝に臨らんことを恐る、尙は尙きり

昌化軍に到る謝表

竝。鬼。門。而。東。驚。浮。揮。海。以。南。遷。生。無。還。期。死。有。餘。責。臣。賦。由。謝。伏。念。臣。頃。緣。際。會。偶。竊。龍。榮。曾。無。毫。髮。之。能。而。有。邱。山。之。罪。宜。三。黜。而。未。已。跨。萬。里。以。獨。來。恩。重。命。輕。符。深。責。淺。此。蓋。伏。遇。皇。帝。陛。下。湯。德。文。炳。煥。湯。德。寬。仁。赫。日。月。

鬼門に竝うて東に驚せ、瘴海に浮んで以て南に遷る。生きて遷期無く、死して餘責有り。臣賦(中謝)伏して念ふに、臣頃る際會に縁り、偶々龍榮を竊み、會て毫髮の能無くして、而も邱山の罪有り。宜しく三黜して未だ已まざるべく、萬里に跨りて以て獨り來る。恩重く命軽く、咎深く責淺し。此れ蓋し伏して遇ふ皇。帝。陛。下。堯。文。炳。煥。湯。德。寬。仁。日。月。の。照。臨。を。赫。し。天。地。の。覆。育。を。廓。す。之。を。蠕。動。に。譬。ふ。る。に。稍。矜。憐。を。賜。り。窮。途。に。就。か。し。め。以。て。餘。齒。を。安。ん。ず。而。し。て。臣。孤。老。託。無。く。瘴。嶠。交。攻。め。子。孫。江。邊。に。慟。哭。し。已。に。死。別。を。爲。し。魑。魅。海。上。に。逢。迎。す。寧。ろ。生。還。を。許。さ。る。と。も。德。に。報。ず。る。の。何。の。時。な。る。か。を。念。ひ。此。心。の。永。く。已。む。こ。と。を。悼。む。俯。伏。流。涕。し。て。云。ふ。所。を。知。ら。ず。

- 廣西梧州府の南三十里に兩石あり鬼門謂と號す ● 廣東梧州の海 ● まはり合せ ● 柳下惠の語、論語
- 參照 ● 論語に堯を贊して煥乎とし一文章ありとあるに依る ● 尚書仲虺之語に出づ ● 日月よりも明かな



亡。終見二天日。豈敢復以二遲暮爲二歎。更生二僥倖之心。但以祿廩久空。衣食不繼。果重道遠。不免二舟行。自離二黃州。風濤驚恐。舉家重病。一子喪亡。今雖三已至二泗州。而資用罄竭。去汝尙遠。難於二陸行。無二屋可居。無二田可食。二十餘口。不知所歸。饑寒之憂。近在二朝夕。與其強顏忍恥。于三求於二衆人。不若歸命投誠。控三告於二君父。臣有三薄田在二常州宜興縣。粗給二飽粥。欲望二聖慈。許於二常州二居住。

又恐二罪戾至重。未可聽從。便安。輒叙微

一子は喪亡せり。今已に泗州に至ると雖も、而も資用罄竭す。汝を去ると尙ほ遠く、陸行に難く、屋の居るべき無く、田の食ふべき無し。二十餘口、歸せん所を知らず。饑寒の憂、近く朝夕に在り。其強顏忍恥、衆人に干求せんよりは、命を歸し誠を投じ、君父に控告せんに若かじ。臣薄田の常州宜興縣に在る有り、粗々飽粥を給す。聖慈を望みて、常州に於て居住することを許されんを欲す。

- 日糧に投するより謂ふ、饑年の難
- 時節の運る、こと
- 僥倖を希圖す
- 係累
- 重き果つ
- 厚かましく恥を忍びて
- 求む
- 命を差出し誠を打明けん
- 取置りて申し述べ
- 歸きを望みし謂ふとす

又罪戾至重。未だ便安に従ふを聽さるべからざるを恐れ、輒ち微勞を叙して、恩貸を蒙らんことを庶ふ。臣先に徐州に任ずるの日、河水城を浸し、幾と淪陷に至るを以て、臣日夜守捍し、偶々安全を獲たり。曾て朝廷勅を降して獎諭するを蒙りぬ。又嘗て沂州の百姓程業を選用し、凶黨を購捕せしめ、謀反の妖賊李鐸郭進等一十七人を獲ることを致せり。亦聖恩を蒙り、放罪を保明す。皆臣子の常分、涓埃の言ふべき無し。冒昧自陳は、窮迫に出で、因縁僥倖、功過相除、稍々福因を出で、便なる所に從ふを得んことを庶幾するのみ。垂念せよ、臣受性剛褊、賦命奇窮、既に罪を天に獲て、又下に助無く、怨仇交々積み、罪惡潰生し、羣言或は愛憎より起り、孤忠遂に疑似に陥るを。中に愧づること無しと雖も、敢て自ら明にせず。向に人主の獨り保全を賜ふに非ずんば、則ち臣の微生、豈今日有らんや。伏して惟ふ皇帝陛下、聖神天縱、文武生知、天下の英才を得て、以て三樂を全うし、斯民を仁壽に躋せて、一夫をも棄てず、勃然中興す。善を盡すと謂ふべし。而して臣百年の永歎を抱き、一飽の時無きを悼む。貧病交々攻め、死生保つこと莫し。鳧雁飛集すと雖も、何ぞ江湖に計るに足らんや。犬馬帷を蓋ふ

勞。庶蒙二恩貸。臣先任徐州。日以三河水浸。城。幾至淪陷。臣日夜守捍。偶獲二安全。曾蒙二朝廷降勅。獎諭。又嘗選二用沂州百姓程業。令購二捕凶黨。致獲二謀反妖賊李鐸郭進等一十七人。亦蒙二聖恩。保二明放罪。皆臣子之常分。無二涓埃之可言。冒昧自陳。出於窮迫。庶幾因緣僥

るを以て、臣日夜守捍し、偶々安全を獲たり。曾て朝廷勅を降して獎諭するを蒙りぬ。又嘗て沂州の百姓程業を選用し、凶黨を購捕せしめ、謀反の妖賊李鐸郭進等一十七人を獲ることを致せり。亦聖恩を蒙り、放罪を保明す。皆臣子の常分、涓埃の言ふべき無し。冒昧自陳は、窮迫に出で、因縁僥倖、功過相除、稍々福因を出で、便なる所に從ふを得んことを庶幾するのみ。垂念せよ、臣受性剛褊、賦命奇窮、既に罪を天に獲て、又下に助無く、怨仇交々積み、罪惡潰生し、羣言或は愛憎より起り、孤忠遂に疑似に陥るを。中に愧づること無しと雖も、敢て自ら明にせず。向に人主の獨り保全を賜ふに非ずんば、則ち臣の微生、豈今日有らんや。伏して惟ふ皇帝陛下、聖神天縱、文武生知、天下の英才を得て、以て三樂を全うし、斯民を仁壽に躋せて、一夫をも棄てず、勃然中興す。善を盡すと謂ふべし。而して臣百年の永歎を抱き、一飽の時無きを悼む。貧病交々攻め、死生保つこと莫し。鳧雁飛集すと雖も、何ぞ江湖に計るに足らんや。犬馬帷を蓋ふ

俸。功過相除。稍出二編囚。得從所便。垂念臣受性剛褊。賦命奇寡。既獲罪於天。又無助於下。怨仇交積。罪惡潰生。羣言或起於愛憎。孤忠遂陷於疑。似中雖無愧。不敢自明。向非三人主獨賜保全。則臣之微生。豈有今日。伏惟皇帝陛下。聖神天縱。文武生知。得天下之英才。以全三樂。斯民於仁壽。不棄一夫。勃然中興。可謂盡善。而臣抱百年之永歎。悼一飽之無時。貧病交攻。死生莫保。雖見雁飛集。何足計於江湖。而犬馬蓋難。猶有求於君父。敢祈神聖。少賜矜憐。臣見一面。前去至南京。以來聽候朝旨。

も、猶ほ君父に求むる有り、敢て神聖を祈る。少しく矜憐を賜へ。臣見る一面、前み去つて南京に至り、以來朝旨を聽候す。

● 罪 ● 自己の便利 ● 沈み陥る ● 罪過あるも放免せらるべきを保任證明せらる ● 向ふ見ずの上言 ● 聖賢楚囚の如き今日より爾れんと希ふ ● 剛情偏屈 ● 運命奇奇窮屈 ● 神聖の體は天の與へたるが如く、文武の智は生れながらに有す ● 孟子が三樂を舉げ天下の英才を教育するを樂むと言ひしを指す ● 一度飽くことすなはざるを怨む ● 揚雄の解嘲に見ゆ、二三の鼻塵ありとも物の數に入らざる義 ● 禮記に敵讐を樂てざるは馬を埋めんため云々とあり、君父の恩重を哀む也 ● 一方

臣聞好兵猶

張方平に代つて兵を用ふるを諫むる書

臣聞く兵を好むは猶ほ色を好むが如しと。生を傷るの事は一に非ず、而も色を

好む也。猶ほ色を好む者必死。好色者必死。賊民之事非一。而好兵者必亡。此理之必然者也。夫惟聖人之兵。皆出於不得已。故其勝也。享安全之福。其不勝也。必無意外之患。後世用兵。皆得已而不已。故其勝也。則變運而禍大。其不勝也。則變速而禍小。是以聖人不

好む者は必ず死す。民を賊ふの事は一に非ず、而も兵を好む者は必ず亡ぶ。此れ理の必然なる者也。夫れ惟聖人の兵のみ、皆已むを得ざるに出づ、故に其勝つや安全の福を享け、其勝たざるも必ず意外の患無し。後世の兵を用ふる、皆已むを得るも已めず、故に其の勝つや則ち變運うして禍大なり、其の勝たざるや則ち變速にして禍小なり。是を以て聖人勝負の功を計らずして、深く兵を用ふるの禍を戒む。何となれば師を興す十萬、日に千金を費し、内外騷動、道路に怠る者七十萬家。内は則ち府庫空虛、外は則ち百姓窮匱、饑寒逼迫す。其後には必ず盜賊の憂有り。死傷怨、其終は必ず水旱の報を致す。上は則ち將帥衆を擁して跋扈の心有り、下は則ち士衆久しく役して潰叛の志有り。變故百出する、皆兵を用ふるに由るなり。事を興し議を首むるの人に至つては、冥謫尤も重し。蓋し以ふに平民故無く兵に縁りて死し、怨氣充積す。必ず其咎に任する者有らん。是を以て聖人之を畏れ之を重んじ、已むを得ざるに非れば、

計勝負之功。而深戒用兵之禍。何者。與師十萬。日費千金。內外騷動。意於道路。者七十萬家。內則府庫空虛。外則百姓窮賈。饑寒逼迫。其後必有盜賊之憂。死傷愁怨。其終必致水旱之報。上則將帥擁衆。有跋扈之心。下則士衆久役。有潰叛之志。變故百出。皆由用兵。至於興事首議之人。冥譎尤重。蓋以平民無故。緣兵而死。怨氣充積。必有任其咎者。是以聖人畏之。重之。非不得已。不取用也。自古人主好勦千戈。由敗而亡者。不可勝數。臣今不敢復言。請爲陛下言其勝者。

敢て用ひざる也。古より人主好んで干戈を動かし、敗に由つて亡ぶる者、數ふるに勝ふべからず。臣今敢て復言はず、請ふ陛下の爲に、其勝つ者のみを言はん。

● 生命を傷害する事は世の中に種々あり ● 勝敗による功績の如何を計らざして ● 農業を怠る者 ● 窮乏窮乏して饑寒身にせまる ● 我意を遂にす ● 終久しきために増え致す ● 人知れぬ冥々の間 ● 以下勦勝の端を言ふ

秦始皇既平六國。復事胡越。成役之患。被於四海。雖三拓地千里。遠

秦の始皇既に六國を平け、復胡越を事とす。成役の患、四海に被り、地を拓くこと千里。遠く三代に過ぐと雖も、而も墳土未だ乾かざるに、天下怨叛し、二世世害を被り、子嬰擒せられき。滅亡の酷なる、古より未だ嘗て有らざる所也。

馮三代。而墳土未乾。天下怨叛。二世被害。子嬰被擒。滅亡之酷。自古所未嘗有也。漢武帝承文景富溢之餘。首挑匈奴。兵連不解。遂使二使尋。及於諸國。歲歲調發。所向成功。建元之閒。兵禍始作。是時蚩尤旗出。長與大等。其春戾太子生。自是師行三十餘年。死者無數。及二巫蠱事起。京師流血。偏尸數萬。太子父子皆敗。班固以爲太子生長於

漢の武帝文景富溢の餘を承け、首に匈奴を挑す。兵連つて解けず、遂に侵尋して諸國に及ばしむ。歳歳調發し、向ふ所功を成す。建元の閒、兵禍始めて作る。是の時蚩尤旗出で、長さ天と等し。其春戾太子生る。是れより師行三十餘年、死者無數なり。巫蠱の事起るに及んで、京師血を流し、偏尸數萬、太子父子皆敗れぬ。班固以爲らく、太子兵に生長し、之れと終始す。帝悟悟自ら克つと雖も、而も歿身の恨は、已に及ぶこと無しと。隋の文帝既に江南を下し、繼いで夷狄を事とし、煬帝位を嗣ぐも、此心衰へず。皆能く強國を誅滅して、威萬里に震ふ。然り而して民怨み盜起り、亡ること踵を旋さじりき。

● 趙魏楚齊燕 ● 萬里長城修築の類々いふ ● 夏殷周 ● 墳墓の土 ● 二世皇帝胡亥 ● 戾太子嬰 ● 而師して滿に降る ● 文帝世帝 ● しみ廣がること ● 人獸兵器等を説す ● 武帝の年號 ● 星の名 ● 雲に類す ● 調伏の法なり戾太子この體ににより死す ● 戮れたる屍 ● 太子自ら臨れ孫二人皆に遭ふ ● 兵亂の中 ● 陳 ● 高麗突厥



兵。與之終始。帝雖悔悟自克。而殒身之恨。已無及矣。隋文帝既下江南。繼事二夷狄。煬帝嗣位。此心不衰。皆能誅滅強國。威震萬里。然而民怨盜起。亡不旋踵。

唐太宗神武無敵。尤喜用兵。既已破滅突厥高昌吐谷渾等。猶且未厭。親駕遠東。皆志在立功。非不得已而用。其後武氏之難。唐室陵遲。不絕如綫。蓋用兵之禍。物理難逃。不然太宗仁聖寬厚。克己裕人。幾至刑

唐の太宗神武敵無く、尤も兵を用ふるを喜む。既に已に突厥・高昌・吐谷渾等を破滅し、猶ほ且つ未だ厭かず、遼東に親駕せり。皆志功を立つるに在り、已むを得ずして用ふるに非ず。其後武氏の難に、唐室陵遲、絶えざることを綫の如くなりき。蓋し兵を用ふるの禍は、物理逃れ難し。然らずば太宗の仁聖寛厚、己に克ち人を裕にし、幾んど刑措くに至りしもの、而も一傳の後、子孫塗炭。此れ豈善を爲すの報ならんや。此れに由つて之を觀れば、漢唐は兵を寛仁の後に用ふ、故に其れ勝つて僅に存し、秦隋は兵を殘暴の餘に用ふ、故に其れ勝つて遂に滅ぶ。臣毎に書を讀んで此に至り、未だ嘗て卷を掩うて流涕し、其計の過てるを傷ますんばあらざる也。若し此四君をして、其の兵を用ふるの初に方つて、隨つて即ち敗衄し、惕然戒懼して、兵を用ふるの難きを知らしめば、則ち

措。而一傳之後。子孫塗炭。此豈爲善之報也哉。由此觀之。漢唐用兵於寛仁之後。故其勝而值存。秦隋用兵於殘暴之餘。故其勝而遂滅。臣每讀書至此。未嘗不掩卷流涕。傷其計之過也。若使此四君者。方其用兵之初。隨即敗衄。惕然戒懼。知用兵之難。則變運而禍大。不勝則變速而禍小。不可不察也。昔仁宗皇帝。覆育天下。無意於兵。將

禍敗の興、當に此に至らざるべし。不幸にして每舉輒ち勝つ。故に功利に狙れて、患を慮ること深からざらしむ。臣故に曰く、勝てば則ち變速くして禍大なり、勝たざれば則ち變速にして禍小なりと。察せざるべからざる也。昔は仁宗皇帝天下を覆育し、兵に意無し。將士惰偷して、兵革朽鈍す。元昊、間に乘じて、竊に西鄙に發し、延安涇源麟府の間、敗る者三四、喪ふ所動もすれば萬を以て計ふ。而して海内晏然、兵休み事已んで民に怨言無く、國に遺患なかりき。何となれば、天下の臣庶、其の兵を好むの心無きを知り、天地鬼神、其の已むを得ざるの實有るを諒とするが故也。

- 唱歌の名
- 今の東半島方面
- 則天武后
- 漸次に類聚すること
- 録
- 泥火の若に回る
- 漢高祖
- 敗れ掩く
- 恐れ懼む
- 忽け悔む
- 武器腐朽す
- 趙元昊
- 兵を用ふるの止むを得ざること諒とす

勝則變運而禍大。不勝則變速而禍小。不可不察也。昔仁宗皇帝。覆育天下。無意於兵。將

士惰偷。兵革朽鈍。元昊乘間。竊發西鄙。延安涇源麟府之間。敗者三四。所喪動以萬計。而海內晏然。兵休事已。而民無怨言。國無遺患。何者。天下臣庶。知其無好兵心。天地鬼神。諒其有不得已之實故也。

今陛下天錫勇智。意在富強。即位以來。繕甲治兵。伺侯鄰國。羣臣百察。窺見此指。多言用兵。其始也。弼臣執國命者。無憂深思遠之心。樞臣當國論者。無慮害持難之識。在臺諫之職者。無獻替納忠之譏。從微至

今陛下天錫勇智。意富強に在り。即位以來、甲を繕し兵を治め、鄰國を伺候す。羣臣百察、此指を窺ひ見て、多く兵を用ふるを言ふ。其始めや、弼臣國命を執る者、深を憂へ遠を思ふの心無く、樞臣國論に當る者、害を慮り難を持するの識無く、臺諫の職に在る者、獻替忠を納るゝの議無く、微より著に至り、遂に厲階を成せり。既にして薛向横山の謀を爲し、韓絳深入の計を效し、陳升之呂光弼等、陰に之と力を協せ、師徒喪敗、財用耗盡す。之を寶元慶歴の敗に較れば、十が一にも及ばず。然り而して天怒り人怨み、邊兵背叛し、京師駭然たり。陛下之が爲に肝食する者累月。何者、兵を用ふるの端、陛下之を作す。是を以て吏士敵を怨むの意無くして、陛下を直なりとせざる也。尙ほ祖宗

積累の厚き、皇天保佑の深きに頼りて、故に兵出で、功なく、聖意を感悟せしむるなり。

- 天の賜與せる勇智
- 險を視よ
- 旨意
- 宰相
- 樞密使
- 御史諫官
- 可を獻じ否を察つ
- 不否を獻じて忠諫するをいふ
- 國風の階梯
- 英宗の末年西夏の横山を取ちんと謀る
- 韓絳深く敵地に入らんと謀し、呂公弼等之を助く
- 共に仁宗の年號
- 日たけて後食す、政治に勞苦するをいふ
- 陛下の德風を正氣と感悟せず

著。遂成厲階。既而薛向爲二橫山之謀。韓絳效二深入之計。陳升之呂公弼等。陰與之協力。師徒喪敗。財用耗盡。較之寶元慶歴之敗。不及二十一。然而天怒人怨。邊兵背叛。京師駭然。陛下爲之肝食者累月。何者。用兵之端。陛下作之。是以吏士無怨敵之意。而不直陛下也。尙賴二祖宗積累之厚。皇天保佑之深。故使兵出無功。感悟聖意。

然淺見之士。方且以敗爲恥。力欲三求三勝。以稱三上三心。於是王韶構三禍於三熙河。章惇然るに淺見の士、方に且つ敗を以て恥と爲し、力めて勝を求めて以て上の心に稱へんと欲す。是に於て王韶禍を熙河に構へ、章惇釁を横山に造り、熊本難を瀘に發す。然るに此等皆已降を賊賊し、老弱を俘虜し、腹心を困弊して、而して空虚無用の地を取り、以て武功と爲し、陛下をして此虛名を受けて、實禍を忽

造盤於二橫山。熊本發難於二途。然此等皆我二賊已降。俘二彙老弱。困二繁腹心。而取二空虛無用之地。以爲二武功。使二陛下受二此虛名。而忽於二實禍。勉強砥礪。奮於二功名。故沈起劉彝。復發於二安南。

使三十餘萬人。暴露瘴毒。死者十而五六。道路之人。斃於二輪送。賞糧器械。不見敵而盡。以爲用兵之意。必且少衰。而李憲之師。復出於洮州。今師徒克捷。銳氣方盛。陛下喜於二必。有輕視四夷。陵侮敵國之意。天意難測。臣實畏之。

且夫戰勝之

にし、勉強砥礪して、功名を奮はしむ。故に沈起・劉彝、復安南に發し、十餘萬人をして瘴毒に暴露せしめ、死する者十にして五六。道路の人、輪送に斃れ、賞糧器械、敵を見ずして盡く。以爲らく兵を用ふるの意、必ず且少く衰へんと。而も李憲の師、復洮州に出でぬ。「今師徒克捷し、銳氣方に盛なり。陛下一勝を喜び、必ず四夷を輕視し、敵國を陵侮するの意有らん。天意は測り難し、臣實に之を畏る。」

● 平戎策を上つて夏人と鄯州に戦ひ兵を失ふ ● 熙寧五年湖北の察訪使となり梅山洞の蠻を降す ● 熙寧二年より八年に瀘州と渝州の蠻とを伐つ ● 偶ひ殺す ● 二人桂州の知として慶安南に降す ● 食糧 ● 王韶と共に洮州に出て西夏の一將を降す

且夫戦勝の後、陛下得て知るべき者は、凱旋捷奏、拜表稱賀、耳目の觀に赫

後。陛下可得而知者。凱旋捷奏。拜表稱賀。轉然耳目之觀。至於遠方之民。肝腦塗於白刃。筋骨絕於白刃。餽流離破產。窮賈男女。蕭眼折臂。自經之狀。陛下必不得而見也。慈父孝子。孤臣寡婦之哭。聲陛下必不聞也。豈得而聞也。豈猶下屠殺牛羊。割鬻魚鱉。以爲膳羞。食者

然たるのみ。遠方の民、肝腦白刃に塗れ、筋骨餽餽に絶え、流離産を破り、男女を鬻賣し、眼を煮べ臂を折り、自經するの狀に至つては、陛下必ず得て見ざる也。慈父孝子、孤臣寡婦の哭聲、陛下必ず得て聞かざる也。譬へば牛羊を屠殺し、魚鱉を割鬻して、以て膳羞と爲すがごとし。食ふ者は甚だ美とするも、死する者は甚だ苦しむ。陛下をして其の挺刃の下に號呼し、刀凡の間に宛轉するを見しめば、八珍の美と雖も、必ず將に箸を投じて食ふに忍びざらんとす。而るを況はんや人の命を用ひて、以て耳目の觀と爲すをや。且つ陛下の將卒をして精強に、府庫をして充實すること、秦漢隋唐の君の如くならしむとも、既に勝つの後、禍亂方に興り、尙ほ救ふべからざらん。而るを況んや所在の將吏、罷軟凡庸、之を古人に較ぶれば、萬萬建はず。而も數年以來、公私窘乏、内府累世の積、地を掃つて餘無く、州郡征稅の儲、上供、殆んど盡き、百官の俸廩、僅にして能く繼ぎ、南郊の賞給、久しうして未だ辦せざるをや。此を以て舉動せば、智者有りと雖も、以て其

甚美。死者甚苦。使陛下見其號呼於庭刃之下。宛轉於刀几之間。雖八珍之美。必將投箸而不可食。而況用二人之命。以爲耳目之觀。手且使陛下將卒。橋強。府庫充實。如秦漢隋唐之君。既勝之後。禍亂方興。尙不可救。而況所在將吏。罷軟凡庸。較之古人。萬萬不逮。而數年以來。公私窘乏。內府累世之積。掃地無餘。州郡征稅之備。上供殆盡。百官俸庫。僅而能繼。南郊賞給。久而未辦。以此舉動。雖有智者。無以善其後矣。且饑疫之後。所在盜賊。遽起。京東河北。尤不可言。若軍事一興。橫斂隨作。民窮而無告。其勢不爲大盜。無以自全。邊事方深。內患復起。則勝廣之形。將在於此。此老臣所以終夜不寐。臨食而歎。至於於此。自止也。

後を善くする無けん。且つ饑疫の後、所在盜賊遽起し、京東河北、尤も言ふべからず。若し軍事一たび興らば、横斂随つて作り、民窮して告ぐる無く、其勢大盜を爲さずんば、以て自ら全うする無けん。邊事方に深く、内患復起らば、則ち勝廣の形、將に此に在らんとす。此れ老臣が終夜寐ねず、食に臨んで歎じ、慟哭して自ら止むる能はざるに至る所以なり。

- 戰死するをいふ
- 兵部運糧
- 馬活
- 首をくもる
- 肉を削ぎて切身とす
- 勝和の馳走
- 杖や刀
- 庖丁組板
- 種々の珍味を指す
- 上文に應ず
- 怯弱愚暗
- 時番
- 上へ差出し
- 了れりなり
- 天を祭る時の賞賜
- 兵を擧げりかきさば
- 尤も甚し
- 慶重苛酷なる取立
- 勝勝吳廣が兵を興して秦に叛きしが如き形勢

且臣聞之。凡舉大事。必順天心。天之所向。以之舉事。必成。天之所背。以之舉事。必敗。蓋天心向背之迹。見於災祥豐歉之間。今自近歲。日蝕星變。地震山崩。水旱厲疫。連年不解。民死將半。天心之向背。可以見矣。而陛下方且斷然不顧。興事不已。譬如人子得過於

且つ臣之を聞く、凡そ大事を舉ぐるには、必ず天心に順ふと。天の向ふ所、之を以て事を舉げば必ず成らん。天の背く所、之を以て事を舉げば必ず敗れん。蓋し天心向背の迹は、災祥豐歉の間に見はる。今近歲より、日蝕星變、地震山崩、水旱厲疫、連年解けず、民の死する將に半ならんとす。天心の向背以て見るべし。而して陛下方に且つ斷然として顧みず、事を興して已まず。譬へば人子の過を父母に得るが如し、惟恭順靜思、咎を引いて自ら責むる有らば、庶幾くは解くべし。今は乃ち紛然奴婢を詰責して、恣に箠楚を行ふ。此を以て親に事ふる、未だ父母に赦さるゝ者は有らざるなり。故に臣願くは陛下遠く前世興亡の迹を覽、深く天心向背の理を察し、意を兵革の事に絶ち、疆を保し鄰を睦し、安靜にして爲すこと無く、社稷長久の計を固うし、上は以て二宮朝夕の養を安んじ、下は以て四方億兆の命を濟はゞ、則ち臣溝壑に老死すと雖も、目を地下に瞑せん。